# 平成17年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

| 第 | 1 | 号 | (1 | 2月 | 1 | 2 | 日) |
|---|---|---|----|----|---|---|----|
|   |   |   |    |    |   |   |    |

| ○議事日程                         |
|-------------------------------|
| ○本日の会議に付した事件                  |
| ○出席議員                         |
| ○欠席議員                         |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名1 |
| ○職務のため出席した者の職氏名               |
| ○開会宣告                         |
| ○議事日程説明                       |
| ○開議宣告                         |
| ○会議録署名議員の指名                   |
| ○会期の決定                        |
| ○諸般の報告                        |
| ○町長行政報告                       |
| ○一般質問                         |
| 梅 本 和 煕 君                     |
| 谷 川 次 重 君3                    |
| 清 水 清 一 君4                    |
| 保 坂 好 明 君6.                   |
| 横 嶋 隆 二 君8.                   |
| ○会議時間の延長9                     |
| ○散会宣告                         |
| ○署名議員                         |
|                               |
| 第 2 号 (12月13日)                |
| ○議事日程                         |
| ○本日の会議に付した事件······ 10-        |
| ○出席議員                         |

| ○欠席議員   | 104 |
|---|-----|
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名                  | 104 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                               | 104 |
| ○開議宣告   | 105 |
| ○会議録署名議員の指名                                   | 105 |
| ○議第73号の委員会報告、質疑、討論、採決                         | 105 |
| ○議第96号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決                      | 111 |
| ○議第97号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決                      | 112 |
| ○議第98号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決                      | 116 |
| ○議第99号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決                      | 118 |
| ○議第100号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決                     | 120 |
| ○議第101号及び議第102号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決             | 122 |
| ○議第103号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決                     | 124 |
| ○議第104号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決                     | 128 |
| ○議第105号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決                     | 137 |
| ○議第106号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決                     | 139 |
| ○議第107号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決                     | 142 |
| ○まちづくり特別委員会中間報告について                           | 144 |
| ○閉会中の継続調査申出書について                              | 146 |
| ○日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 147 |
| ○発議第11号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決                     | 147 |
| ○日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 149 |
| ○緊急質問·······                                  | 150 |
| ○閉議及び閉会宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 152 |
| ○署名議員   | 155 |

# 平成17年12月南伊豆町議会定例会

## 議 事 日 程(第1号)

平成17年12月12日(月)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

# 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# 出席議員(10名)

1番 保 坂 好 明 君 2番 清 水 清 一 君

4番 谷川 次 重 君 6番 梅 本 和 熙 君

7番 藤田喜代治君 8番 漆田 修君

9番 齋藤 要君 10番 渡邉嘉郎君

11番 石井福光君 12番 横嶋隆二君

# 欠席議員(なし)

# 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 鈴木 史鶴哉 君 助 役 小針 弘君

教 育 長 渡 邊 浩 君 総 務 課 長 小 島 徳 三 君

企画調整課長 谷 正君 建設課長 高橋一成君

産業観光課長 鈴木博志君 窓口税務課長 外岡茂徳君

健康福祉課長 高野 馨君 生活環境課長 石井 司君

 
 会計室長
 山本正久君
 教育委員会 事務局長
 鈴木 勇 君

 水道課長
 小坂孝味君
 総務係長
 松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 博 主 幹 栗田忠蔵

# 開会 午前 9時30分

# ◎開会宣告

○議長(藤田喜代治君) 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより、平成17年12月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

# ◎議事日程説明

○議長(藤田喜代治君) 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

# ◎開議宣告

○議長(藤田喜代治君) これより、本会議第1日の会議を開きます。

# ◎会議録署名議員の指名

○議長(藤田喜代治君) 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

- 11番議員 石井福光君
- 12番議員 横嶋隆二君

# ◎会期の決定

○議長(藤田喜代治君) 会期の決定を議題といたします。

会期は議事日程のとおり、本日から12月13日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。よって、会期は12月12日より12月13日までの2日間と決定いたしました。

\_\_\_\_\_

## ◎諸般の報告

○議長(藤田喜代治君) 諸般の報告を申し上げます。

平成17年9月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

\_\_\_\_\_

#### ◎町長行政報告

○議長(藤田喜代治君) 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

**○町長(鈴木史鶴哉君)** 本日より12月定例議会、よろしくお願いを申し上げます。

平成17年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の5項目について行政報告を申し上げます。

1. フェスタ南伊豆について。

10月23日日曜日、青野川ふるさと公園を会場に、南伊豆町産業団体連絡協議会の主催で「第2回フェスタ南伊豆」を開催いたしました。

効率的・効果的な運営を図り、町民の方々の利便性を考慮し、一昨年まで別々に開催されていた「産業まつり」、「スポーツフェスタ」、「ふれあい広場」及び「健康まつり」を一堂に会して開催したものであります。

町民の地場産品に対する理解と認識を高め、生産者の生産意欲の向上を図るとともに、触れ合いの場やスポーツの振興、健康等に寄与し、町の活性化を図ることを目的とするものであります。

当日、会場では、善行者3名に対する感謝状の贈呈、銀の湯にちなみまして、36組の銀婚式対象者のうち代表2組に対する表彰が行われ、町内の産業団体、姉妹都市の長野県塩尻市、北海道富良野市等による地場産品の販売、伊勢エビのみそ汁のサービスなどが実施されました。さらに、スポーツフェスタのゾーンでは、モンスターボックスやサッカーのストラックアウトなど、ニュースポーツが熱く繰り広げられました。

これらの行事は、関係する産業団体の努力及び町民の方々の理解に支えられ、毎年多くの皆様にご参加いただき、交流の場として地域活性化の大きな原動力になっております。

本年度もたくさんの町民の方々にご来場いただき、姉妹都市塩尻市の特産農産物の販売等を中心に各種イベントを満喫し、盛秋の一日を過ごしていただきました。

今後も、なお一層「フェスタ南伊豆」が秋の一大イベントとして町民の方々に定着し、町 の活性化の一助となるよう鋭意努力していく所存であります。

2. 第2回南伊豆町子ども議会について。

第2回南伊豆町子ども議会が11月13日、子ども会連絡協議会の主催、町議会と教育委員会の後援により、役場の議場で開かれました。

子どもたちが議会体験を通じて町議会の仕組みを学び、町行政に対する理解と関心を深めるとともに、子ども会活動の活性化を図る目的で行われたものであります。

各小学校から選ばれた12人の小学生が議員となり、地区ごとに2人ずつ登壇して、「みんなが利用できるトイレやベンチのこと」、「通学路の安全」、「地震対策」、「地区の特色を生かしたまちづくり」、「生態系を考えた河川の護岸工事やゲートボール場のフェンスのこと」、「坂道に手すりをつけたり緊急車両を整備すること」などについて一般質問を行いました。

小学生議員は緊張することもなく落ち着いて質問をし、議長を務めた2中学校の生徒代表 も、初めてとは思えないほど堂々とした態度で立派に議事の進行をしました。

参加した子どもたちは、自分の住む地域に目を向け、地域の現状や問題点を実感的に把握するとともに、この貴重な体験により地方自治の一端が理解され、有意義であったと思います。

3. 町政懇談会について。

町民との意見交換の場として、11月8日の大瀬区を皮切りに、町内全地区を対象に21会場で町政懇談会を開催しております。

大雨洪水災害により延期となった石廊崎区を除いて、11月中に南崎地区、竹麻地区が終了 し、12月に南中地区及び南上地区、1月以降に三坂地区と三浜地区を実施する予定でありま す。

町民の皆様がなるべく話しやすい環境にしたいという思いから、町からの出席者は私町長、 そして助役、教育長の三役のほか、直接町民の皆様にかかわりの深い7名の課長クラスの職 員を同行いたしております。

懇談会では、当面の行政課題として、新法による市町村合併について、小中学校の再編成 について、さらに共立湊病院の建設問題について現状を報告し、その後、意見交換をさせて いただいております。

どの課題も、町にとって、また町民の皆様にとって重要かつ緊急な課題であり、難問であります。こうした難問の解決には、町民に対し情報を的確かつ迅速に提供し、町民と情報を共有することにより、町民と一緒になって考えていくことが重要であると思います。

また、行政課題の報告以外にも、地域特有の諸問題や身近な質問もございますので、それらに関しましても真摯に受けとめ、今後の行政に反映させていかなければならないと考えております。

4. 第6回静岡県市町村対抗駅伝競走大会について。

第6回静岡県市町村対抗駅伝競走大会が12月3日、静岡市内で、県内43全市町から57チームが参加して開催されました。

県庁本館前をスタートして、県営草薙陸上競技場のゴールまで10区間42.195キロメートルのコースを、小学生から40歳以上までの男女10人の選手が郷土の期待を背負ってたすきをつなぎ、師走の駿河路を駆け抜けました。

結果は、2時間31分19秒のタイムで、町村の部で31チーム中17位でしたが、大会に出場した10人の選手は、惜しくも代表に選ばれなかった候補選手とともに6月から5ヶ月余りの長期間厳しい練習を積み重ね、レースでは高校生の橋本ゆか選手が区間賞をとるなど、各選手とも練習の成果を遺憾なく発揮し、厚い選手層を誇る大きな市や町を相手に大いに健闘いたしました。

また、選手団が出発する大会前日に役場前で壮行会を挙行し、南伊豆幼稚園の園児や下賀茂商店会の皆さんにエールを送っていただくとともに、選手団を乗せたバスが通過する沿道

では、下賀茂商店街を初め商工会、賀茂老人ホーム、観光協会、伊豆太陽農協青市出張所の職員等の皆さんに小旗を振ってご声援をいただき、選手一同感激していたこともあわせてご報告し、感謝申し上げる次第であります。

5. 主要建設事業等の発注状況について申し上げます。

平成17年第3四半期(10月~12月)における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

県単独治山(文方)事業、855万7,500円、朝倉建設株式会社。

町道大平B線道路改良工事、6,657万円、長田建設工業株式会社。

平成17年災第2次査定測量設計業務委託、336万円、株式会社ウエマツコンサルティング。 道路台帳補正業務委託、231万円、株式会社ウエマツコンサルティング。

町道手石区内1号線道路改良工事、536万5,500円、五味建設株式会社。

町道成持吉祥線道路舗装工事、634万2,000円、丸三工業株式会社。

下賀茂日詰急傾斜地崩壊対策測量業務委託、346万5,000円、有限会社小室測量設計事務所。 町単妻良漁港漁業集落環境整備事業排水管管渠築造工事、336万円、旭産業株式会社。

公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事(第2工区)、420万円、栄建設株式会社。

上水道第5次拡張事業石井浄水場拡張第9期工事、8,610万円、株式会社荏原製作所横浜支店。

石綿セメント管更新事業上賀茂地区配水管布設替工事、522万9,000円、飯泉設備工業。 焼却施設定期補修工事、2,032万8,000円、株式会社タクマ。

以上で、平成17年12月定例会の行政報告を終わらせていただきます。

○議長(藤田喜代治君) これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長(藤田喜代治君) これより一般質問を行います。

#### ◇ 梅 本 和 熙 君

○議長(藤田喜代治君) 6番議員、梅本和煕君の質問を許可いたします。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) 通告により一般質問をいたします。

今、日本は人口減少社会を迎え、大きな社会構造の変化を余儀なくされております。地方 自治体もこの大きな社会構造の変化に対応しなければならず、現在、非常に厳しい行政運営 の課題を提示されております。先ほど行政報告にありましたとおりです。

出生率の低下する中で、小中学校の教育のあり方やその編成、高齢者の増加する中での老人医療のあり方や医療費増加への問題、さらに高齢者の増加は老人介護のあり方や介護保険の増大等、重要な問題は山積しております。

当町においても、地域医療の問題としての共立湊病院の建てかえ問題、地方分権における 地方自治のあり方としての単独運営か合併か。少し問題は変わりますが、基幹産業としての 観光産業が低迷する中でのジャングルパークの撤退問題等々、いろいろ問題は山積しており ます。

話は変わりますが、地区懇談会が開催されております。行政報告にもありました。私も何カ所か地区懇談会に出席しましたが、出席者の数がどこの会場も20人から30人前後で、非常に少ないものでした。前執行部が開催した地区懇談会の方が出席者は多かったように感じます。また、この地区懇談会に説明資料の配布がなく、執行部は何を目的に、どのようなことを町民に訴え理解してもらいたいのか、非常にあいまいな懇談会だと感じております。

先ほど行政報告にありましたように、非常にすばらしい言葉で行政報告はなされているわけですが、「こうした難問の解決には、町民に対して情報を的確にかつ迅速に提供し、町民と情報を共有することにより、町民と一体になって考えていくことが重要であると思います。」など、このようなすばらしい行政報告がされているんですが、現実は非常に違うと。

今回の懇談会は、町長が選挙中に提案した「げたばき懇談会」、そういうものであるなら 非常にお粗末な感じがしますし、この懇談会に対して真剣に取り組んでもらいたいものです。

その一方で、町長の後援会主催のと思いますが、町政報告会には250人前後の町民が参加 したと聞きますが、ご自身の私的な会合よりも公的な会合にもっと力を注ぐべきではないか と思います。

また、町長の発言も、自分がどのように考え、これからこの南伊豆町をどのように導きたいのか、明確な発言がなく、町民が町長の発言やその方向性に不安を感じるものでしかありません。町長選挙の当時に主張された「希望の持てる南伊豆町をつくる」とはどのような構

想なのか、町民に説明すべきであります。ぜひ、今後開催される地区懇談会は、町長の考え を明確に町民に伝え、説明資料を配布してもらいたいと思います。これは私の意見として述 べておきます。

また、本日の一般質問は、町長の考えを聞くものであります。町長が答弁できないような質問は一切ありませんので、念のため申し添えます。率直な町長のご答弁をお願い申し上げます。

まず初めに、ジャングルパークの問題でありますが、ジャングルパーク問題については、 町長は観光産業が南伊豆町の基幹産業であると常日ごろから発言されております。さらに、 石廊崎は、南伊豆町のみならず伊豆全体の観光の名所であると発言をされております。これ は当然の認識であると思います。

そこで質問いたしますが、町長は町長就任後、ジャングルパークの運営会社である株式会 社岩崎産業とどのような交渉を、だれと、いつ、どこでされたかをまずお聞きしたいと思い ます。

### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) ただいまの質問に対しまして答弁申し上げますけれども、その前に、地区懇談会のお話もございましたので、これにつきましては、私はそれぞれの会場で、現在の当面している主な課題について、あいさつの中で状況報告、そしてそれぞれの担当課長から経過報告等をしてまいりました。そして、まだいずれの問題も途中であり、そして今後取り組むべき課題として、現状報告ということで各会場では行っております。

そして、人数の問題も、やはり開催時期であるとか、それぞれの会場等の……

[「町長、地区懇談会の件はいいです。私は質問していないんですから」と言う人あり]

○町長(鈴木史鶴哉君) 一応、私としてもそれについては考えを述べさせてもらいます。いうことで、人数の関係もあろうかと思います。

それでは、質問に対します項目についてご答弁を申し上げます。

ジャングルパークの問題でございますけれども、これは一我が町だけの問題ではなくて、 特に伊豆半島にとっての大きな観光地の拠点でもあります。

現在、本年4月よりジャングルパークは園地事業の一部事業活動を行っております。その 内容は、有料駐車場及び灯台までの通路の開放であります。 私が就任いたしましてから、これは7月になりますけれども、岩崎産業と一度お会いしまして、現在開放している駐車場及び通路のほかに、お客様の利便性を考え、トイレの開放をお願いした経過がございます。その後の交渉窓口につきましては、助役と庁内プロジェクト等で行っております。詳細については、もしよろしければ担当課長から……

[「必要ないです。どこで交渉されましたか」と言う人あり]

- 〇町長(鈴木史鶴哉君) これは役場の応接です。
- 〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

「6番 梅本和熙君登壇〕

- ○6番(梅本和熙君) 今、役場の応接と言われましたけれども、直接町長が向こうへ電話を して、呼ばれたわけですか、この交渉の件を。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

- **〇町長(鈴木史鶴哉君)** これは、先ほど申し上げましたように、トイレ等の関係がございまして、お願いした経過の中で、岩崎産業の方からこちらへと連絡がありまして、向こうから出向いてくれました。
- 〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

- ○6番(梅本和熙君) ということは、町長は積極的に行動をしたわけではないわけですよね、トイレの開放に関して。今、トイレが2カ所まだ開放されていない、非常に不便であると。こういう状況の中で、町長、この南伊豆町議会だより、町長が南伊豆まちづくり特別委員会の委員長のときに発行されたものなんですけれども、これご存じですよね。この中に書いてあることは、「町の責任を持った対応があれば、検討しなければならない」。それを7月に頼んで、まだ検討結果が出ていないんですか、向こうから。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

- **〇町長(鈴木史鶴哉君)** これにつきましては、庁内プロジェクトの中でチームリーダーで助 役が担当しておりますので、助役から経過は説明させます。
- 〇議長(藤田喜代治君) 助役。
- **〇助役(小針 弘君)** それでは、お答えをさせていただきます。

5月16日付で岩崎産業株式会社代表取締役社長岩崎芳太郎様あてに「石廊崎ジャングルパ

一クの園内トイレの開放についてのお願い」を公文書で申し入れをいたしました。その後、 幾度か岩崎産業さんと担当の産業課等との間でやりとりが行われました。

その後、7月29日、岩崎産業の東京支店長久保政史氏と三谷部長が来庁され、先ほどの町長の話がここでございます。土地の売買抜きでは、トイレだけの開放はあり得ないと。買うのか、買わないのか、はっきりとした町の考え方、その返事をいただきたいとの申し入れが町長室でありました。

その後、庁内での協議を重ね、9月1日、私、これは助役ですが、岩崎産業の三谷部長さんに電話をいたしました。7月29日に来庁された際に、町は土地を買うのか、買わないのか、町の考えはとの、この件に対しまして私の方から、平成16年3月30日、前助役、前商工観光課長が石廊崎ジャングルパークに出向き、西脇不動産管理部長に買収を断念することを伝え、その後、4月9日には町議会全員協議会で前町長、前助役が買収断念を説明し、議会での了承をされております。

また、静岡県知事、そのほか各関係機関・団体に対しまして、買収を断念した旨の通知文書を公文書で行っているので、土地の買収に関しての町の考え方はこのときと現在も変わっていないことを東京事務所の方にお伝えをいたしました。

以上が経過の報告でございます。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) この問題は、前の町長時代も物すごく硬直した問題だったんです、確かに。その中で、この南伊豆町議会だよりに、町長が委員長のときに、この問題は我々なら解決できるみたいな新聞報道もあったような気がします。そういうことを言っておきながら、そしてそのことによって観光業者がどれだけ今のあなたですよ、町長ですよ。町長に期待をかけたか、そのことを考えたときに、どうなんですか、本当にこの問題は。

今後トイレを開放させることが、今の話だとできない。そして、買い取りもできない。あ のまま膠着状態でおくんですか。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) ただいま助役の方からお答えしましたような内容の中で、やはりあ そこの地のトイレであり駐車場であり、観光地として必要な施設であります。したがって、 何とかしてあそこを観光客、あるいはその他利用できるような形に持っていきたいという考 えのもとに今いろいろ苦慮しております。しかし、あそこの石廊崎というのは、あの一駐車場あるいはトイレだけの問題ではなかなか解決できない、難しい問題を含んでおります。それは梅本議員もご承知だろうと思います。

〔「その問題聞いてないです」と言う人あり〕

- ○町長(鈴木史鶴哉君) そういうことでありますので、私はあそこは一体となったやはり観光地の将来のあり方を検討しながら、そして急がれるトイレについては何とかしたいということの中で今、別の道を考えながら検討しているのも事実であります。したがって、これらの問題は今後、より前向きに取り組まなければならないというふうに考えております。以上です。
- 〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) これ最後にしますけれども、町長、あなたが委員長のときにこういう 文書を出したということは、その考え方が浅はかであったと。前の町長は、膠着状態の中で 非常に無理だと考えていたと。そして今、あなたも非常に難しいと、このように言われてい る。何で本当にすぐ解決できないのか。このような文書を出しながら、皆さんに期待を抱か せながら、なぜ解決できないのか。本当に疑問に思いますね。

これはこれで結構です。もうこれ以上議論したところで、すばらしい結論が出てくるとは 思わないので、これで終わります。

次に、共立湊病院の問題についてですが、町長は「地域医療の高度化や充実、さらには安心できる医療の確立をしたい。」と発言をされていますね。私は、概要版でしか知りませんが、自治体病院施設センターの作成した「共立湊病院基本構想策定報告書」、これですよね。これは信頼できるものですか。まず、町長の考えを、信頼できるのか、できないのかお聞かせ願いたいです。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) これは、平成15年に建設検討委員会が立ち上げられまして、そして そこでこの報告書の作成が検討され、委託されてできたのが報告書であります。ですから、 私は、この報告書ができ上がったのがこの3月だと聞いております。そして、私になってか ら報告書が検討委員会でいろいろ検討されたわけですけれども、私はやはり、あの老朽化の 進む共立湊病院は建てかえ問題をもう検討しなければならないということの中で委託をした、 そしてでき上がった報告書でありますから、私は当然のこと、この報告書は信用といいますか、それなりに報告書として受けとめながら、検討しなければいけないなというふうに受けとめております。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

〇6番(梅本和熙君) わかりました。

その中で、概要書の中にもあるんですけれども、新病院の建設の財源確保の問題、これは 非常に町長も常日ごろ難しい、そんなことできるわけないぞみたいなところまでいくような 発言もされていますけれども、大まかな話としては、検討委員会の中で、構成市町で20億、 地域医療振興協会で20億、県で20億等の話があったそうですが、さらに共立湊病院組合では 6億円程度の内部留保資金を持っていますよね。こういう中で、財源確保ということに関し て、町長はどのように考えられているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

共立湊病院の建てかえにつきましては、現在地の建てかえ、そして移転の建てかえという 両方の面から報告書がなされております。そして、いずれも、それぞれの構成する市町の負 担金を伴うということが計画の中では盛り込まれております。したがって、私は、今回の建 てかえについて、現在地で建てかえる場合と移転する場合とでは当然そこに数十億の開きが ありますので、それらについて、ではそれぞれの自治体が負担ができるのか、できないのか、 それらをもっと真剣に検討・協議すべきであるという話をしてきております。

そんな中で、移転新築の話が浮上しまして、そして土地についても、補助金についても、 それなりの見通しが立てば移転した方がいいだろうという意見は、正直言って大勢を占めて おります。ですから、私は、建てかえるについて、やはりどこであろうとも、それぞれの視 野が違う。では、実際負担ができるのか、できないのか、それをもっと真剣に議論して、そ して取り組むべきではないかということを私は主張し続けてきております。それが現状です。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) それはある程度わかるんです、言っていることは。ただ、話を具体的に、例えば建てかえ、先ほど言いましたよね、安心できる医療の確立を求めること。現在地

であろうが移転しようが、今の老朽化した湊病院では非常に不安であると。耐震化も行われていない。そういう状況の中で、どちらにしても建てかえをしなければならないと考えた場合に、やはり財源をどういうふうにするかということはもっと真剣に考えなくてはいけない。本当に各市町村が20億というのは非常に難しいというような考え方も出てくるでしょう。ただ、その中で、各首長の夢のある事業なら資金を出すというような発言があったと、このような話は本当ですか。

そしてまた、町長も、希望のあるまちづくりをすると言われていますよね。この辺のところはどうなんですか、現実の問題として。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 今言われた、ほかの自治体の各首長の言われた夢のあるという表現につきましては、私はそれは確認はしておりませんし、その点について、ですからもっともっとそれぞれが議論すべきではないかという話はしております。ただ、私の場合は、やはり町も非常に厳しいこういう状況下ですので、当然のことながら負担金が伴うということになりますと、これは大変な事業であります。ですから、そういった我が町だけでなくて、ほかの市や町も含めて、負担金の話をもう少し具体的に、各方面からいろいろ検討を加えながら議論すべきであるということを申し述べているわけであります。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) 建設検討委員会の議事録の中にこういう話があったわけです。だから、 私聞いているんです。

それと、この話の中で、町長はよく地区懇談会で改修とか耐震とかということを言われていますが、そのことに対しても、例えば内部留保資金を使って耐震補強や改修工事、こういうことをやるということについて、他市町村の首長からお金をどぶに捨てるようなものだというような発言があったと聞いていますが、この辺は確認していますか。これは首長会ではないかと思います。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

この改修につきましては、私はもちろん首長の会議の中で申し上げました。ただ、あの施設を今改修して数億のお金をかけても、これは表現はどぶに捨てるとか、あるいは捨てんとかということははっきり私は覚えておりませんけれども、いわゆるそういう意味合いの意見が出たのは事実です、述べられたのは。

ですから、それをここで今建てかえでなくて、補強して数億かけるよりも、もうこの際いっそのこと新たに建てかえた方がいいのではないかという考え方、意見が多かったわけであります。また、それを前提とした建設検討委員会も立ち上げられたということではないかと思います。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

- ○6番(梅本和熙君) 町長、先ほど地区懇談会の話を私したんですけれども、町長は、今財政が厳しい中で、改築とか改修とかということも考えられると、そういう発言をされているわけですけれども、これは早く言えば、ほかの町村の首長がこういう発言をしているのに、町長はそれに対して、改築、改修ということで考えられているんですか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** ほかの町長は、改築、改修とは言っていません。それは私が就任して、建設検討委員会で、あるいは首長会議で申し上げました。

[「いや、だから、町長はどちらでいきたいんですかと聞いているんです。 改築なのか、それとも改修なのか」言う人あり]

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** だから、私は、もし改修で耐震補強できればということは申し上げましたけれども、既にその段階ではないというふうに……

[「では、改築ということで考えている」と言う人あり]

- ○町長(鈴木史鶴哉君) 今は。ですから、建設検討委員会では、もう建てかえ、そして現在 地か、新たな土地を求めて建てかえるかということにも進んでいると思います。そういうふ うに解釈しております。
- 〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

**〇6番(梅本和熙君)** 改修ということはないと。そういうことであるなら、地区懇談会でそ

ういう発言はされない方がいいと。改築で町長自体も考えていられるのだったら、当然改築でやっていかなければならないんだという発言をされるべきではないか。町民が非常に混乱するんですよ、物事の考え方。

それと、組合構成市町の首長の意向についてお聞きしますけれども、建設検討委員会では、「共立は南伊豆町だけのものではない。首長の考えは、南伊豆を除き、移転案でまとまっている。」というような発言があったと聞いていますが、これは本当でしょうか。そして、それに対する町長の考え方、ちょっとお聞きしたいと思います。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 正直言って、私、地元の町長で管理者でもありますけれども、以外のそれぞれの首長は、移転新築案に賛成というふうに私は見ております。ですから、この問題は、もちろん共立湊病院で1市5町の共立でありますので、私は管理者として、それはそれとして受けとめておりますけれども、やはり地元の町長ということだけでなくて、経費の面であるとか、いわゆる広大な敷地、そして恵まれた環境等を考えた中で、できればあそこで、建てかえるにしても現在地ということを私は主張しております。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

- ○6番(梅本和熙君) 南伊豆の町長としてはそれでいいと思います。町長としてはです。ただ、問題は、建設検討委員会で下田南高跡地への移転案が了承されて、首長会、そして共立 湊病院組合議会で否決されても、移転案に反対していくつもりですか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** 建設検討委員会ではまだ審議中であります。

[「了承された場合って言っていますよ、私は」と言う人あり]

- ○町長(鈴木史鶴哉君) ですから、私はその経過等を今後、管理者としてよく見きわめながら考えていきたいと。ここで、まだ結論めいたことまでは申し上げられる段階ではないと思います。
- 〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

- ○6番(梅本和熙君) 私はね、今、町長の気持ちとして、移転案が了承された場合、これはあり得るわけですね。それと、首長会でもその移転ということで決定されてきた場合、そして組合議会でも議決された場合に、それでも町長は反対していくつもりかと聞いているんです。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

- **〇町長(鈴木史鶴哉君)** この問題は、今後それぞれの市町の議会、そして病院議会等でもち ろん議論されていくわけですけれども、そういった中で、いずれも決定となれば、これはも う従うしかないと思います。
- 〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) ほかの町村がそのように決めてくれば、最終的には決めざるを得ないと、このように考えている。これでよろしいんですね。

それで、私は、町長、それでいいと思うんです。ということは、なぜかというと、他市町が共立湊病院から脱退するとか強硬に反対した場合に、単独で本当に維持管理できるのか、そういう覚悟はされているのかといったら、町長は多分されていないと思います、そこまでは。

そういうことを考えた場合に、例えば移転をする場合は、跡地に分院をつくるとの条件は 当然あるはずです。そしてさらに、移転を承諾する条件として、例えば病院跡地を南伊豆町 が無償で南伊豆町民のために利用できるとの約束を取りつけるとか、移転に承諾して共立湊 病院の存続を図ることが賀茂圏域の医療の充実・高度化、そして町長が言っている安心でき る医療体制を確立することに役立つと思います。これは、町長は、賀茂地域のほかの町村の 考えが移転ということでまとまってくればその方向で行くということであるから、これ以上 は質問いたしません。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** ただいまのほかの市町がということは、まだ病院の議会等もありますし、それらを含めてということで解釈しております。

[「町村議会もあるでしょうし」と言う人あり]

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** すべてがということで解釈します。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) 町長、反対することは地域エゴと私は言ったんですけれども、強硬に 反対することによって共立湊病院の存続が危うくなる、そして病院の使用が不能な状態にな る。このような状態をつくり出すということは本当に賀茂圏域の医療のためにいいのかどう かという問題は、当然町長は考えられていると思いますし、その辺のところはよろしくお願 いしたいと思います。

そして、この例でいきますと、私つくしの議会の議員をやっていますけれども、つくしの 建てかえ問題が起こったのは下田市の池谷市長の管理者の時代でした。それから延々と7つ の意見がまとまらないで、雨漏りするつくし学園の中で子供たちが我慢をしてきたというか、 職員も我慢してきたわけです。そういう状況の中で、やっと皇后陛下が訪問され、県知事に 陳情へ行って、県知事が何とかしろと言った形の中で合意がされてきている。このようなこ とはご存じですよね。そういう状況まで引っ張るというのは非常に問題が多いなと、ぜひ賢 明な判断をしていただきたいなと思います。

そして最後に、地域医療振興協会との管理委託契約の更新は、どのような条件変更を申し 出るのか、町長の方から。これは管理者としてですかね、ちょっと説明お願いします。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) いわゆる管理委託契約につきましては、来年の3月で3年の契約が切れて、更新するようになります。ところが、3年ごとの更新でいきますと、10年という例の移譲の縛りがございますけれども、これが平成19年10月ですか、に来るわけですけれども、年度が中途ということもありまして、この際はその19年度の終わりの平成20年3月末をもって2年の契約にしたいという申し入れをしております、1つは。

それと、いわゆる減価償却費の関係でございます。これが約1億2,000万先今かかると見られておりますけれども、これは現実に今5,000万、組合の方へ入っております。これについても、せめてこの額の全額をというふうな、契約の中で申し入れをしております。大きな問題としてはこの2点であります。

あとのいろいろ備品の関係であるとか、細かい点もありますけれども、この2点について 協会へ申し入れをして、そして協会からこれについてはという話がいろいろありまして、そ して1つは病院の移転問題に波及しているのも事実であります。そういったいろんな絡みが ありますので、やはり何としてもあの病院をここの圏域の核として残したい。そして、皆さんの医療需要にこたえなければならない。そういう中で、私は地元の町長として、あるいは管理者として、今いろいろ苦慮しているのは事実であります。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) ぜひ頑張っていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問であります自立単独のまちづくりと市町村合併についてお尋ねしたいと思います。

町長は、この問題についてはよく懇談会で、昨年10月の住民投票の結果から単独のまちづくりをすると、よく発言されております。町長選挙の5月21日付静岡新聞のインタビューで、町長は「この先、何年単独でいけるかわからないが、町民が単独路線を選んだ以上、まずは切り詰めるところを徹底的に削る。」と発言されておりますが、この「この先、何年単独でいけるかわからない」との発言は非常に無責任な発言ではないかと思いますが、町長のその真意をお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) この合併問題は、我が町の場合は当初のいわゆる賀茂地域の大同合併から始まって、そして昨年は下田市との1市1町の合併ということで、例の住民投票まで行われ、そして反対多数によって今、単独の道を歩んでおるわけであります。

そして私は、やはり合併の問題というのは、町の財政的なこと、あるいは人口減少、こういったことを考えると、やはり将来的には避けて通れないだろうというふうな考えを持っております。ただ、今、昨年のあの住民投票を受けて、まだ単独の道を歩んでいる我が町が、では1年たって今、すぐまた合併という話をここでやってどうかと。状況もそうは変わっていない、やはり町民の皆さんが「合併については」ということの中で行われた投票であります。枠組みの問題もありますし、いろいろあります。

ですから、私はあの時点では、もちろん議員の立場で反対もしました。しかし、やはり今は町の執行者として考えて、将来的に町がこれでやっていけるのか、いけないのか。ですから、将来的にはという表現をそこでしました。ですから、いろんな状況も変わってきておりますし、単独の道を歩むということがいかに大変かということも私ももちろんわかっており

ます。そんなことを踏まえて、今後、県の勧告なりを受けながら、そういったことも今、県 で構想が練られておりますけれども、今後考えていかなければならないだろうなというふう に考えております。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

#### [6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) 今後考えるということはまた後でちょっと質問しますけれども、選挙期間中に町長は「希望の持てる南伊豆町をつくる」と、いろいろと町民に提案をされていますよね。例えば「町民参加で進める希望の持てるまちづくり」、庁内テレビ放映、先ほど言いました「げたばき懇談会」、健康福祉センターは旧厚生省施設活用で、健康生産の一大交流広場、巻き網違法操業取り締まり、住宅リフォーム助成、民間建設事業の活性化等々、すばらしい政策の提案をされています。

しかし、「この先、何年単独でいけるかわからない」との発言とこれ考え合わせますと、 町民に到底実現不可能なことを提案したのではないかと心配になりますが、この辺はどうな んでしょうか、町長。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 私が選挙運動中に申し上げた、今言われた幾つかの項目は、やはり 私のある意味では考えを述べさせてもらいました。ですから、これを必ず実施するとか、し ないとかという問題ではないと私は思います。したがって、今、それらの中で幾つか検討し、 取り組んでいる問題も現実あります。ですから、それはそういうことでご理解いただきたい と思います。

そして、今後いろいろ問題がありますけれども、やはり合併という問題は、先ほど申し上げましたようにいろんな要素を含んでおります。ですから、今、新法のもとで県が、国が進めている合併問題を、私はまだ今中途であります。ですから、我が町は独自でシミュレーションもしたり、それから県の情報も得ながら今考えているところであります。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) 町長、ここに3つの資料、シミュレーションがあります。これは当然 町長は熟知されていると思いますが、まず南伊豆町の総務課財政担当が作成した「南伊豆町 の財政見通し(未定稿)」と、これですよね。これは知っていますよね。それと、町議会の作成した「行財政改革特別委員会調査報告書」、これも当然ご存じですよね、委員長だれがやっているか。そして、今般、静岡県市町村合併推進研究会の「市町村合併推進構想策定に係る基礎調査報告書(案)」と、これ3つのシミュレーションがあるわけですが、町長はこの3つの報告の中の財政シミュレーションをどのように評価され、どれが当町の将来の財政を示していると考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

ちなみに収支を見ると、町当局の場合、平成20年までですが、20年には約1億8,000万円程度の赤字、議会提案では約500万円の黒字、そして県合併推進研究会はプラス・マイナスがゼロで、基金残高が2億2,600万円となっております。そして、県合併推進研究会の財政シミュレーションは一部新聞報道されていますが、当町は平成21年に2億9,900万円の赤字で、基金もゼロになると報告しています。議会提案では、平成21年は1,700万円の黒字となっています。これらのことを踏まえて、町長はこの3つのシミュレーション、これが我が町の将来の財政ということを考えたときに、どれが一番合っているのか、これをちょっとお考えをお聞かせください。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長(鈴木史鶴哉君) この財政シミュレーションですけれども、今、三位一体の改革の中で、税源移譲であるとか、あるいは補助金の削減、これが一応めどがついた。そして、3つ目の地方交付税の今議論がいろいろなされております。やはり、我が町は、依存財源の地方交付税の占める割合というのが非常に高いわけであります。そして、将来見通しを立てる中で、やはり歳入の面と、そして歳出の面があります。

先ほど言われたそれぞれのシミュレーションは、やはり交付税の関係であり、そして普通 建設事業、こういったのが相当大きいウエートを占めておるわけでありまして、それぞれの 見方が違うことによって数字が変わってまいります。そして、そこで年度も1年あるいは2 年、遅くなったり早くなったりしております。

ですから、私は今、国で行われている制度改革、県の合併へ向けての取り組み、こういったものがまだ中途半ばである。これらをもう少し見きわめながら、こういった数字もより的確に把握し、そしてこの合併問題の見通しを立てるべきではないかということの中で、シミュレーションもそれぞれ確かに違います。これはどこの自治体でもみんなそうだろうと思います。時点も変わっております。そういったことで、ひとつご理解をお願いいたします。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

○6番(梅本和熙君) 今の説明ではちょっと理解できないんです。ということは、シミュレーションというのは当然基礎的なデータというのは違ってきて当たり前なんですよ。その基礎的データ、どれをとるかということによってシミュレーションが違ってくるのは当たり前であって、そのことを踏まえて、町長がこの3つのシミュレーションの中でどれが将来の南伊豆町の財政を見通しているものかと私は聞いているんです。

それは、基礎的データというのはどうにでもなると思いますけれども、考え方の中で。ただ、基礎的データのとり方も、どれが正しいのか、正しくないのかということはあると思います。そういうことを踏まえた中で、この3つのシミュレーションはどれが正しいのか、正しく思っているのかと、こういうふうに聞いているんです。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長(鈴木史鶴哉君) どれがといいますと、やはり我が町独自で行っているシミュレーションが新しい数字というか、状況もわかっていますしと思いますし、これについては、そこで例えば平成21年あたりを境に……

[「我が町というのはどちら、議会ですか」と言う人あり]

- ○町長(鈴木史鶴哉君) 当局ですね。正直言って、1年ずれるかずれないかぐらいの差だろうと思います。そういうことで、やはり何としても、もうここ三、四年のうちというふうな見方はしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、細かい数字等は今後推移を見ながら把握していきたいと思っております。
- 〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

- ○6番(梅本和熙君) 今の発言から聞きますと、議会のそういったシミュレーションという ものに対しては、これはちょっと違うのではないかというような発言ですよね。そうとって よろしいですか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 違うとか正確ではなくて、ですからデータの数字のとらえ方等もあると思いますから、それはここでは、細かい点は私は……

[「いや、町長自体がどちらをとるかと聞いているだけの話です」と言う人あり]

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** ですから、どちらも尊重しなければならないし、そこでどれだけの 差が出るかと言われると、そう今のところ差はないというふうに私は解釈しております。

[「町議会のやつも差がないんですか」と言う人あり]

- **〇町長(鈴木史鶴哉君)** だから、どちらも尊重しなければならないと思っています。
- 〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) これは見解の相違だから仕方ないと思います。ただ、町議会提案の財政シミュレーションの前提条件の中に、町長、常勤特別職の報酬を平成17年度より20%削減とありますが、この点について町長はご自分も賛成されて、そして自分もこの作成にかかわったと、こういうことですよね。こういうことの中で、どうなんですか。

[「私は反対しました」と言う人あり]

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) ですから今、この問題については、町では行政改革推進委員会を立ち上げ、そして庁内でも職員による検討委員会を編成して、いろいろといわゆる行革についての検討を行っております。そういった中で、人件費の問題であるとか、あるいは職員の定数の問題、その他もろもろの項目について、いわゆる集中改革プランなるものをこの年度末にはもう公表しなければならないということの中で検討されておりますので、それらを尊重しながら、私は人件費の問題、そういったことを含めて考えなければならないと思います。

ですから、先ほど言われた何%の案が盛り込まれているから賛成したからとかということではなくて、それはやはり考え方としては持っていても、やはりそういった委員会の皆さんのご意見も聞きながら今後検討しなければ、私はやはり今この町長という立場として考えていかなければならないというふうに思います。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) 町長、これは重要なことでね。町長の単独のまちづくりという考え方、 その中でこれが提案されているんですよ、20%の削減。そして、あなたが議員のときに提案 されているやつです。そして、議会が10%削減しているんです。 例えば、先ほどから町長は当分の間は単独だと、こういう方向で行きたいんだというようなことを申されておりますよね。そういう流れの中で考えたときに、当然この20%の削減というのは、自分の決意を示すために、町民にその決意を披瀝するために、当然実行しなければならないことではないんですか。この辺どうなんですか。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

- ○町長(鈴木史鶴哉君) ですから、このことについては、今後の行革委員会等の答申等を受けた中で、我々庁内でも検討し、そして特別職の場合には、いわゆる諮問する委員会等も別途特別職の報酬審議会もあります。ですから、私が今ここで、そこで幾ら20%ということで賛成したからといって、私の考えだけでということにはいかないと思いますし、今後のそういった各委員会等のお考えや近隣の自治体等の、例えば今、我が町の特別職の話ですけれども、一般職の場合も、もうラスパイレスが県下で一番低いという状況下にあります。ですから、一町だけでなくて、周囲の自治体の状況も勘案しながら考えていきたいというふうに思っております。
- 〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) 町長、ラスパイレスが低いというのは当たり前のことでありまして、当然もう既に考えられていたこと。それと、つい最近、富士宮の市長が自分の報酬25%だか削減しましたよね。これ、再建団体になるのではないかというような状況の中での決意だったと思いますけれども、南伊豆町だって単独でやっていく以上は、ラスパイレスが低いから、職員の給与が低いから、それでいいんだという問題ではなくて、やはりリーダーが例えば単独ということを考えていくのであるなら、当分の間、町長の場合は当分の間ですからね、それはそれで結構なんですけれども、当分の間だからいいじゃないかといえばいいのかもわからないんですけれども、その辺のところはあんまりあいまいにされるというのは非常にこう、どんなものですかね、町長。

〔発言する人あり〕

- ○6番(梅本和熙君) いや、黙ってなさいね、質問していないんだから。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** 言われることはわかりますので、今後、先ほど申し上げましたよう

な経過を踏まえながら考えていきたいと思います。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

- ○6番(梅本和熙君) 議長、わかりました。ちょっと議長、後ろに注意してください。議席での不規則発言は注意してください。
- ○議長(藤田喜代治君) 静粛にお願いします。
- ○6番(梅本和熙君) 次に、県の賀茂地域支援局が本年11月に町長、助役並びに町議会議長、 副議長に合併に関する意見を聞きに来たと聞いています。事実であるなら、町長はどのよう に考えを述べたか、お聞かせ願いたいと思います。

また、県の市町村合併推進審議会の作業部会長である静岡文化芸術大学教授の坂本光司氏が財政シミュレーションの対象となった15市町から、意向調査のため各市町村を訪問することが新聞報道されていましたが、南伊豆町にも坂本教授が来たのか。また、来たとすれば、そのときの町長のお話、どのような話をされたのかお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) まず、最初には県の支援局、下田にありますけれども、支援局と、 それから本庁から後で参りまして、私の考えということで参りました。このときには、もち ろん議会の方へも、議長等には会っていると思いますけれども、私はそのときには、この合 併問題は先ほど申し上げましたように、既に我が町においては住民投票まで行われて、そし て単独の道をという結果が出ていると、まずこれを尊重しなければならない。

しかし、やはり今、新法のもとでこういう状況下になってきて、いろいろ国・県において 合併問題が取りざたされていると。そして、県でもこれについては審議会が立ち上がり、そ して作業部会等で検討がなされているということの中で、やはりこれは対象の県の市町の中 の一町として入るということであれば、それはその結果を見ながら考えていきたいと。ただ、 先ほど申し上げたように、昨年の投票結果を尊重しなければならないということを申し上げ ました。

そしてもう一つは、合併の枠組みはということも聞かれました。これは、私は今までのいるんな経過を踏まえて、そして昨年の1市1町の合併がだめになったと。住民投票まで行われて、結局はこれも実現しなかったということを踏まえながら、やはりもうこういった同じことの繰り返しでは、恐らく町民にも理解してもらえないだろうしという話はしました、仮

に合併するとしても。

そしてそのときに、私はもう大同合併で、いわゆる我が町が最初に1市5町1村でスタートしたあの合併問題に取り組んだ、あのときのいわゆる賀茂郡、そして下田市を含む最小でもこれぐらいの枠組みでなければという話をそのときにはしました。しかし、基本的には、先ほど申し上げましたようなことで我が町は単独で行くという結果が出ていますから、これは町長として尊重して、その道を歩まなければならないというご返事をしました。

そしてもう一つは、いわゆる合併による支援策という話もありまして、私は道路網等のいわゆる基盤整備であるとか、あるいは医療・福祉のさらなる充実、そして県のいわゆる支援策のさらなる充実というか、そういった支援策の要望もそのときにあわせ行いました。それが最初の県の聞き取りであります。

そして先般、いわゆる審議会のメンバーである坂本教授ともう1名の方、そして県の本庁から参りまして、やはり同じことの内容の質問がありました。ですから、私はそこでやはり同じようなお答えをしました。ですから、一貫して、私はその2回の聞き取りについては同じ内容でお答えをしております。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

- ○6番(梅本和熙君) 今、希望する組み合わせとか、合併するために期待する支援策という ことに関してちょっと話がされたような気がするんですけれども、合併新法の期限内に合併 する意思があるのか、意向があるのかという質問も当然あったと思うんですけれども、これ に対しては町長、どのようにお考えですか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

- ○町長(鈴木史鶴哉君) これは、いわゆる今後5年間ということで期限内というふうな、これは2回目の聞き取りのときに新たに入った項目でありますけれども、これはこの中に合併についての取り組む姿勢があるのかとか、そういったたしか表現だったと思いますので、当然それは新法のもとで対象の町として県下の中で挙がっていくのであれば、当然それは考えざるを得ないだろうというふうなことでお答えはしております。
- 〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

- ○6番(梅本和熙君) ということは、今の意向調査に対しては、町長は合併新法の期限内の合併、そして希望する組み合わせとしては7市町村であるなら、そして支援策としては例えば医療の問題とか道路網の整備とか、こういうことで答えられたと、このように考えてよろしいですか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

### [町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) ですから、新法に基づくいわゆる県の来年の3月に知事の勧告が出るということですけれども、それを受けて当然、県でももう15市町ですか、十数市町のそれぞれの自治体へそういった働きかけももちろん行われるでありましょうし、それについては対応しなければならない。ですから、その間にこの合併については議会はもちろんですけれども、町民の皆さんにもそういった説明をしながら、理解が得られれば、それはやはりそれとして進むことになるのではないかと思います。

ですから、5年以内に合併ができるとかできないとかということではなくて、そういう新 法のもとでのいわゆる取り組みは当然しなければならないと思っております。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

#### [6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) そうではなくて、これは、意向調査の中では合併新法の期限内に合併 する意向があるかという質問だったと思うんです。だから、それに対して町長がどのように 答えたのかと、このように私言ったんです。

それで、先ほどの説明だと、町長は旧賀茂郡で旧7市町村ですか、今6市町ですね。6市町であるなら合併してもいいというような発言にとれたんですけれども、そうではないんですか。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

# [町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) これは言い争いだと思いますけれども、1市5町であるなら合併するというのではなくて、最小でも私は1市5町の枠組みである、枠組みだという質問でしたから内容は。だから、そういう表現をしました。ですが、これが例えば1市5町でなくて、あるいはもっと広範囲に例えば伊豆南部、隣の市や町まで入るかもしれませんです。そういう枠組みであればなおですけれども、ですから今までのいろんな経過を踏まえた中で、最小でもという表現をしております、枠組みについては。

だから、1市5町なら合併しますということではなくて、そういうふうな解釈でございます。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

〇6番(梅本和熙君) わかりました。

非常にあいまいで、もことしていますが、最後に町長、確認しますが、今言われると、合併ということは考えていないというような考え方にもなるわけですけれども、とした場合に、町長は単独であと何年南伊豆町を運営できるとお考えですか。これは当然、町長になるときに考えられていたことだと思うんですよ。これ、今からシミュレーションを出すとかそういう話でなくて、当然、町長選に出馬する段階において、あと何年ぐらいの南伊豆町は単独でやっていけるんだという考え方があったと思いますが、それに対してひとつ。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

- ○町長(鈴木史鶴哉君) ですから、先ほどの財政シミュレーションで、もうはっきり言って 平成21年あたりを境に、今後4年か5年で赤字に転じるという予想がなされています。それ と、いわゆる新法の5年、そして近隣の市町村各自治体、県の勧告、こういったことをもう 少しよく検討、把握しながら考えていきたいと思います。
- 〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) 当然こんな答弁だろうとは思っていたんですけれども、明確な答弁はないなと思っていましたが、町民に対して、早急に財政シミュレーションね、単独でやる財政シミュレーションは提示すべきですし、そしてあと何年自立でいけるのか、こういうこともはっきり町長として提示すべきではないですか。

そして、前の町政時代に当然そのような発言を皆さんされていた。単独でのシミュレーション出せとか、そういう話をされていた。今、町長は自分が町長になって、単独のシミュレーションありませんでは、非常に町民に対して無責任でありますね。そういうことを考えたときに、本当は地区懇談会で、あと何年ならいけますと、南伊豆町は単独でやっていけますと。そのかわり何も、社会資本の整備とかそういうことは何もできませんよ。このような発言も当然すべきだと思います。

それは、共立湊病院のことに関しても、本当にどういう状況で今、建設検討委員会で話さ

れているのか、何が話されているのか。そういうことが全然説明責任というか、提示されていない。町民に情報を提供すると言って、何も提供されていないではないですか。ぜひ、その辺のところをよく考えて、今後の地区懇談会もやっていってもらいたいと思います。

以上で質問は終わります。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長(鈴木史鶴哉君) ただいまの合併問題についてのいろいろ情報提供ということですけれども、やはり今ちょうどその中途にあると思います。ですから、今後の県のいわゆる合併に関する報道への発表であるとか、正式には来年の知事の勧告等もあると思いますけれども、それらを受けた中で、やはり町としてはもうはっきりとした態度を示し、そしてそれなりの資料も準備して、それはそれで、私は説明会なり住民のコンセンサスが得られるようなことをしなければならない、それはもちろん考えております。

ただ、先ほど申し上げた地区懇談会では、まだそれまでいっていない段階での懇談会でありますから、それは最後にご理解いただきます。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

[6番 梅本和熙君登壇]

○6番(梅本和熙君) わかりました。ぜひ、3月に県から一つの枠組みとかいろんな提案がなされて、そして4月になるのか5月になるのか地区懇談会が、そのときには町長の明確な態度、単独でまだやるんだとか、合併をさせてくださいとか、そういうものを期待しております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

**〇議長(藤田喜代治君)** 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分

○議長(藤田喜代治君) 休憩を閉じ、再開いたします。

\_\_\_\_\_

## ◇谷川次重君

○議長(藤田喜代治君) 4番議員、谷川次重の質問を許可いたします。

[4番 谷川次重君登壇]

**〇4番(谷川次重君)** それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

鈴木町長が誕生してはや8カ月が過ぎようとしております。私は今回、鈴木町長になって 初めての一般質問になりますが、あの当局と議会とが混迷を極めた中で、鈴木町長はどれほ ど町のことを思い、私どもにうかがい知れない、深い決意に立って町長選に臨まれたことか と、その決意に改めて敬意を表するものであります。

今、国も地方も、みな世界じゅうが大きな転換期にあり、抱える問題は大きく多く、これらの諸問題に南伊豆町のトップとして一切の責任を背負って、判断せねばならぬ町長の苦悩いかばかりかと推察する次第であります。

30数年行政に携わり、収入役、助役を務め、そして町会議員を経験し、町長につかれた鈴木町長に寄せる町民の期待はどれほど大きいものがあるか。その鈴木町長が町長として最初に取り組まれます平成18年度予算編成が始まろうとしております。そこで私は、この予算編成に当たる町長の考えを中心に質問をさせていただきます。

初めに、ちょっと予算編成と関連いたしまして、1番目に市町村合併の町長の基本的な取り組みということでお伺いさせていただきます。先ほど梅本議員と突っ込んだやりとりがありましたので、確認の意味で1点だけお聞かせ願いたいと思いますが。

先ほど町長の話もありましたように、国と地方財政の三位一体改革の中で、3本柱のうちの補助金削減と財源移譲の扱いが決着、次の焦点は残る地方交付税改革に移ると言われております。財務省は、公務員給与や単独の公共事業など地方歳出の抑制を要求、交付税を大幅に削減する方針だというふうに言われておりますが、今、全国で自立単独の道を進めている、代表的な例えば長野県の栄村とか福島県の矢祭町と同じように、同僚議員のよく話に出ています高知県の馬路村という、農協がユズの販売をしておりまして、人口1,200人で29億ぐらい稼いでいて、その農協からの特別寄附金が2億円ぐらい上がるという、非常に単独の道をやっておりまして、非常に今有名なここの村長さんが、ユズを売り上げることによって雇用の場も確保でき、人口減少に歯どめがかかっていると、こういう話をされておりました。

しかしながら、その中で「しかし」と、この村長さんが「これ以上地方交付税が絞られて くると、単独の道は終わりだ。」と、本音を漏らしたというような記事が載っておりますけ れども、この点、町長さん、どういうふうにお考えですか。

## 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

### [町長 鈴木史鶴哉君登壇]

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** ただいまのご質問につきましては、先ほど私も前者の質問に対しまして、基本的な考え方等を述べさせていただきました。そして、その中で、今言われております地方交付税の問題もお話をさせていただきました。

今、国において、いわゆる三位一体の改革の3本柱の3つ目の地方交付税の問題がいろいる議論されておりまして、まだまだ不確定な面が多々あります。ですから、私は、今度の合併の問題に取り組むに当たって、やはり大きな地方交付税の問題というものがまだまだはっきりしない時点でということも一つにはあるわけでありまして、これについては今、議員が申されますように、当町にとっては非常に大きなウエートを占めておりますので、これの見通しを今後さらに的確に把握しながら、この合併問題は考えていかなければならない一つの問題での項目でもあると思います。

それで、現時点ではこの交付税見通しが、平成17年終わって、18年度予算編成に入っておりますけれども、まだまだ財政担当課の方でもつかみ切れない点がありますので、今はっきりしたことは申し上げられませんけれども、これらをよく見きわめながら今後の財政見通しを、当初予算の編成時でありますから、それらとあわせて考えていきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、現時点でのシミュレーションは行っておりますけれ ども、これは若干変わってくる数字が、あるいは要素等もありますものですから、そういっ たことで今検討してまいります。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

#### 〔4番 谷川次重君登壇〕

○4番(谷川次重君) それでは、交付税がもう間もなくは大体国の方も確定してくると思う んですけれども、そして踏まえて3月ですか、今、静岡県市町村合併推進審議会の勧告とい いますか、どういう枠組みというか、格好が出てくると思うんですが、それを踏まえた上で、 そして住民投票を尊重しながらとしても、3月には町長の合併に対する姿勢というのが明確 に打ち出されると、そういうふうにとらえてよろしいでしょうか。 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

- **〇町長(鈴木史鶴哉君)** 基本的にはそういう考え方でよろしいかと思います。
- 〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

[4番 谷川次重君登壇]

○4番(谷川次重君) それでは、2番目の平成18年度予算編成方針についてお伺いいたします。

町長から8課、局、室長にあてた「平成18年度予算編成方針について」という通知を読ませていただきました。鈴木町長らしく格調高く、現状を踏まえてしっかり取り組めと、職員を叱咤激励する思いが伝わってくる名文かと思います。しかし、無礼を承知で言わせていただくならば、今の時代は、ある意味ではもう美辞麗句は要らないと。箇条書きでもいいから具体的に数字を挙げて、明確に示していく時代であると思うのであります。

そこで、言葉じりをつかまえるようで恐縮でありますが、次の事項について、できるだけ 明確にお答えを願いたいと思います。

ちょっと初めに、平成18年度の予算編成とは直接の関係はないかもしれませんけれども、 鈴木町長は町長になってこの南伊豆をどのようなまちづくりを考えられているのか、南伊豆 町1万2,000人の住民をどの方向に引っ張っていくお考えなのかを、まず初めにお聞かせ願 いたいと思います。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 私は、今回の町長就任するに当たりまして、選挙中から私は訴えてまいりましたけれども、いわゆる3つの基本姿勢を掲げております。「町民参加のまちづくり」、そして「融和と協調による明るいまちづくり」、そして「簡素で効率的な行政運営」、やはり私はこれを基本理念として、そしてすべての行政を進めております。

こういう中で、具体的にはいろいろありますけれども、何としてもやはり町民皆さんが将来安心してこの町に誇りを持って住めるような、言葉でといいますけれども、やはり安心して住めるようなまちづくりを何としても進めなければならない。今、非常に世の中がいろんな面で、ある意味では町民の皆さんも不安な面が多々あると思います。ですから、そういったことをやはり一つでも二つでも解決しながら、明るいまちづくりを進めなければならないという基本的な考えを持っております。

ですから、今度の予算編成に当たりましても、項目ではありますけれども掲げておりますけれども、そういったことを思いを込めながら、各予算の中で反映をさせていきたいという考えでおります。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

[4番 谷川次重君登壇]

- **〇4番(谷川次重君)** 安心して住める町といったら、具体的に何をどうして、どんなことを やって、そういうふうにやろうとかいう具体的な夢というか、そういうのはないんですか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) やはり、基本的には町の総合計画であり、過疎自立促進計画でありますけれども、例えば活性化に向けての産業振興であり、医療・福祉、あるいは教育の分野、そしていわゆる防災、こういった面があると思います。それぞれ今取り組んでおる問題は、1つは先ほどから出ておりますけれども、共立湊病院の問題であったり、小中学校の再編の問題であったり、そして合併の問題もその大きな問題であります。そして今、いろいろ統廃合も進む中で、あの南伊豆分場の移転問題もまた出てきております。

こういったもろもろの課題を抱えながら、一つ一つ取り組んでいく。具体的にと言われますと、やはり個々の事業計画なり実施計画等に挙げております項目について進めていくことになるわけですけれども、予算の面では新年度の予算編成の中で反映させていきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

[4番 谷川次重君登壇]

○4番(谷川次重君) それでは、先ほどの町長の通知、この方から質問させていただきます。 初めに、町税の確保をしっかり取り組んでいる、こういうふうに言われておりますけれど も、どのようにして取り組まれ、どれぐらい集めるつもりなのか。またあわせて、前に質問 いたしました湯沢方式というのはどういうふうに取り組まれているのか、お聞かせ願いたい と思います。

2つ目として、先ほど話もありましたけれども、重点施策として自立のまちづくりの推進 とか、快適で安心して住めるまちづくりとか、農林漁業の新しい展開、交流を支えるネット ワークづくり、地域資源を生かした観光の振興等、幾つも挙げられておりますけれども、これを具体的にどういうふうに進められていくおつもりなのか。

また、片一方では緊縮財源を進めながら、これだけの事業が本当にできるのかどうか、私 は疑問に思うわけでありますけれども、その点の考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、3点目にめり張りのついた予算、言葉では言いますけれども、何を、どこをど ういうふうにしてめり張りをつけられる考えなのか。

4点目に経常経費の削減、合理化への取り組みとありますけれども、18年度予算でどこまで削減して、またどのような合理化を進めるおつもりなのかをお聞かせ願いたいと思います。 5番目に職員の意識革命と、こういうふうにありますけれども、どのようにして、どのような職員を目指した教育をしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** まず、町税の確保への取り組みであります。

議員ご承知のように、三位一体の改革に伴う税源移譲、それから静岡県における地方税一元化構想等、税を取り巻く状況は大きく変革しようとしております。

このような状況の中で、自主財源であります町税の確保は最重要課題として位置づけておりまして、現在、助役を本部長に職員90人体制による町税特別滞納整理班を編成をいたしまして、臨宅徴収を実施させ、場合によっては夜間徴収も行うよう指示をいたしております。また、県外の臨宅徴収も行い、悪質な滞納や支払う誠意が見られない場合は差し押さえ等の強制執行も視野に入れまして、町税の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。次に、重点施策重点項目への具体的な取り組み方についてということでありますけれども、これにつきましては、平成18年度予算編成におきましては、歳入面において国・県等からの依存財源、町税等の自主財源、双方の財源確保が非常に厳しい状況の中、歳出においても経常的経費の削減、事務事業の見直し等を昨年に引き続き行い、より一層の行財政改革推進に努めながら、それが町民サービスの低下につながらないよう留意しながらの困難な編成作業が予想されるわけであります。

具体的には、職員に示した「平成18年度予算編成方針」に記述してございます5つの重点施策、1、自立のまちづくりの推進、2、快適で安心して住めるまちづくり、3、農林漁業の新しい展開、4、交流を支えるネットワークづくり、5、地域資源を生かした観光の振興、この5つの施策に合致した事業を各課からの予算要求の中から私の考えを入れ総合的に判断

し、採択または改良を加え、歳入面との均衡を図りながら、平成18年度当初予算として3月 議会において上程をさせていただきたいと思っております。

現在、各課より出されております重点事業は、基幹業務電算事務の新電算業務システム運営事業、自主運行のバス事業、消防ポンプ自動車の購入事業、法改正に対応した新介護予防、地域包括支援センター設置の介護保険事業、下流漁港・漁場域の高度化事業、妻良漁業集落環境整備事業、町道大平B線の改良事業、11月6日の大雨洪水災害復旧の本年度対応できなかった事業、それからダム完成に伴う青野地区の観光施設整備事業、また「渚・百選」として選定されている弓ケ浜での全国大会の開催等の事業がございます。

先ほど申し上げましたが、財政状況が大変厳しい中での予算編成となりますので、すべての住民の皆様に満足していただける予算編成は難しい情勢にありますが、限られた財源、人材を効果的に有意義に活用して、住民サービスの向上につながることを第一に考えてまいる所存でありますので、議会の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

次に、めり張りのついた予算編成であります。

平成18年度予算編成におきましては、財源確保が非常に厳しい状況であることは先ほど申 し上げましたが、その中でいかにして財源に見合う歳出予算にとどめ、なおかつ住民サービ スの低下を防ぐかが重大な課題であると言えます。

めり張りのついた予算編成と申しますのは、先ほどの重点施策重点項目への具体的な取り組み方の中でも述べさせていただきましたが、職員に示した「平成18年度予算編成方針」の中の5つの重点施策に合致した効果的かつ効率的な事務事業に費用対効果を勘案し、住民サービスの向上に直結するものを最優先事業ととらえ、その他の事業につきましても優先順位を設定し、重要度、緊急度の高いものから予算配分をしていくというものでございます。

今までもそのような形での予算編成は行ってまいりましたが、財源確保がままならない現在、最優先事業の選択、優先順位の決定には細心の注意を払い、行財政改革の推進を念頭に置きつつ、町民本位の政策展開を図ることを第一に考え予算の編成を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、経常経費の削減、合理化への取り組み方ということでございますけれども、職員に示しました平成18年度予算編成において、経常経費であります報償費、旅費、需用費、役務費につきましては、原則的に17年度当初予算額の9割以内で予算要求するよう示達いたしました。

その他の主なものを個々に述べさせていただきますと、方針につきましては、会議開催回

数の精査、各種委員会委員数の適正化を指示いたしました。

職員手当である時間外勤務手当につきましては、週休日・祝祭日の勤務は代休制度を活用し、平日の時間外勤務については勤務時間内の応援体制をとるなどして最小限となるよう工夫に努めるようにすること。

賃金につきましては、業務量と臨時職員数を再検討し、適正であるか把握し、雇用の縮減 に努めること。

委託料につきまして、委託内容を十分検討し、職員で対応することと業務委託することと どちらが得策か費用対効果を考慮し、業務委託することといたしました。

工事請負費につきましては、設計等の工夫により縮減に努めることとし、補助金につきましては地域及び施設補助金の増額は原則的に認めず、町単独補助金は行政の責任分野、補助の必要性、行政効果等を検討の上、総合的見地から見直し、平成17年度より適用しております補助金の交付等に関する規則、要綱及び交付基準に該当するものを対象とし、組織の実態に合わせ厳密な精算補助とし、削減に努めることといたしました。

今後の予算編成作業においても、町行財政改革推進本部及び今月中に中間報告が見込まれる改革推進委員会の提言に留意しつつ、盛り込めるものについては積極的に取り入れ、行財政改革をなお一層推進していく所存でございます。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

[4番 谷川次重君登壇]

- **〇4番(谷川次重君)** 先ほどちょっと聞きました税務課で、前に質問しました湯沢方式とい うのはどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせ願います。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

- **〇町長(鈴木史鶴哉君)** 担当課長から説明させます。
- 〇議長(藤田喜代治君) 窓口税務課長。
- ○窓口税務課長(外岡茂徳君) それでは、お答えします。

新潟県の湯沢町方式というのは、いわゆる東京都の都税職員ですか、そういうところを卒業したと言ってはおかしいですけれども、退職されたOBをいわゆる都内に張りつけて、臨宅徴収をさせていると、こういう方式でございます。

この方式につきましては、賀茂郡で実は検討しておりまして、ことしの7月11日から12日

まで1泊2日で湯沢町へ実際に視察に行ってきました。それによりますと、かなり大きな成果を上げております。今現在、先ほど町長が回答したように、当町では年に3回、東京都内へ滞納の臨宅徴収に行っております。事実、先週の6日から8日まで、私を含めて6名で実は行ってきたんですけれども、それの徴収金額ですけれども、やはり地理的な不案内等がございまして、なかなかいい成果が上げられませんでした。ただ、実際には85万円ほどの2泊3日で6人で徴収してきました。その中では、銀行預金の差し押さえが3件あります。

職員が行けないところをカバーしようと考えたのが新潟県湯沢町方式でございまして、新潟県湯沢町につきましては都内の滞納者が非常に多いということで、この資料によりますと約3億のいわゆる滞納税額があると。

賀茂郡の場合には、下田市を含む全部まとめて6億4,500万円ほどあるんですけれども、かなり金額が多いものですから、いわゆる各町、例えば南伊豆町単独だと5,000万ちょっとしかないものですから、なかなか単独ではできない。したがって、共同で一部事務組合的な形で立ち上げたらどうかということで、実は10月31日に1市5町の首長さんに集まっていただきまして、この説明をしてあります。それについても、鋭意検討中ということで回答を得ております。

以上でございます。

〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

[4番 谷川次重君登壇]

○4番(谷川次重君) 鋭意検討中ということは、まだ結論出ていないで今検討中と、検討になるということですね。

[「はい」と言う人あり]

- ○4番(谷川次重君) 町長、この問題どうお考えですか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

- ○町長(鈴木史鶴哉君) ただいまの事例はそれなりに実績を上げているということでありますので、やはり当町としても、今後いわゆる今のままの内容ではなかなかもう徴収もその率が向上しないということになってきますと、やはりそういった別の面での方法も考えなければならないということですので、これはやはり単独でというよりも、近隣の各市町自治体と連携をとりながら考えてまいりたいというふうに思います。
- 〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

## [4番 谷川次重君登壇]

- ○4番(谷川次重君) 先ほどのまちづくりと関連しますけれども、先ほどの重点施策で5つほど述べられておりますけれども、私、国会の臨時内閣時ひとつの仕事、小泉総理が郵政民営化を叫んでああいう格好になりましたけれども、同じように、これは並行してやるのもいいのかもしれませんけれども、こういう時代、予算のないときは、むしろ選択と集中ではありませんけれども、鈴木町長としてこれをやっていくんだというのを明確に打ち出して、そこに町を持っていった方が効率的ではないかと思うんですが、この点いかがお考えですか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長(鈴木史鶴哉君) 確かにそういう思いはしております。ですから、今度の予算編成を 進める中で、当然3月議会にはこれらの審議をお願いするわけですけれども、私の予算編成 方針の中でこれらも述べさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

○4番(谷川次重君) 予算編成に当たって、一番今問われているのは、もちろんさっき言いました事業もそうですけれども、ともかく、まして当分は単独という考えあるならば、もう徹底したコスト削減しかないと思うんですけれども、そういう意味で、例えば民間ではもうほとんどの企業が、例えば給料も能力給と、もうそういうふうな考えに立っております。

この行政でも、東京の千代田区ですか、ここの区長さんが能力主義を使ったボーナス制度 というのを打ち出されて始められるそうですけれども、そこら辺まで、町長、この中で前例 にとらわれないということを言われておりますので、それぐらい踏み込んだ予算編成という のか、そういうふうな行政を進めていくべきだと思うんですが、いかがですか。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長(鈴木史鶴哉君) ただいまのご意見ですけれども、もう全国的にある県ではそういったことによる職員の首切りといいますか、それまでやっている県がある。そういう時代に入っているということも、私も認識しております。ですから、今後そういったことを踏まえながら、やはり厳しい時代に入っていると。ですから、職員にもそういった意味合いのお話はしながら、平素訓令しておるところですので、そういったことも含めながらこれも考えてま

いりたいというふうに思っております。

〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

- ○4番(谷川次重君) 予算と直接は関係ないかもしれませんけれども、職員の削減という問題は、これらの問題というのはどういうふうに取り組まれていくか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長(鈴木史鶴哉君) 職員の削減につきましては、実は来年、平成17年度末見込まれる9名の退職予定者がおります。そして、それに1名、これは介護保険の法改正に伴います保健師ですけれども、これは当初予定しておりませんでしたけれども、これを1名採用する予定でおります。したがいまして、8名の実質退職になるわけですけれども、これにつきましては今回は補充はいたしません。

しかし、今後、来年度そして翌年度と何名かのいわゆる退職予定者が出てくるわけですけれども、これにつきましては、何名退職してその分を補充するということではなくて、そのときの業務のいろんな内容等を精査しながら漸減といいますか、例えば3名退職したら1名補充する、そういった格好の定員減を進めてまいりたい。

これも、今ここで、では国の言ういわゆる5年の5%ということもなかなかはっきりした 数字は申し上げられませんけれども、私は場合によってはあるいはそれ以上の削減を考えな ければならないかなということも考えております。ですから、とりあえずは今年度末、来年 の4月には8名の退職者に対する補充は行いません。そういう考え方で今おります。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

- ○4番(谷川次重君) 3年先とか4年先に何名に持っていこうという考えはお持ちでしょうか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) これにつきましても、私もまだ就任して1年にも満たない期間ですので、もう少し役場の中の意向であるとか業務体系をしっかり把握しながら、そして今のこの時代に果たして役場が何名体制で仕事ができるのか、これをよく検討して、そして将来へ

の職員の定数、これの計画を決めていきたい。ですから、先ほど申し上げました退職者に対する補充をイコールではなくて、とりあえず今申し上げられるのは漸減、少しずつ減らしていきたい。では、これが何人までと言われると、現在ではちょっとまだその数についてははっきりした数字は申し上げられませんけれども、基本的にはそういう考えでございます。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

#### [4番 谷川次重君登壇]

○4番(谷川次重君) 何回も述べますように、今大事なのは徹底したスリム化、コスト削減だと思います。その徹底したコスト削減というのはなかなか約束ができない。何で民間でやれて、役所でやれんのかという、私もずっと考えておりましたけれども、民間と役所の違いは何かというふうに考えますと、もちろん誤解のないように言っておきますが、私は決して皆さん方役人の人が仕事していないと、そういう意味で言っておるのではありません。課長さん級見ても、あるいはほとんどの職員の人を見ても、よくやっているなと思います。中には仕事やり過ぎでないかと心配する人もいるぐらいです。しかも、課長さんの中には、あるいは係長さんの中にも、役場のことをうちの会社とこう呼んでいる人たちもいます。公務員という意識を捨てて、民間人と同じ感覚に立とうとする意識づけかなと思って、いい心がけだなと思っておりますが、しかしながら、まだまだ民間そして役場とやっぱり違う。

決定的な違いって何なのかなと。役所にはリストラがないと、倒産がないということだと 思います。民間の会社では、今のこのご時世、下手をすれば首が飛びます。首どころか、会 社そのものもなくなってしまうという、ある一種の恐怖感がいつもつきまとっております。 経営者というのは24時間いかに金を回していくかということが頭から離れない。そう意味で も、だから真剣に取り組まざるを得ないという状況です。

今まで1億円売り上げていた会社がことしは8,000万円しか売り上げが伸びない、このままいったら赤字になると、どうするの。まず考えるのは徹底した同じような経費削減です。それを切り詰めて切り詰めて、鼻血も出ないというところまで切り詰める。500万浮いたと、あと1,500万足らない、どうするか。しようがないや、もうやるだけのことやったからといって終わるのか。民間がもうそれでやれば倒産ですので、あと1,500万どうするの。切り詰めるところなくなったら、いよいよもう人件費をどうするのか。給料カットにするのか、あるいは何人かの人にやめてもらうのかというふうにやって取り組んで、赤字を出さないようにしていく、これが民間です。

そういう意味で、私は先ほど言いましたように、町長は前例主義にとらわれない、町民本

位の姿勢に立つと、こういうふうに訴えられておりますので、いろんなことを打ち出す前に、 仕事ができない職員はもうやめてもらうと、あるいは給料も能力制にするんだと、給与水準 の見直しもやむを得ないんだというぐらいの強い強い姿勢がない限り、この厳しい時代を南 伊豆町は存続していくことはできないと思うんですが、もう一度町長のそのお考えをお聞か せ願いたい。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長(鈴木史鶴哉君) 全く言われるとおりであります。ですから、私は先ほど申し上げましたように、そういうことを念頭に置いて、そして今後の人事管理、あるいは給与の適正化、こういったことを考えていきたいと思っております。今ここで具体的に、では何人減らすとか、給料をどれだけ減らすとか、そういった数字的なことは申し上げられませんけれども、私が考えておりますのは、今、谷川議員の言われるとおりの同じ考えでおりますので、その点はご理解をいただきたいと思います。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

[4番 谷川次重君登壇]

○4番(谷川次重君) それでは、3番目の観光立町への取り組みについて質問をさせてもらいます。

片方ではそうやって決定的な縮小財源を組まざるを得ませんけれども、それだけだと町というのはだんだん小さくなって、なくなってしまうでしょうから、もう一方では何らかの事業を起こしてまちづくりをやっていくべきだと思うんです。

南伊豆は何で生きるのかというと、観光が主体ということはもう異論のないことだと思います。ところが、観光に限らず、今すべてのことが昔と違って、お客さんのニーズが多様化しておって、十把一からげという時代は終わって、どの層に光を当てて、どの層に焦点を当てて、どのように進めていくのかという戦略が問われる時代になってまいりました。

国も今、観光立国ということを政策に掲げ、観光立国の実現に向けて種々の観光政策を打ち出しております。そして、観光政策の2つの軸の一つに国際競争力のある観光地づくりを掲げ、その「観光立国推進戦略会議報告書」には、意欲のある地域の観光地づくりを支援する。地域の新たな魅力を創造する努力を支援するとうたい、いろいろな支援策を打ち出しております。

あるプロジェクトでは毎年1億から2億を予算化すると、そういう事業も打ち出されておりますが、例えば厚生労働省では温泉利用プログラム型健康増進施設を、経済産業省ではサービス産業創出支援事業、そして環境省では森林セラピー基地の認定等を進めていますが、町長はこれらの国の施策をどう受けとめ、どう展開しようとしているのか、お考えを聞かせてもらいたいと思います。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長(鈴木史鶴哉君) ただいま言われました温泉利用の関係でございますけれども、これは当町にあります施設が厚生労働省で言う健康増進施設に該当するか、あるいは観光客誘致の施設として活用ができるか等、担当課長から後ほどまた説明させますけれども、そういった面では、まだ我が町としても具体的な方針なり施策は実施しておりません。

ただ、先ほど言いましたように、いわゆる観光地として生き残るには、もう今までのスタイルではなかなか、こういうご時世厳しくなってきている。ですから、やはりよく言われる魅力のある観光地づくり、そしてもっと広域的にとらえながら、伊豆半島も伊豆は1つとよく言われますけれども、交通の面であれ、観光の拠点であれ、すべてがもう伊豆は1つであるということの中で、全国で観光地化が進む中でやはりこれから生き残っていくには、もう国際的なことまで視野に入れながら考えていかなければならない。

ですから、1つは陸の交通アクセスであり、海の交通アクセスであり、空の交通アクセスであると思います。ですから、私は、伊豆半島という固有のこういう地形上半島であるという、そして我が町は最南端の町でありますから、それを考えたときに、やはり陸路、海路、それに空路をもうこれから先考えなければならないという時代に入っているというふうに思います。

そういったことも含めて、これからやはり観光の面でも、そういうもっと広い視野を念頭 に置きながら対応していかなければならないというふうに思っております。

以上です。担当課長から説明させます。

- 〇議長(藤田喜代治君) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(鈴木博志君) お答えいたします。

まず、厚労省の温泉利用プログラム型健康増進施設でございます。この健康増進施設の定義でございますけれども、大臣の認定を受けまして、期間は10年で、設備としては運動型、あるいは温泉利用型、温泉プログラム型という3つの範囲になっております。

この施設が提供する温泉利用プログラムというのは、医師の作成または監修したもので3点ございます。その3点をプログラムと。まず1点目は、温泉浴槽での特にすぐれた泉質を利用したプログラム、2番目で、特にすぐれた周辺の自然環境の活用と組み合わせたプログラムでございます。3点目が、地域の健康増進利用と組み合わせたプログラムということでございます。

この認定基準でございますけれども、まず1点がその設備でございます。2つ目が指導者の配置、あるいは3点目が医療機関との提携ということがございます。

当町の取り組みでございますけれども、地域資源等におきましても、温泉を活用した事業というのは健康福祉課あるいは下田保健所と講じてまいりたいと存じますけれども、まず県とタイアップして行っております「温泉マイスター養成講座」というのがございます。これは本年、下田市で行いました。これは、町民や観光客等に対して、温泉の効用や入浴方法など温泉に関する知識を習得するものでございます。これ、町内では実績で21人の方がこの県の養成講座に2日間参加をいたしまして、旅館・ホテルの関係者、あるいは観光関係の関係者、ボランティア・ガイド協会の方々、あるいは銀の湯会館の職員等参加をして、認定をさせていただいております。

当町でも、温泉を利用して健康づくりを推進していく。これ健康福祉課でやっていますけれども、ヘルスアップ教室というのを開催をしております。この詳しい内容をですね、あれば健康福祉課長の方から説明させていただきますけれども、参加者の体を医師が診断をして、その状態に応じたプログラムを組んで、有酸素運動あるいは筋力強化運動等をプール内ですか、運動フロアで行っております。

温泉利用型のプログラム型健康増進施設といいますと、現在の当町の施設等ですが、認定 基準をまだ満たしておりません。しかし、こういった健康づくりはもちろんのこと、観光、 誘客関係、そういった観点から、今ブームになっている温泉を利用した健康づくりというそ の事業に対しまして、既存の町営の施設あるいは民間の施設等を活用して、各種条件をクリ アしながら、できるか、あるいはできないか、南伊豆町型のプログラムができるか、今後検 討する必要があると思っております。

次に、経済産業省の関係です。サービス産業創出支援事業への取り組みということでございます。

この事業の取り組みですけれども、指針であります「新産業創造戦略」というのが平成16 年5月に策定されまして、健康や集客交流などのサービス産業、あるいは市場ニーズの拡大 が展望される電源地域再生の中核とされる新産業と位置づけ、モデル事業等を通じて組織戦略的に取り組むこととされているということでございます。

経済産業省の産業発展の道しるべとなるプロジェクトを支援するサービス産業創出支援事業、もう1点が電源地域活性化先導モデル事業というのを経産省ではやっておりまして、公募型の事業という形で実施してまいりました。

当町におきまして、健康サービス産業あるいは集客交流事業に着眼して、掘り起こすことが重要であるということが考えられます。これ、広範囲でやらなければならないと思うんですけれども、県とか、あるいは町、保険者、企業、大学、医療機関等と連携しながらこの事業展開という形でしなければなりません。

この事業につきましては16年度、昨年ですけれども、経産省のホームページで公募しまして、17年度にその採択、ことしですね、調査事業というのが公表されているわけですけれども、この公募方法につきましてもホームページのみでございまして、県とか、あるいは市町村等の整理をしてございません。オープンになっていない公募でして、今後も18年度、19年度、来年度等ですね、公募、申請等についての発表はされていないような状況でございます。しかし、ホームページ等、情報を注意深く見守っていなければならないと思いますけれども、こういった事業に着眼をして、町民の新たな産業とか雇用の創出、町内の経済の活性化等を目指し、当町でも参考にしながらこういったものを検討していきたいなというふうに思っております。

3点目の森林セラピー基地の取り組みということでお答えをさせていただきます。

森林セラピーというものは、森の自然が織りなす風景や香り、音色や肌ざわり、森の命や力を感じることとしてございます。心身の元気を取り戻せるものと確認しております。今では森林浴とか、あるいは日光浴等ありますけれども、科学的な解明がされておりません。森林の持ついやしの効果とか健康増進、リハビリテーション等の効果的なメニューの確立というのを進めていくことが必要であるかなというふうに考えます。

具体的には、森林セラピーの基地となる場所を調査しなければなりません。それについては、また有効な補助金あるいは交付金等を受けるというか、国・県等にまた相談しながら、町内の各旅館、ホテル、民宿等宿泊施設、長期滞在型いやしの広場、リハビリテーション等々の場として活用ができるか、そういったものを総合的にまた検討をしていく必要がございます。

## 〇議長(藤田喜代治君) 谷川次重君。

## [4番 谷川次重君登壇]

○4番(谷川次重君) 先ほど話がありましたように、今もう国・県もホームページだけで通知をしないというような時代になっているということで、この辺しっかり情報に目を配って、落とさないようにお願いしたいと思います。

森林セラピーは、隣の河津町さんも取り組むべく今調査をしていると聞いておりますので、 また検討して、お金もかかるでしょうけれども、何が南伊豆町にいいのか検討していっても らいたいと思います。

最後に、町長、関連して、先ほど陸と海と空の空路が大事だという話で、コミューターのことを言われているのかなと今聞いたんですが、先日、県会で地元の森県議が質問されまして、県としてはこのコミューターを積極的に進めていくというふうに、知事から明確な答えが返ってきましたし、大事なのは地元の協力だという話です。この点だけ、最後に町長のお話を伺いたいと思います。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

### 〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

この件につきましては、既にもう新聞報道等もなされておりますけれども、当町の場合はいわゆる産業五団体がこれを実現させるべく会を立ち上げまして、そして取り組んでくれております。やはり、行政としても、先ほど申し上げましたような伊豆半島の最南端という地理的条件、そして各それに伴う法律に基づく今いろいろ産業振興等事業展開をしておるわけですけれども、それもう一つは、やはり4年後の静岡空港の開港であろうかと思います。

もう既に国際交流時代へ入っております。そして、あの地方空港が完成してきますと、やはりそれがもっと加速される。そういったことを視野に入れながら、やはりもう今進めている伊豆縦貫自動車道も着々と南下してきておりまして、しかしこれもまだ完成が何年先になるかわからない。そういったことも考え合わせますと、やはりもう陸路、そして海路ももちろんですけれども、空路ということについて、これからはより前向きに取り組んでいかなければならない時代に入ったというふうに私は解釈しております。

ですから、先ほど申し上げましたような状況でありますので、関係の各団体、そして近隣 の市町等、関係機関等とも連携をとりながら、このことについては鋭意取り組んでまいりた いというふうに思っております。

以上です。

- ○4番(谷川次重君) 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(藤田喜代治君) 谷川次重君の質問を終わります。

ここで、多少早いですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

〇議長(藤田喜代治君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

\_\_\_\_\_\_

# ◇ 清 水 清 一 君

○議長(藤田喜代治君) 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

[2番 清水清一君登壇]

**〇2番(清水清一君)** それでは清水、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、町民参加のまちづくりということで一般質問を書いてあります。

それで、町民参加ということで、町長はこの各地区町政懇談会を行い、町民の方々の話を聞く、あるいは町の課題についても説明するという形で行われたと思います。その中で、いろんな課題があって、それを説明しておられましたけれども、その中でいろんな質問があったわけでございますけれども、かいつまんで、多かった質問とその内容について説明をお願いいたします。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

各地区懇談会のご質問ですけれども、このことにつきましては行政報告でも申し述べさせていただきましたが、現在、町内全地区を対象に21会場で町政懇談会を開催をしております。町民の皆様がなるべく話しやすい環境にしたいという思いから、町からの出席者は私、そして助役、教育長の三役、それとこれに直接町民の皆様にかかわりの深い7名の課長クラスの職員が同行しております。

懇談会では、当面の行政課題として、新法による市町村合併について、そして小中学校の 再編成について、さらに共立湊病院の建設問題について、まず現状を報告をし、その後意見 交換をさせていただいております。

市町村合併につきましては、先ほどから申し上げておりますけれども、現在の国そして県の動向を中心にご報告し、そして小中学校の再編成につきましては、少子化により複式学級がふえている現状や学校統合審議会の活動状況についての報告、そして共立湊病院建設問題につきましては病院移転問題の背景、そしてこれまでの経緯等につきましてご報告をさせていただいております。

どれをとりましても、町にとって、また町民の皆様にとって重要かつ緊急ないわゆる難題であります。こうした難問の解決には、町民に対して情報を的確かつ迅速に提供しながら、町民と情報を共有することにより一緒になって考えていくことが重要ではないかというふうに思っております。町政懇談会は、こうした情報の共有の一つの手段であると考えております。

町民の皆さんから、どの問題に関しましてもさまざまな賛否両論等ご意見がございます。 また、行政課題の報告以外にも、地域特有の諸問題、身近な質問もございます。それらに対 しましても真摯に対応してまいる所存であります。

また、町政懇談会は本日でごく9会場が終了しただけでありまして、残り12会場ありますが、懇談会で出されました町民の貴重なご意見を真摯に受けとめ、今後の行政に反映させていかなければならないというふうに考えておるところであります。

以上です。

### 〇議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番(清水清一君) 町村合併とか小学校・中学校の再編問題、あるいは共立湊病院とございましたけれども、その中で、この間の下田の市議会では下田の石井市長はですね、新聞によりますと、朝日新聞でございますけれども、共立湊病院は住民も合併するメリットとして何か持っていきたいということを議長会で新聞記者に対して話したと。それは新聞記事に出ているわけでございますけれども、それを聞いたときに、私は合併とあるいは共立湊病院の移設問題とは別の話だと思うんですけれども、こういう絡めた話が他の首長さんから出てくること自体私はおかしいのではないかなと思うんですけれども、町長はどういうふうに考えられますか。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長(鈴木史鶴哉君) ただいまの下田市のいわゆる新聞報道の件でありますけれども、私も、もともと共立湊病院のいわゆる建てかえ問題というのは老朽化に伴うことからが発端でありまして、既にもう平成15年からこの問題が検討されておるわけでありまして、そしてまた合併問題は合併問題で、いわゆる旧法による5年が終わり、この4月から新法による新たな取り組みが始まっておるわけでありまして、それぞれですけれども、私は両方の問題が全くではないにしても、やはり別々に考えるべき筋のものであると。

そして、前にもそうですけれども、やはりこの合併問題のときに病院のいわゆる移転問題が一緒に、これはうわさにすぎないかもしれませんけれども、下田へ移転するだの、やれどこへ持っていくという話が我々の耳に入りました。そんな中で、合併の問題についてもいろんな思惑ですとかあって、なかなかみんなが困惑したことも実際あるわけでして、ですからこの問題が両方を一緒に考えられますと、やはりそれぞれの問題で、ある意味では町民が、市民が戸惑うことになるのではないかというふうに思いますので、私は管理者という立場で、合併とは別に考えていきたいというふうに基本的に考えております。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

[2番 清水清一君登壇]

○2番(清水清一君) 町政懇談会の中で、やっぱり共立湊病院の話が一番多く出ているような雰囲気がします。ですから、私も南伊豆町民として町民の生活、医療問題を考えたときに、南伊豆町の東部の方しか、東側しか医療機関がないわけでございます。旧南中村、それで竹麻村しか医療機関はないわけでございます。他の4村には医療機関ありません。ということで、南伊豆町内でもほかの旧村の地区は無医村ということになっているわけでございます。それですから医療バスも出しているわけでございますから。

それで、まして一般病人が入院できる病院が、新聞報道によりますといろんなうわさ出ていますけれども、そういうことがあった場合、町民として町民の医療はどう考えるのか。南崎村、三坂村、三浜村、南上村の住民のことをどう考えるのかと。そう考えて、こういう病院の建設検討委員会の中の話はしっかりやっていただきたいと思います。

そういうことでお願いしまして病院の話終わりまして、その後、農業試験場の話も懇談会 では言っていると思うんですけれども、私もこの一般質問を出してからこういう形が、農業 試験場の移設問題が出てきました。ですから、急遽今加えたわけなんですけれども、懇談会でも話されているという話ですので、それについて聞きたいと思います。

それで、農業試験場については、南伊豆町議会も3月議会で充実・拡充の話を南伊豆分場につきましてはしました。それで今回、12月になって、県の方からいきなり統廃合の対象が南伊豆分場でございますという話が出てきました。それを聞いたときに、南伊豆町長は南伊豆分場の後援会長であられる。そういう前もっての打ち合わせとか、あるいは打診とか、そういうものがあったんでしょうか。

そして、あったか、なかったかわからないですけれども、それに対しての感想あたりをす みません、お願いいたします。

### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

### 〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

農業試験場の問題は、私も実はあの新聞報道で初めて知りました。それで、唐突であり、 寝耳に水であるということで、たまたま今言われますように、私はあそこの試験場の後援会 の会長をさせていただいております。そして、あそこの農場をいろいろな面で支援してきて おります。そして、そんな中での発表でありまして、私も非常に心外といいますか、驚いた ようなあれがあります。

そして、私は今まであの分場については、南高の南伊豆分校が農業高校としてあそこへ存続が決まっており、そして農業試験場、南伊豆分場が一体となって、あそこで農業の振興のそれぞれ拠点として、今までもそうですし、これからも大いに成果を発揮していただきたいという思いでおりましたし、そのやさきでありましたので、私は何としてもこの南伊豆分場を残したいと。そして、例えば花卉栽培であり、野菜もそうですし、みなみの桜もそうですし、特に当町の町の花であるマーガレットにつきましては、伊浜を中心とした産地では品種改良等も先進的に同農場で行われておりまして、大きく地元に貢献していただいているわけでありまして、そんなことも考えて、実は先般、早速同後援会の副会長でありますJAの伊豆農協の森田組合長にお会いしまして、このことをお話をし、何としても一緒になって存続について考えていただきたいというお話に行ってまいりました。

それで、組合長も理解していただきまして、そうですねと。やはり、あそこは我々農協と しても、いわゆる花の生産も非常に南伊豆では盛んで、残したい施設として前からもう個人 的には宮下さんもそういうことを言っておられましたし、そういう話をしましたところ同感 をいただきまして、そして今後の存続についての進め方についてはまたそれぞれの県、関係 方面にいろいろ打診しながら考えていきたいということで別れてまいりました。

ですから、今回の発表につきましては、何としてもあそこの施設を県に考えていただきたいということで、新たなまた存続に向けての運動を展開してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

[2番 清水清一君登壇]

○2番(清水清一君) 農業試験場、南伊豆分場は、石廊崎にあったときからやっぱり南伊豆にあった大事な県の施設でございますから、これを残して、またこの農業試験場をこの地域の産業振興の一つとして考えていかないとだめでございますので、町当局の方々も皆さんがぜひともこの存続について考えていただきたいと思います。一応そういう形でおります。

それで、地区懇談会の内容というのは私も聞いていまして、町長の説明もいいんですけれども、課長さんの説明でちょっとわかりにくい説明が多々ある場合もあるんですが、丁寧過ぎてかえってわからないやつがあるものですから、そう考えて少し、地区懇談会をやっていただくようお願いいたします。

続きまして、産業振興で、山村振興での農産物直売施設というやつが過疎計画の中に載っているわけでございます、平成19年度。農産物直売施設の計画がありますけれども、これはこれから計画を煮詰めていくと思うんですけれども、煮詰めていく中で、どのような考えで、今計画は進んでいるのか、それについてお伺いいたします。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

南伊豆町の産業振興は、いわゆる観光を主体として発展してまいりました。景気の回復傾向と言われる今日ですが、いまだに底は見えない感がしておるところであります。

農林水産業の第一次産業は、農業、漁業ともに価格の低迷であるとか、あるいは漁業産物は別として、販売ルート等がなく、自家消費か無人売店での販売がほとんどであり、収益の向上が望めていないのが実情であろうかと思います。従事者の高齢化であるとか、あるいは後継者不足により、農業・漁業離れが進行しつつあります。そこで、町では緊急ではありますが、農業振興会会員の中で出資者を募り、旧薬用試験場の倉庫を改築し、農林水産物直売

所の「湯の花」を開店させることができたわけであります。

この直売所は、農業者、漁業者または生産者であれば、一定の手数料を納めることでだれ もが出荷でき、出荷者登録者数はスタート時は73名でありましたが、現在は247名となって おります。3月19日に開店以来、順調に営業を行い、町の産業振興を微力ながら担っており ます。

今後計画している農林水産物の直売施設の概要につきまして、産業観光課長に説明させま すので、お願いをいたします。

- 〇議長(藤田喜代治君) 産業観光課長。
- **○産業観光課長(鈴木博志君)** まず、山村振興の農林水産物直買施設でございますけれども、山村振興事業という補助事業なんですけれども、現在「元気な地域づくり交付金」という形に名称が変わりました。交付金を受けてございます。

議員おっしゃる平成19年度に南伊豆町過疎地域自立促進計画基本計画に建設予定という形で計上させていただいております。また、現在、南伊豆町産業団体連絡協議会が検討しております薬用試験場の跡地利活用計画もご提案させていただいております。今その概要を簡単にちょっと説明をさせていただきたいと思います。

施設の概要です。木造の2階建て、1・2階とも140平米、合計280平米、約84坪ぐらいの施設と考えております。1階につきましては農林水産物の直売の施設ということ、2階につきましては加工体験施設という形で、いろんな加工施設的なもの、あるいは研修等できるような施設という部分で考えてございます。建設費用は、今のところ概算なんですけれども4,000万円程度というものを見込んでおります。これにつきましては、機械器具とか、あるいは備品等、今後詳細に詰めていかなければならないと思っております。

体験施設も兼ねておるものですから、今後グリーンツーリズムの方あるいはブルーツーリズム等々の研修施設としても活用を考えておりますけれども、いずれにしても今のところアウトライン部分なものですから、今後、農業団体等と相談しながら一応進めてまいりたいなというふうに思います。

〇議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番(清水清一君) 一応、課長の方からいろいろ説明を受けたわけでございますけれども、 話の中では薬用跡地に考えておられるという話なんですけれども、薬用跡地につきましては、 私が議員になった年ですから平成12年12月にあそこの跡地を買収したわけでございます。買 収してからちょうど丸2年たっているわけでございます。 2億円からの金を使って買ったあの土地が今、桜まつりの駐車場として使われているわけでございますけれども、後の計画等はどの程度まで進んでおられて、その中でこの直売所施設を建てるという話が今ちらっと出たような気がするんですけれども、それについてはどのようにあそこの計画は進んでおるんでしょうか。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

- ○町長(鈴木史鶴哉君) この件につきましては今、庁内でプロジェクトを組んでいろいろ検 討しております。したがいまして、それぞれの課長から具体的に計画等をご回答します。
- 〇議長(藤田喜代治君) 企画調整課長。
- ○企画調整課長(谷 正君) 過去のいわゆる委員会等でもこの件に関しましてはご質問いただいているんですが、その中で、企画の方である程度調整という形の中では、いわゆる産業五団体に対して跡地利用の検討をお願いしますという形で投げかけて、過去の1年間はほとんど活動がなされなかったんですが、本年に入りまして、いわゆる現在、産業団体の会長は商工会の会長がやっているものですから、その商工会の会長さんをトップとしまして、厚生省跡地利用検討委員会というのが立ち上がっております。その中で、17年度、18年3月ごろまでにそこの土地の有効利活用の考えをまとめるという形になっています。

それで、委員さんは、商工会それから森林組合、観光協会等で、会長を入れて14名ほどで現在その検討を行っております。それから、町の方でも職員の研究プロジェクトチーム等がございます。そういう中で、先ほど産業観光課長が申し上げたようなものも過疎計画にあるということで、これがある程度の検討が進んできた段階ではいわゆる調整が必要だと、そういうふうに現在は考えております。

以上です。

**○産業観光課長(鈴木博志君)** 私の方から、緊急活用プロジェクト、今ある施設をできるだけお金をかけないで有効に使うべきではないかというので、各課の中で職員を配備してプロジェクトをつくっております。

先ほど町長の説明もございましたけれども、今現在あそこの施設の中では、倉庫を改築して農林水産物直売所「湯の花」というものがございます。ほかの遊休施設の中で、温室が3棟ございます。その温室を有効活用という形で、これ農業振興会からの申し出がございました。温室3棟を使った町の花マーガレットのですね、鉢物マーガレットの展示場として使え

ないかなという部分の話が1つ。

もう一つは、入り口の正面に庁舎がございます。ちょっと建物は老朽化していますけれども、庁舎の中に会議室が2つございます。そこの部分を、これはみなみの桜と菜の花まつり実行委員会からの申し出がございまして、2月5日から3月10日、桜まつり期間中ですね。その間、町内の陶芸家の作品展示及びその販売として活用ができないかという申し出がございまして、これも緊急活用プロジェクトの中で検討した結果、貸し出しはよろしいですという形で、早速今その準備に取りかかってきているものです。

もう1点、これは緊急活用プロジェクトではございませんけれども、今、この施設内に足 湯が完成をしております。一応完了検査も整いましたけれども、足湯だと下田保健所の営業 の許可が必要だという形で、それも年内にはおりるだろうという形で、年内にはオープンと いう形がとれると思います。その際には町民の皆さんにお知らせをして、観光客とともに交 流の場として使っていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

### 〇議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

[2番 清水清一君登壇]

○2番(清水清一君) 薬用試験場跡地の活用の方法については、課長の方々あるいは産業団体5団体、あるいは会長、あるいはその中で14名の方、あるいは役場の職員の中でプロジェクトチームをつくってやっておられるということでございますので、その中からいい方向で考えてもらって、いい施設をつくってもらいたいと思います。

ですけれども、この中で、ちょっとまとめますけれども、直売所の施設についてでございますけれども、いろんな加工施設があるわけでございますけれども、これもやっぱり農業をやっている方々に意見を聞いてですね。要するに、加工で産業振興につながる、あるいはそこへ持ってくる農産物で、あるいは水産物で産業振興になるという形をこれからもぜひ考えていくような形で、この直売施設の計画が進んでいってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問にまいります。

2番目、職員間の職務活性化でございますけれども、いろんな話ありまして、先ほどもありましたように、職員でプロジェクトチームをつくって行ってやるということでございますけれども、その職員の方々は一生懸命勉強されている。だけれども、一生懸命やっているんですけれども、一生懸命やるがことにいろいろあるんですけれども、資質の向上あるいは能

力の向上策、またそのためにはやっぱり職場が常に意欲を持って、職員が常に意欲を持って 仕事ができないとまずいわけでございます。そういうことによって、やっぱり活気のある職 場こそ経営がうまくいっている。先ほどの谷川議員と同じですけれども、民間企業は活気の あるところほど景気がいいわけでございます。活気の悪いところはやっぱり経営がちょっと よくないという形になっていますので、この活気のある職員の意欲を持ってできるような取 り組みは、当局としてどのように考えてやっておられるのか、ご質問いたします。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

「町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

## 〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

まず、職員の資質・能力向上策ということでございます。

これにつきましては、先ほど谷川議員にもお答えしましたように、地方分権の進展に伴う 自己決定・自己責任という流れの中、限られた人的資源で増加する一方の業務をこなし、住 民サービスの維持・向上を図るには、職員の資質向上が不可欠であり、その大きな要因は意 識改革であると言っても過言ではありません。

現在、行政改革推進本部の下部組織でありますプロジェクトチームの職員の意識改革施策検討部会において、まず1つとして事務目標の設定及び評価、2つ目、研修制度の見直しを含む人材育成基本計画の策定、3つ目、職員提案制度の推進、4つ目、職員能力向上施策の検討の、大きくは4項目につきまして検討をしておりまして、近く行政改革推進委員会へ報告をいたしますが、この4項目以外にも職員の資質向上策は無数にありますので、意識改革による資質向上に対する職員の気づきを促すべく、いろいろな機会をとらえて指導していく所存であります。

それから、2つ目の職員が常に意欲を持って職務に取り組むことについての考えということでありますが、先ほどから職員の意識改革について述べておりますけれども、職員の職務に対する意欲につきましても、意識改革とは切っても切れない密接な関係があります。過去においては、改革を推進しようとする職員はややもすると組織の輪を乱すような行為とさえ見られた時代もあったかと思われますが、意識改革をもって新しい価値を生み出すため日々研さんする職員と従前の仕事をこなすだけの職員とどちらが分権時代に求められるかは、これは明白であります。

公務員は、費用は住民負担により賄われている公金であるということを常に意識し、職員 に優劣をつけることではなくて、意欲を持って職務に取り組めるよう、全庁的かつ計画的取 り組みによって、求められる職員像や能力開発のプログラム、その能力を客観的に評価して、 人事管理に反映させるシステムを構築する必要があると思われます。一朝一夕に解決する問 題ではありませんが、前向きに検討してまいる所存であります。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

[2番 清水清一君登壇]

○2番(清水清一君) 職員の資質向上策、能力向上策については4項目であって、目標作成とかって言われておられましたけれども、これまでこの4項目、職員提案制度とか能力向上策とかありましたけれども、その政策はこれまでどのくらいやられてきておられたのか、あるいはこれからやられるのか、それについてお伺いいたします。

それで、もし、職員提案制度あたりはどの程度提案制度で上がってこられたのか、そうい う実績みたいなものがありましたらお教え願います。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

- **〇町長(鈴木史鶴哉君)** この点につきましては、担当課長から説明させます。
- 〇議長(藤田喜代治君) 企画調整課長。
- ○企画調整課長(谷 正君) 職員提案制度につきましては、ここ一、二年につきましては職員からの提案は具体的にはございません。それで、過去には、いわゆる庁内LAN等の構築を急いでほしい。それから、直接役場はかかわらなかったんですが、いわゆる下賀茂周辺整備の関係で、かつてこの役場の裏側、今の銀の湯会館等のところに塩工場とかいろんなものがあった中で、そこの活性化という形の中で、その当時なんですが、プロジェクトチームを役場の若手の職員で立ち上げまして、その中から、先ほど言いましたいわゆる庁内の情報化の促進と今の下賀茂周辺地域、それから例のごみの関係なんですが、そういうものの大きなものですと3つほどの提案がございまして、その中でごみの関係は、議員ご存じのように分別収集化にという形で成果を上げたという、これは一度プロジェクトの要員が、その当時は沼津市の方がそういう分別収集の先進地だということで、そういうものを現地調査に行きまして、そういう南伊豆の分別収集化につながったと。

庁内の情報については、ご存じのように庁内LANとそれから原則的に1人1台、それから国・県等の関係のいわゆるLGWAN等の関係で結びついていると。

もう一つは、先ほどの下賀茂周辺地域なんですが、それにつきましては商工会の方で事業

を行いまして、今の経済産業省との関係で補助金を受けた調査研究事業に結びついた。そういうのが過去の職員提案制度の源流になります。

以上です。

- 〇議長(藤田喜代治君) 総務課長。
- ○総務課長(小島徳三君) 今までこういったことをやっているかということでございますが、観念的なことがございまして、文章にしたものというのは地区情報メモであるとか、そういった形の問題、町独自の文章にした例えば人材育成基本方針とか、そういったものについては先ほど町長が申し上げましたとおり、意識改革の部会の方で検討しております。そういう中で、今後検討される必要になりますが、その辺の人材育成基本方針、公務員としての意識づけ、職務専念義務であるとか当然の、全体の奉仕者なんとかという意識づけができましたら、当然その次の改善意欲とか、意欲がわきまして、意欲の後に当然のこととして能力向上があるわけですが、それらにつきましても基本的な考え、方向性を持った中で自己研さんとか、そういった方向の環境をつくるべく今、今後検討してまいりたい。方針として文章化したものでつくりたいとは考えております。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

[2番 清水清一君登壇]

○2番(清水清一君) 今、課長の方から言われましたけれども、これからプログラムをつくって能力開発をやっていくんだよという形で言われました。これからやっていただくのはいいわけで、本当はこれまでやってもらった方がいいわけでございましたけれども、これからも一生懸命やっていって、これが意欲を持って――意欲というか、元気でやる職員がふえてくればくるほど町が活性化するわけでございますから、その方策をまた能力開発プログラムの中でつくっていただくと同時に、各職員の自己研さんによって進んでいってもらいたいと思います。

それで、3つ目は、職員一人一人が町民にどのような行政サービスができるのかということで、職員間で話をしたことがあるのかということを聞きたいんですけれども、これはやっぱり町民の福祉を考えて、あるいは生活のことを考えたりとか、経済のことを考えたときに、担当としてどのようなことができるのか、あるいは職員としてどのようなことができるのかということですよね。皆さん、多分話をしたと思うんです。それについて話をしたって、どのようなやつが形で講じておられるのかをお伺いいたします。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

ご質問の件につきましては、そのことだけを議題として話し合ったというふうなことはないのではないかというふうに思われます。しかし、昨年度、本年度と継続しています行財政改革本部及びその下部組織でありますプロジェクトチーム等による行財政改革の検討項目を精査する過程におきまして、新たな行政サービスの検討を実施しております。例えば、グラウンドや体育館の受付窓口を全課・局対応可能としたこと、それから課局の再編によって、受付事務をより集約化したことなどが挙げられ、また実現に至っておりませんが、住民票等の休日発行や許認可、申請事務の一元化などが検討項目として上がっております。

今後、行政改革推進委員会の答申を尊重しまして、職員の意識改革や資質・能力向上とあわせ、きめ細やかな住民サービスの向上に努め、協働参画社会の実現に向けて邁進してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

〇議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

[2番 清水清一君登壇]

- ○2番(清水清一君) 今、町長の答弁でございますと、全体として町として行政サービスを改善させますよという形が今答弁されましたけれども、職員一人一人が、僕は一生懸命仕事やって町民サービスに努めるんだという形が話されているのかどうかということなんですよね。全体として他力本願みたいな形で、住民票の休日発行なんかどうだろうなと、ではそれは僕が行ってやりますよという話があるのか、ないのか。労働基準法の関係がありますから、ちょっと無理なところもあるんですけれども、やるからにはやっぱり、労働時間の関係とか絡むわけでございますから、そういう形のやつを考えたときに、職員一人一人、では自分が日曜での住民票発行サービスをやるんだよと。それでは今度僕も出ますよという形は、そういう形で話はあらわれたのか、なかったのかと、そういうことについてお伺いしたいと思うんですけれども、そういうことを聞いても、町長に聞いてもそれはわからないと思うんですが、総務課長あたり、そういうものは何かあったでしょうか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 総務課長。
- ○総務課長(小島徳三君) ただいまの受付の関係等でございますが、こういった話がプロジェクト等の会合の中で、これは昨年だったと思いますけれども出ました。本年も出ましたものですから、2回ほど出ておりますが、今、電算システムをTKCにかえて、住基コードの

手続もありますものですから、TKCにかわった時点でなれば単独なものですから、その辺が今現在よりは電算システムが変ってからの方が対応がしやすいのかなという段階で今終わっております。

以上でございます。

〇議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

[2番 清水清一君登壇]

○2番(清水清一君) 結局、職員が一人、自分が何ができるかということで、担当にいたときできる仕事が違ってくるわけでございますけれども、自分で何ができるかと、要するに今の仕事を一生懸命やるのが本当は一番いいわけでございます。それで、現場へ出てしっかり確認していろんな行政を行う、事務を行う。そういう形をやっていただくのが、これから町の運営についても職員が実践して、外へ出て行政を行うという形は非常に助かると思います。そういうことを考えて、これからの職員の方々もどのように町民サービスができるのかということを常日ごろから考えておいていただきたいと思いますので、職員教育、ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、地域間交流についてお伺いいたします。

町民の情報交換の活性策ということで書いてありますけれども、やっぱり町民だれもが情報の受信、またあるいは発信をしたい、そういうことが南伊豆の活性策につながると。やっぱり、どこにどんなことがあるのか、あるいはこんなことをやっているよという話をしてみたいという形だと思いますけれども、その中でやっぱり情報も共有しなければいけないとなりますけれども、そういうことを考えたとき、やっぱりこの南伊豆町はいろいろ山がいっぱいあったりとか、面積も広いものですから、電話等もありますし、またいろいろあるんですけれども、町内一円に光ファイバーを引いて、電話あるいはコンピューター、また有線テレビも光ファイバーがあれば通じるわけでございます。町内全域のテレビ放送もできるわけでございますから、またそれによってデジタル対応もできはしないかという形が考えられます。そういう形で、地域間交流といいましてもやっぱり情報の共有、そういうことのデジタル対応ということで、よその市町村からもやっぱり町民の移住の方がふえてくるのではないかと。住みやすい町になって、よその市町村から、このIT化時代にここでIT化の仕事をしたいよという方もおられると思うんですけれども、そういうことを考えたときに、情報、地域間交流の促進として何か方策等考えておられるのかどうか、質問いたします。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

#### 〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

## 〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

町民の情報交換の活性化を図って、そして行政と住民の協働を促すということは、町民参加のまちづくりには欠かせないものというふうに考えております。

情報交換活性化対策としまして考えられますのは、日進月歩で革新が進むITを活用した情報発信と情報公開をするためのインフラ整備などが挙げられると思います。しかしながら、我が町の状況を考えますと、インターネットの普及状況は平成14年度で町内の約1割程度、現在でも3割程度ではないかというように推測がされるところであります。また、高齢者のひとり世帯では、ITを利用した情報伝達等は今のところ難しい状況にあると思います。

このような状況の中で、ITによる情報伝達やインフラ整備の検討以外に、広報「みなみいず」などを利用した情報発信の充実や、公募で委員を決めた行政改革推進委員会や各種事業を展開する上で行っておりますワークショップ等の手法などを積極的に活用して、町民との情報交換の機会をふやしていくことが情報伝達の活性化につながるというふうに思うところであります。また現在、各地域で実施中であります町政懇談会もその一つであるというふうに思っております。

次に、2の情報の共有策についても答弁させていただきます。

ブロードバンド環境の整備状況に関しましては現在、ADSL、電話回線による電送でありますけれども、これは南中地区を中心とする62件で、それ以外の地区についてはISDN(総合デジタル通信網)、これはNTTで行っております。これが対応をしておるところであります。

また、携帯電話の難聴地区の解消につきましては、事業者の活動に頼るほかがなく、南伊 豆町においては現在のところエリアの拡大や整備計画を積極的に予定している事業者はない というのが現実ではないかというふうに思われます。

こうしたブロードバンド環境の整備がおくれている地域におきましては、東海総合通信局がデジタルデバイド――情報格差ですけれども――解消のため、無線システム高機能化に関する検討会を開催をしているようであります。検討会によりますと、条件不利地域へ無線によるブロードバンド環境をより経済的に整備していくための調査検討をして、本年度末までに報告書を取りまとめる予定とのことであります。

このようなインフラ整備につきましては、今後、国・県の補助事業などを調査検討してい かなければならないというふうに考えております。また、地域イントラネットに関しまして は、インターネットホームページからの情報発信や申請書などのダウンロードで当面対応していきたいというふうに考えております。また、ホームページの迅速な更新等につきましても、迅速な対応ができるよう環境整備を図っていきたいというふうに思っております。

CATV、通信ケーブルテレビですけれども、これにつきましては町独自のインフラ整備は現実的に財政面から困難ではなかろうかということから、各地域で使用されております共聴テレビ施設の活用が検討課題ではないかというふうに思われます。

現在、本町では下賀茂地区においてのみCATVの自主運営がされております。その他の地区に関しましては、地区や数社の事業者が混在し、統一性がなされていないのが現状で、現段階での調査研究課題となっております。

I T事業につきましては、いろいろな角度から調査検討を重ね、町の財政事情を踏まえながら、効率のよい計画的な事業展開をしてまいりたいというふうに考えております。

このほか情報共有策といたしまして、広報「みなみいず」の内容の充実、広報「みなみいず」お知らせ版の迅速な配布などをさらに検討しまして、現在行っております町政懇談会など町民参加の懇談会や研究会であるとか、あるいはサークル等、情報提供の場を数多く取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

[2番 清水清一君登壇]

**〇2番(清水清一君)** 今、町長からいろいろ説明を受けまして、ありがとうございます。

ですけれども、やっぱりこの南伊豆町内は、NTTが光ファイバーだけは線を引いてありますけれども、交換局にはつないでいないという形になっております。ですから、交換局に光ファイバーをつないでもらうだけでも、やっぱりそこから出てくる通信の方も光ファイバーと対応でADSLあるいは光通信につなげるんですけれども、そういう形は進みやすくなるのかなと。

私も、私の家の前のマンホールに今から2年ほど前でございますけれども、いけているところを見まして、何を入れているんですかと聞いたところ、光ファイバーを入れていますという話を聞きました。ですから、私の家の前でも光ファイバーは入っているわけでございますから、ここの通りは確実に入っていると考えてもおかしくないわけでございますから、もう線は引いてあるけれども局にはつないでいないという形だと思われます。そういう形ですから、ぜひとも町としても62局、あるいは65局、67局に対して、光ファイバーでNTTさん

つないでもらいたいよという形はお願いできるのではないかなと。64局へ行く路線が私の前を通っているわけでございますから、蛇石の交換機ですね、あそこに行くやつが通っているわけでございますから、そういう形を考えたとき、各62局でもあるいは67局でもつないでもらう形はこれまたお願いできて、やってもいい話ではないかなと思います。一応、企画調整課長、お願いします。

- 〇議長(藤田喜代治君) 企画調整課長。
- ○企画調整課長(谷 正君) 今の光ファイバーの敷設の件ですが、議員ご存じかと思うんですが、12月8日に、いわゆる首相が本部長になっていますIT戦略本部というのが国にあります。その中で、2006年から2010年までの5年間の取り組むべき事業というか、戦略というのを決めたということでありますが、その中では、本当の国の方のあれですから大ざっぱなんですが、2010年度までにいわゆるブロードバンド、今言われています高速大容量の通信を日本全国をゼロ地域に目指すと、いわゆる情報格差を。そういうような方針が打ち出されたという形の中で、今後の5年間、2006年から2010年までの重点施策としまして、医療、環境、防災、治安、行政、教育などを重点分野に考えて、いわゆるブロードバンドを進めていくというような方針に至ったということで、先ほど町長のあれにもありましたように、東海通信局の方におりてきた段階でまた連絡等をしてみたいと思います。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

[2番 清水清一君登壇]

○2番(清水清一君) わかりました。一生懸命課長さんにやっていただいて、こういうIT関係はやっぱり先にやらないと、ITで田舎へ住みたいという都会の方々も今多いわけでございますから、やっぱりそういう方が、南伊豆町が遅くなればそれだけ人は来なくなる。南伊豆町に来たくなる人が少なくなるというだけの話ですから、やっぱり早くから整備してあればたくさんよそから人が来て、過疎化の町に対して、そういうITのできる方は若い人ですから、これからやっぱり税金いっぱい納めてもらえそうな人が来るわけでございますから、そういうときを考えたときに、こういう情報の整備は大変先に必要ではないかなと思います。ということを質問して、次の質問にまいります。

生活環境の整備についてでございます。

生活環境といいましても、山間地域の荒廃した農地、山林等、いろいろ今は大分荒れております。この荒れている中、草木が生い茂って、毎回私も質問するんですけれども、やっぱ

り土地の所有者として管理責任がある。土地の所有者はただ貯金で持っているだけでは困る という、その常々言っております。ですから、やっぱり管理責任があるわけでございますか ら、これも町の方から、前回は納付書について、税金の納付書と一緒に草刈ってくださいよ と、管理してくださいと文書を入れてくださいとお願いしましたけれども、そういう形もご ざいますけれども、それについて一応そのとき検討するという話を聞いておりますけれども、 検討した結果はどうなのか、あるいはできないのか、できるのか。また、別の方法はあるの かという形をお伺いいたします。

### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** この件に関しましては、細かい点につきましては担当課長からそれ ぞれ説明させます。

現在、農地についての荒廃地対策は、農業委員会より所有者への自己保全管理の通知等を行っております。しかし、なかなか思うように進まないのが現実であります。

山林につきましても、災害等の場合には電話や手紙等でお知らせしていましたが、昨年来の台風による風倒木被害が町内には多く見られるようになった状況下にあります。賀茂農林事務所とも協力して、竹林対策あるいは分収林事業、治山事業等を行っておりますが、そのまま放置しておくと山林の持つ水保全機能が失われることや、下流部の人家や道路等の公共物への水害等々の影響が懸念されるわけでありまして、この件につきましては去る9日に区長会で、いわゆる風倒木の実態調査のお願いをしたところであります。これの結果を待って、できることから対策を進めてまいりたいというふうに考えておりまして、これは先般、私は賀茂農林事務所へ行きまして、担当課長、係と行きまして、いろいろ所長と対策について話をしてまいりました。ですから、こういったこともこれから広域的に進めていきます。

細かい点につきましては、それぞれの課長から説明させます。

- 〇議長(藤田喜代治君) 窓口税務課長。
- 〇窓口税務課長(外岡茂徳君) お答えします。

納税通知書の中に雑木等の管理の責任についての文書を同封しろと、こういうことでございますけれども、まず結論から申し上げますと、これはできません。というのは、議員ご承知のように、納税通知書というのはその賦課の根拠になった法律、条例等を記載した文書で、納税者の住所、氏名、税額等を納税者に通知し、賦課額を確定し、かつその納付を命令するものでございます。

この納税通知書の中にそういう管理責任についての文書を同封するということは、納税者情報をある意味侵害することになります。したがって、納税者の利益を保護し、そういう面からいうとすべきではないと思うし、場合によっては地方税法の22条、いわゆる秘密漏えいに抵触するおそれもあるかと思います。したがって、納税通知書の中に入れるということ自体が、私の聞いたところでは県下でもそういうことをやっているところはないし、全国的にもないと思います。これは、別のことでやるのでしたらあれですけれども、納税通知書の中にそういう文書を入れることはできないというふうに解釈します。

以上です。

- 〇議長(藤田喜代治君) 建設課長。
- **〇建設課長(高橋一成君)** 山間地域の樹木の生い茂り等につきましては、各地の町道等で見られるのが現状で、大変苦慮しているところでございます。また、住宅地の裏山の問題等につきましては、民民の問題とはいえ、高齢社会を迎えた現在、所有者の把握などその対応は大変難しくなっていると認識しております。

このような現状の中で、行政の支援等がどこまで可能であるのか、それぞれの担当課と協議をし検討させていただきたいと思います。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

[2番 清水清一君登壇]

○2番(清水清一君) 税務課長から先ほど言われました納税通知書の関係でございますけれども、個人情報とか言われましたけれども、全部に入れるのでしたら個人情報ではないのではないかなと私は考えます。私は思うんですけれども、当局の方々は違うと言うと思うんですけれども、僕はそういうふうに考えますのでね。それもまた、これからいろんな方策はないのかなと思って、考えていただきたい。

ましてや、先ほど町長言われましたけれども、町内の所有者に対しては区長さんからお願いして、管理していただきたいよという形をお願いしたというふうにとらえます。ですけれども、問題は町外の所有者の方々です。先ほどほかの議員の質問の中で、窓口税務課長が県外へ行って集金してきたという形を言っておられました。ということは、その方々に要するに実際は自分の土地がどうなっているのか、年に1回来るのか、2回来るのか、自分の土地を確認にという形で、結局その方々はほとんどが放棄に近い形で持っているほかないと、管理していない形で。

ですから、そういう方に対して、やっぱり南伊豆町民として住んでいる方々としては、私の考えとしては、やっぱり所有者だったら草ぐらい刈ってくださいよと。私はやっぱり自分の畑とか周りのところも、周りの人に迷惑ならないように草も刈るわけでございますから、あるいは山へ行っても間伐も5年1回ぐらいやりますよね、私も行って。ですから、そういう形をやってもらわないと、これからこの南伊豆町の土地が、よその市町村の住民の方が持っていると大変困ってくる状況になってくるのではないかと考えますので、この対策もこれから町当局としても一体となって考えてもらって、いい方策を考えてもらうようお願いして、私の一般質問とします。

以上でございます。

○議長(藤田喜代治君) 清水清一君の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長(藤田喜代治君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

# ◇ 保 坂 好 明 君

○議長(藤田喜代治君) 1番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

[1番 保坂好明君登壇]

〇1番(保坂好明君) それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

その前に、現在行われています地区懇談会等で町民の皆さんが一番関心を寄せる医療課題 についてを一番最初質問をさせていただきまして、次に巻き網操業問題についてを伺い、時間の許す限り質問をさせていただきます。

まず、最初の医療課題についてでございます。

要旨1にありますドクターへリの運行状況について、担当課長に伺いたいと思いますが、ドクターへリの運航によりとうとい命が救われる率が非常に高くなっているというふうに私

は伺っておりますが、昨年度と現在までの実績等、わかりましたらお答えをいただきたいと 思います。

- 〇議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(高野 馨君)** それでは、ドクターヘリの運航状況につきましてお答えをいたします。

静岡県では重症患者等の救命率の向上、あるいは後遺症の低減、期待する医療等の強化を図るために、平成16年3月に東部地区にドクターヘリを導入いたしました。既に西部地区につきましては、13年10月から導入されております。

東部管内の導入からの出動回数は、10月末現在で729回であります。このうち、約9割近いものがこの伊豆地域になっております。ふるさと公園からの離発着ですね、運航につきましては11月末現在で101回、ちなみに昨年が43回、今年度11月末までが58回、計101回となっております。

以上でございます。

〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

[1番 保坂好明君登壇]

○1番(保坂好明君) 大変このよう実績が住民の方々にとって、大変そういう救命率ですか、 向上に貢献しているという話の中から、一層ドクターへリ運航状況の充実を求めたいという ことで、次の質問に入りますけれども、参考までにこれも伺いたいと思います。

現在、夜間運航は行っておりませんけれども、この運航については、搬送の安全面から法 律的規制があるのかどうか。

また、多方面からこの夜間運航を願うような意見というか、そのような要望はあるのかど うか。現在、わかる範囲で結構でございます。答弁お願いします。

- ○議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(高野 馨君) 夜間運航につきましては、順天堂医学部附属静岡病院──長岡の順天堂病院ですけれども、ドクターヘリの導入で行っているわけですが、運航要領、これは運航会社との協定だと思いますけれども、それを見ますと、出動時間は8時30分から午後5時、日没までとなっておりまして、基本的には夜間運航はできません。

航空法をちょっと見てみましたら、航空法では離発着場所の夜間照明、それから気象条件 等によります空の安全の確保ができないと運航はできないことになっております。これでも もしやるということになりますと、ドクターへリ運航調整委員会というものが県を中心に設 置されておりますので、その辺で協議されるようになっていくのではなかろうかと思いますが、そういった要望があるかというご質問でございますけれども、今のところ私どもの方には夜間運航の要望については話が来ておりません。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

#### [1番 保坂好明君登壇]

- ○1番(保坂好明君) ただいまのご答弁解するならば、離発着の安全確保ですか、この辺が確保できれば、当然今、委託先の運航会社については安全確保ということから行っていないわけでございますけれども、その辺の状況が整えば夜間運航もできるのかなという判断というか、理解でよろしいんでしょうかね。
- 〇議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- O健康福祉課長(高野 馨君) 当然施設整備はしなければならないと思いますが、ただ、問題は空の安全確保というのが私たちにどういったところまでがあるのか、ちょっと詳しくはわからないところがあります。県にちょっと問い合わせましたら、県としてはできないという形で返事が来ていたんですが、今言った空の安全、当然民間の飛行機も飛んでいるわけですので、全然飛べないわけではないにしても、そこら辺の完全確保という解釈がどの程度まで必要性がある。例えば、こんなことはないでしょうけれども、安全のために先にヘリを飛ばしてその状況を調べるとかというような話もちょっとされていましたので、そこら辺が、実際のそういった運航会社等で聞いてみないと、はっきりしたお答えはできません。
- 〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

### 〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番(保坂好明君) 病気は特に朝方、夜中から朝方ですね、何か発生率が高いというふうに伺っています。今、現行、伊豆半島内における道路整備含めて、まだまだこの南賀地域においてはその不便さを感じる現状においては、この夜間運航ができると当然住民の方々の命をさらに救う可能性が出てくるわけでございます。ですから、できない、できるの判断、むしろちょっとその辺の法的根拠、また整備状況も含めて、少し勉強していただきたいということを述べて、この質問は終わります。

次に、要旨2、3の救急医療と伊豆圏域の医療課題についてと共立湊病院の新設建てかえ 問題を一括してご質問いたします。

静岡県地域保健医療計画に基づく病院数及び病床数の見直し、公示後の資料によれば、平

成17年3月29日の告示の賀茂における基準病床数は1,059床のところ、平成17年7月30日現在で1,178床であり、既に119床をオーバーしております。その内訳は、一般病床が474床、療養病床数が704床だとこの資料に書いてございますけれども、確認をさせていただきたいと思います。

なぜ、この病床数がオーバーしているのか。また、救急に対応する一般病床数が少なく、 療養病床数が多いのか。この辺、担当課長、いかがでしょうか。

- 〇議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(高野 馨君)** これは、国の医療改正等に基づきまして、県が基準を定める わけですので、今の基準病床数が119床オーバーしていることは事実だと思います。ただ、 これには一般と療養型の区別がございません。

この間、私もちょっと健康福祉センターの方へ行きましたので、ぜひそこら辺の圏域の状況を、県の医療検討委員会と首長さんが入っている伊豆の検討委員会があるわけですけれども、そこら辺で一般病床が非常に今この圏域に少ないということを訴えていただきまして、ぜひ次期の県計画の中には一般病床と療養型を分けるようにお願いだけはしてきました。以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

[1番 保坂好明君登壇]

- ○1番(保坂好明君) では、共立湊病院、先ほど来、同僚議員もいろいろ質疑をされておりますけれども、南高跡地への移転問題が取りざたされております。現行の病床数からその内容の話を伺いますと、50床ふやすような計画が出ているというふうに伺っておるのですけれども、現実、地域保健医療計画に基づいて、そのような病床数がふやせるのかどうか。この辺は、担当課長あれですか、見解でこれも結構でございます。
- 〇議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- O健康福祉課長(高野 馨君) 当然、今の基準は超えておりますので、非常に50床の増床というのは難しいと思います。ただ、あとは県を交えた首長さん方の政治的な観点でしょうね。 そういったもので確保していくような形になろうかと思います。
- 〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

以上です。

〔1番 保坂好明君登壇〕

**〇1番(保坂好明君)** この湊病院設立からは、当然皆様その経過もご存じだと思います。た

だ、簡単に私の知る限りを述べさせていただきますけれども、大正12年、海軍病院として始まり、戦後、国立湊病院として新たなるスタートをしておりますが、昭和42年、国立療養所 湊病院になりましたが、その後再び一般疾病病院として再スタートをしております。

そして、昭和61年、再建計画から平成9年、現在の公設民営共立湊病院になったということでありますけれども、担当課長、これに大筋違いはございませんかね。

続いて、湊病院の移転問題にさらに質疑をいたします。

私が新聞紙上やそれらの内容を知る有識者の方々の話を伺ってみますと、どうも単なる移 転論だけが先行していて、最も大切な議論がされていない感があり、どうも納得ができませ ん。

そこで、この病院の管理者である町長または担当課長に確認をしながら質問をさせていただきますが、現在、共立湊病院の敷地にはみなとの園となぎさ園があります。この福祉・介護の両施設は、なぜあそこに建設されたのか、その経過とこの両施設はどなたの所有であるのか。担当課長、お答えいただけますでしょうか。

- 〇議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- O健康福祉課長(高野 馨君) 国から移譲を受けるときの条件というんでしょうか、病院と 医療・福祉・保健の施設整備が義務づけられておりました。それで、特養と一緒、老健と一緒で、特養につきましては社会福祉法人が設置したものでございます。なぎさ園の老人保健 施設につきましては、組合の方で設置されました。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番(保坂好明君) 国から移譲を受ける際に、当然、国で持っていた病院を受けるわけですから、そこに賀茂地域における福祉・介護の拠点ということを初めとしたそこに概念があったと私は理解するんですけれども、ではこの建設理由の事実を踏まえて、現地から病院がなくなることについて、管理者はどのように思われるのか。

また、病院議会等で、そのような経過を踏まえて議論がされたことがあるのかどうか、率 直な意見を求めたいと思います。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** ただいまのご質問に対しましては、今まで我々首長会議で、あるい

は建設検討委員会でも議論された経過がございます。

仰せのとおり、あの両方の施設があそこに今ございます。そして、その中で病院の移転問題が浮上したわけですけれども、では残ったこれらの施設は後はどうなるんだという話も出てまいりました。そして、例えの話として、ではあそこへ、仮に南高の跡地へ移転した場合には、例えば分院であるとか、そういった病院を残すということも意見として出された方もおります。

しかし、私はそれよりも今の病院そのものをあそこへ残すことが、先ほどから保坂議員も 言われているように、過去のいろんな経過を踏まえた上で何としても、環境の面、土地の面、 仮に南高の跡地へ移しても、面積的にも本当に今の土地にはとてもじゃないけれども及ばな い。あれだけの恵まれた土地はないということで、私はそういう考えを述べてきました。そ んな中での今回の移転の話であります。

ですから、あの施設があるということ、そして今、課長が申し上げましたように、過去のいろんな経緯を考えて、やはりあの土地が、施設が今ああいう形であるということを考えると、どうしてもあそこに残したいということであります。

保坂議員も申されますように、いろいろ中での議論はもちろんありました。しかし、大まかには、私は移転問題はいわゆる土地の問題と財政面であると思います。ですから、この建てかえについて今までなかなか進まなかったのは、1つは財政問題であります。とてもじゃないけれども今の時代、各市町は負担はできないよと、我々は負担の伴う建てかえでは絶対できない、応じられないというのが今まででした。

ところが、今回、南高の跡地が浮上してきて、そしてあの跡地なら県が何とか――かなりこちらの都合ですけれども、いい条件で譲ってもらえるではないか。そして、さらに補助金についても面倒見てもらえるではないかみたいな話があったりもしました。そんな中での移転問題であります。

ですから、この土地の問題が南高の跡地が浮上してきて急遽、いわゆる移転の話が今進んでおりますけれども、私はそういうことを考えると、まだ、もっと議論して検討しないと、 先にいって建てかえ話でいって、実際億単位の負担をすることになって、それぞれの市や町がそれに応じられるのかどうか。そこまで考えてかからないと、この問題は私は簡単に進められないというふうに管理者として考えております。

以上です。

## 〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

## [1番 保坂好明君登壇]

○1番(保坂好明君) 今のご答弁を伺いまして、私も同感する次第でございます。なぜ、大正12年にあの場所に海軍病院が建てられたのかですね。また、現在、先ほど質問しましたが、みなとの園、なぎさ園があるのか。これは、この医療圏域におけます医療・福祉・介護の原点であると、私はそのように認識をしております。

そこで、次の質問でございます。

この資料でございますけれども、本年11月25日、これは新聞折り込みで配られたものでありますけれども、皆さんごらんになった方もいらっしゃると思うんですが、この内容によれば、移転はほぼ決定したと。その移転先は、先ほど来言っています下田南高跡地だということを断定しております。

私の記憶では、先ほど町長の答弁の中でも少し触れておりましたけれども、一昨年の1市2町の合併のときには、たしかこの地には新庁舎を建てるんだよという話も伺ったことがございます。そして、その合併が破綻となったこの暁に、今度は病院移転問題だと。その前には、病院移転先はたしか下田の箕作であったというふうに記憶しておりますけれども、このような状況をかんがみても、私の感ずるところ、もう全く場当たり的としか言いようがない。そのような話が出る中で、先ほど同僚議員もご質問しましたけれども、この12月8日、朝日新聞の記事でございます。病院問題と合併を絡めた内容でありますが、この内容を少しご紹介しますけれども、「関係6市町村の住民生活の命を守る立場から、今後、県が示す合併に向け機運の盛り上がりにつながるとの姿勢を示した」と。また、「財政難で国の財政優遇措置がない以上、県に病院移転に絡む支援を訴えていきたい」。また、「病院を下田南高跡地に無償で優先移転させることや、建設費の支援を県に求めていけば、住民も合併するメリットとして受けとめやすい」と、このような隣町の首長さんからコメントが新聞に出されております。

この記事を拝見するのに、地域住民の生命と財産を守ることが使命であるべき者が、このよう合併論と命にかかわる病院問題を絡めて考えることは、その認識を私は疑うものでございます。また、同時に言えることは、この南伊豆町民をどのように思われているのか。ましてや、財政難で国に財政優遇措置がない以上、県に病院移転に絡む支援を訴えるとありますが、県も約500億の歳入欠損が生じている昨今、果たしてできるのか、まことに不可解なコメントだと思います。同じ住民の生命を守る立場にある町長は、この事実、記事等についていかに思われますか。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 私は、先ほどのご質問の中でもお答えしましたけれども、今回のこの病院の建てかえ問題が合併問題と絡めて考えられると、いろんな思惑やら、そして市民・町民が戸惑うこともあるだろうということを申し上げました。まさしく今、保坂議員の言われるそのことであります。

私は本来、病院の問題は病院の問題として進めるべきであり、そしてたまたま時を同じくして浮上したこの合併問題は、合併問題で取り組むべきである。それは、過去の合併問題を我々が考えるときに、やはり同じようなことがありました。これは場所こそ違えども、病院の建てかえ問題が絡んできている。そして、いろんな思惑の中でああでもない、こうでもない、賛成だ、反対だになりました。ですから、合併を進める上で、それがある意味では弊害になったと思います。

そういうことでありますから、それは一概には言えませんけれども、そういうことも考えながら、病院問題は私は管理者として病院問題で検討していきたいと思っています。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

[1番 保坂好明君登壇]

○1番(保坂好明君) ぜひ、町長、その姿勢を貫いてほしい。この町民の皆さんに支援していただけると思います。

では、先ほど来から話題になっております、仮に移転先を南高跡地と仮定して、管理者に 質疑をいたします。質問には、全員協議会や病院議会等で議論がされた現状についてのみお 答えをいただければ結構だと思います。

それでは、まず新設病院を例えば南高跡地に建設する際に、どのような病院にするのかという理念が当然あろうと私は思うわけでございます。現状の病院にはない新たな医療サービスの検討を含めて、その理念についお話し合いがされたことはあるんでしょうか。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

この病院の移転問題につきましては、今までは、今ある共立湊病院の150床を200床にする ということ。そして、一般的な表現の中では、さらに診療科目の充実であるとか、今よりも さらなる整備充実、こういうことでありまして、今この病院の建てかえに現在地か移転新築かということがまず挙がっておりまして、ですからその中の細かい、どういう病院、もちろん報告書の中にはありますけれども、規模的なことを含めて、そういった細かい内容までの議論はまだ私の記憶の中ではなされておりません。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

[1番 保坂好明君登壇]

○1番(保坂好明君) 先ほどの質問と重複するわけでございますけれども、今現在154床でしたね。それが200床に増設すると。現実論、私が伺っているところによれば、なかなか病床数をふやすということは難しいと。これは県のみならず、国の機関においてもそのようなことが言えるというふうに私は伺っているわけですが、そこで、その財源についてでございます。

当然これは大きな負担になりますので、先ほど町長の土地と財源が問題だよというお話の中から、これは建設検討委員会、またその視察等でも行かれたところであると思うんですけれども、佐久間町の改築事業の国・県補助金内容とその事業概要の資料がここにあるんですけれども、この状況は、現在ここの病院と一緒で僻地を想定をしてありますね。そうした場合には当然、医療拠点整備の補助金が受けられると思いますが、その検討が果たして移転地に対してはされているのか。当然私の率直な意見でございます。あそこはそういう場所でございませんので、その補助は受けられないと判断するわけでございますが、その辺について1点伺いたい。

また、建設検討委員会や病院組合全員協議会の席上、ある首長から、新設病院に対する建設費を構成市町村から負担がないようにするといった発言があったと聞いております。その負担ゼロという話、これについてその根拠があるのか、その辺を管理者であります町長の意見を伺いたい。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

まず、最初の補助の問題であります。

これにつきましては、建設検討委員会の中では正式には発言はされませんし、事務局からもたしか、あるいは私の記憶では余り細かくは説明されていないと思いますけれども、確か

にここだから受けられる補助というのは、仮に下田へ移った場合にはなくなると思います。 そして、それらも含めて、私は、ですから財源についてもっと精査して、よく検討しないと、 ただこちらの都合だけで、概念だけで事を進めると、後になって大変なことになるという話 はしてきました。

そして、新設病院の負担金ゼロという話は、確かに首長の中では、移転することについて、できれば我々の自治体の負担がゼロになるようなことで、経費は関係方面にお願いしてという話は出ました。というのは、やはり一番の問題は、建設する際の負担金が今までネックだったわけであります。ですから、それが伴わないことになれば、それぞれの首長は、ではいいだろうということに当然なってきたわけです。

ですから、私は、それはこちらだけの都合であって、県にしろ国にしろ今こんな厳しいときに、地元の負担が全然なくて、全部面倒見るよ、土地もあわよくばという話が果たしてあり得るのかどうだか、それは余りにも虫のいい話ではないかと。私は管理者として慎重といえば慎重、積極的でないと言われるかもしれませんけれども、私はそれまで考えて、そうしてその中で出てきたのが、今朝ほどの質問でもありましたけれども、いわゆる耐震補強による補修であります。

しかし、もう建設検討委員会を立ち上げて、建てることを前提にした話が進んでおりましたから、それはもうほとんどないにも等しい。そして、では現在地か新築移転かになったときに、余りにも拙速に、まだ何カ月でもってそんな話を、用地決めてかかろうという話にはならないだろうという私は話をしてきました。私の場合はたまたま地元の町長であり、管理者でありますから、それは前置きしながら私もまた述べてまいりました。

以上であります。

〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

[1番 保坂好明君登壇]

**〇1番(保坂好明君)** 今のご答弁であれば、負担ゼロというのは根拠がないという理解でよるしいでしょうか。

それと同時に、その同じ席上、委託側にも財源の負担をするようにとの発言があったとも 聞いております。これは、やっぱり後々その所有権等の問題が発生するだろうというふうに 私は予測するわけでございますが、その認識については、管理者としていかがですか。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 先ほど、いわゆる我々自治体の地元の構成市町村の負担金の話、そして今のお話ですけれども、これについてはやはり組合側、そして協会側、それぞれが負担し合うという話も出ていました。ですから、出た話としましては、いわゆる県、そして今構成している1市5町の組合、そして委託をお願いしている協会、それぞれが出し合うことによって、直接的なそれぞれの市町の負担はほとんどないに等しいぐらいでできるではないかという発言の中で、それなら反対する理由はないよと。我々の方へより近くなって、負担金もということであればということで、ほかの1市4町がある程度そういう流れになっていったということではないかと思います。

検討委員会でもいろいろ出ましたけれども、やはりそういう話が出ております。これから 病院議会、あるいはそれぞれの市や町の議会、さらに建設検討委員会もそうでしょうけれど も、やはりそこでまたいろいろこういった問題をより細かく議論していただいて、私はもっ と見通しのいい段階でこの問題については考えていきたいというふうに思っています。 以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

[1番 保坂好明君登壇]

- ○1番(保坂好明君) では、県から南高跡地を無償貸し付けや無償譲渡などでの話が出ているのか。また、私、一番これが重要だとは思うんですけれども、その検討の結果、各市町村に多額の負担が強いられると判断された場合、それを本当に各市町は、構成組合の各首長さんたちが受け入れる気持ちがあるのかどうか、その辺はいかがですか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長(鈴木史鶴哉君) まず、最初の質問ですけれども、これは我々いわゆる首長会議あるいは建設検討委員会での話でありまして、県の話ではありません。ですから、こちらだけの、言ってみれば一方的な話であります。これについて、例えば県に打診したとかということは、私は管理者の立場としては一度もございません。

それと、あとの問題は何でしたか、もう1点は。

[「それぞれの拠出です」と言う人あり]

○町長(鈴木史鶴哉君) 負担能力ですけれども、これは私がよそさまのことまでここでは申し上げられませんけれども、今までの会議の感触では、もうどこの町も、先ほどの合併の話ではないですけれども、負担をできる状態ではないと思います。ですから、もう負担の伴う

ものでは我々は賛成できないということで今まで来ていました。ところが、今回は負担がないことでということだから、みんな、だからいいわけなんです。そうなると、とてもじゃないけれども、私は負担ができる状態ではないと思いますよ、これは。まあ、人さまのことを私がここで言うあればないですけれどもね。

ですから、私はそんなことをもっと実際をね、いい話ばかりではなくて、実際をもっと検討して、では例えば1億でも2億でも負担できるのかと。これは過去の我々の建設検討委員会の中でそういう質問も出ました。各首長はどう思っているんだと、負担ができるのかと。いや、我々はとてもじゃないけれども、負担してまでは建てかえできませんよという話でしたから。だから、私はあえて今回の建てかえについて、負担の伴うことをそんな簡単に決めていいのかと。恐らく、負担が伴うことであれば、私はほかの市や町は――これは私の推測ですけれども、どうかなと気がしています。

以上です。

# 〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

## [1番 保坂好明君登壇]

○1番(保坂好明君) さらに、ちょっと詳細に伺いたいと思うんですけれども、その前に、なぜ私はこのような質問するかという。当然、私はこの南伊豆町の町民の皆さんの負託を受けてこの場に出てきておるわけでございます。ただ、病院議会の議員ではありませんので、その内容を知るところ、知らないところ、当然ございます。しかし、そういった質問をさせていただいて、町民の皆さんに少しでもこういった実態をわかっていただきたいということからご質問をさせていただいているところでございます。

続けて、その内容について伺いますけれども、現在地と南高跡地を比較した場合、まず建設コスト、これはこの間新聞紙上等でも出ておりますので別に結構なんですが、次に環境の状況ですね。先ほど町長のご答弁にもこれはございました。現地においては、水と温泉源があり、また「渚・百選」に選ばれた弓ケ浜海岸からマイナスイオンと波のいやしがある地域である。あわせて、東海地震が叫ばれている状況の中で、災害拠点病院となることから、地震の液状化や津波等がどうなるのか。次に、救急搬送を含めた交通のアクセス。次に、福祉・介護を含めた伊豆圏域への貢献度。また、病棟それから駐車場、宿舎などを含んだ面積の確保。最後に、経営の状況。例えば、先ほどご質問をしました地代や、それから南高跡地に移る際に対しては、下田市内において現在も個人経営の診療所やクリニックがあり、当然そこへの影響が間違いなく出るであろうと予測するわけでございます。

このような総合的な状況を含めて、四半世紀、また半世紀の広域医療を担う場所としての 検討や議論がされているのかどうか、この辺はいかがでしょうか。

### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 一言でいいますと、それまでは議論されておりません。ただ、各細かい項目ごとには私も申し上げたり、委員からも出ております。ですから、そういう状況下の中で、もっともっと総合的な判断をしなければならない。それには、まだまだ検討・協議しなければならない問題が多々あるわけです。

実は先日、今やっている地区懇談会で、あるあそこの病院へ入院した方のご意見がありまして、あそこへ入院して数カ月おったと。そして、あの窓から見える松並木、そして外出が許されて散策したときのあの気分、あんなすばらしい環境はほかにはないと、ぜひ残してほしい。そして、今、移転問題が始まっているけれども、病院へ行ったりするのはわずか――こういう言い方しては失礼かもしれませんけれども、数キロ、数分の差でしかない。それよりも、あそこへ入院したり長期療養したりする人のことを考えて、やはりああいった病院はほかでは恐らく適地はないだろうと。あれだけすばらしい適地をぜひ生かして、今後も存続してほしいというある方の意見がありました。私は非常にありがたい意見で、今後、検討委員会なり何なりでこういうことは言わせていただきますということで、私はお礼申し上げました。そういう方もおります。

ですから、あの病院については、私は何としても残していきたいという思いでございます。以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

[1番 保坂好明君登壇]

○1番(保坂好明君) こういう総合的なやっぱり議論、正直言って、今までるる質問をさせていただきましたけれども、まだまだ時期尚早であるということが言えると思います。

当然、前段に私は感想としてですね、これらの状況を踏まえる中での感想として述べさせていただきましたが、移転論だけが勝手にひとり歩きしているというような状況としか思えません。

[「そのとおり」と言う人あり]

○1番(保坂好明君) まことに残念であり、南伊豆町民からすれば、これはゆゆしき問題であると考えます。

そこで、その移転論だけが先行するのではなく、南伊豆町として病院が現在地にあった場合の他の5市町に対するメリットや、新しいサービスをすることによる場所の距離的不便性を解消するような検討を重ねることが肝要と考えます。これは今、町長のご答弁にあったとおりだと思います。ですから、そのような議論を深めていただき、またその他の構成市町村の首長さんたちにぜひとも訴えていただきたい。

私は、反対の反対をしているわけではございません。やっぱり、そこには議論があって、 共立という広域病院でございます。十分その意は私も受けとめての質問でありますので、ど うかひとつその辺を町長、説得していただいて、四半世紀、また半世紀以上の先のビジョン を踏まえていただきたいということをお願いしておきます。

最後に、先般の臨時議会においての決議に私はその意思を示しておきました。何度も繰り返し言うようでございますけれども、単なる移転論が先行するような状況において、また合併論とこの命にかかわる病院問題を絡めて考えたりするのであれば、私は断固反対する意思を表明しておきます。

以上のことを述べまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、巻き網漁船の操業についてを議題といたします。

巻き網漁業の違反問題については、本年3月定例議会において「巻き網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化を求める意見書」を総理大臣、また総務大臣、農林水産大臣に上申をしてあるところでございますが、その後においても、禁止区域での操業に始まり、水中集魚灯の使用数の問題、さらには許可対象外の魚まで水揚げをしているとの情報等もあり、協定による報告の許可対象魚種以外の混獲はないとする業者側の言い分とこれらの操業活動を照らした場合、その疑念は払拭し切れないのが現状であると言えます。

これらの操業の実態を当局はどのような把握をしているのか、これは担当課長で結構です。 述べていただけますでしょうか。

# 〇議長(藤田喜代治君) 産業観光課長。

### 〇産業観光課長(鈴木博志君) お答えいたします。

今、議員のおっしゃっている問題、本年の3月の議会におきまして、「巻き網漁業の違反 行為に対する罰則と監視体制の強化を求める意見書」等の具申に当たり、今言われた総理大 臣、総務大臣、農林大臣に提出されているところでございます。しかし、その後においても 違反等を繰り返しているという現状は報告をされております。漁業関係者等の調査をいたし ましても、こういったことが多いというふうに確認をしてございます。 〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番(保坂好明君) 担当課長、この巻き網漁船による操業の漁法についてなんですが、先ほど説明しましたけれども、水中集魚灯というのを使用します。これは、魚が光に集まる習性を利用したものでありまして、極めて効率的で漁獲強度の高い漁法であるということはご存じありますか。

#### [「はい」と言う人あり]

○1番(保坂好明君) それでは、その判断があるということからですね。現在、南伊豆町内の漁民を取り巻く環境は非常に厳しいものがあると。それについては、前も私質問をさせていただきましたけれども、漁場の環境悪化による水産資源の減少と漁価の低迷、さらには追い打ちをかけるごとく近年の燃料の高騰等、経営の危機に陥っているのが現状でございます。そのため、水産資源の枯渇を防ぐために稚魚の放流や小型魚の捕獲禁止など、新たなる水産資源の発掘を求めた水産資源管理型漁業を推進しているところでございます。

また、1都3県にまたがる水産資源管理計画を策定し、管理型漁業の推進を図っているところではありますが、お手元に配付してありますでしょうか、巻き網の現状なんですけれども、そのとおり、この巻き網による漁法というのは、禁止海域での操業や許可対象以外の魚を大小を問わず一網打尽にするため、地域が努力してせっかく先ほどのような水産資源の管理を行っているのにもかかわらず、その水産資源管理の崩壊を招くものであると認識しております。これは、私自身も断じて許すわけにはいかない。

これらの操業実態と地域の取り組みから、これは町長に伺いたいんですが、これをどのように思われるのか。見解で結構でございますが、述べていただけますでしょうか。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 巻き網漁船の操業の関係ですが、ただいま資料を見させていただきまして、本当に私も、私の知らないまだ世界といいますか、こんなに多くあるのかなという思いで今見させていただきました。

巻き網漁船の操業は、静岡県の漁業調整規則によって定められておるわけですけれども、現在、石廊崎から西海岸約500メートル程度の共同漁業圏外でのアジ、サバ、イワシの3種が対象となっておるようであります。網操業であり、稚魚や他種の混獲、共同漁業圏内での操業、火船による圏内から魚の沖出し等、トラブルが続いておりまして、過去には郡の船主

会が県へ巻き網廃止の抗議デモ等に行ってきた経緯等があるわけであります。

こういった状況を踏まえまして、また本年3月町議会におきましても、「巻き網漁業の違 反行為に対する罰則と監視体制の強化を求める意見書」を可決しまして、内閣総理大臣ほか に提出したところであります。しかしながら、巻き網廃止は非常に困難であり、個々の規則 についての要望をしている状況下であります。

また、県内の御前崎、県外東京都、神奈川県、千葉県でも同様の問題を抱えているとのことでありますので、今後は県内外船主会、県内外市町村等と連絡をとりまして、取り締まりや罰則の強化、カンテラ強度、水中灯の廃止等、漁協と連携をとりながら県への要望をしていく所存であります。

また、問題となっております伊勢エビ、貝類の密漁等、広報による地区住民への周知など を行うなど、地域の皆さんの協力をお願いしながら考えていかなければならないというふう に考えております。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

#### [1番 保坂好明君登壇]

○1番(保坂好明君) 話を町長変えます。近年、大型クラゲが日本海沿岸漁業に甚大な影響を与えているということは、テレビ、新聞等の報道でご承知のとおりだと思います。では、なぜこのクラゲがふえるのか。これは、豊富なえさ、プランクトンなんですけれども、プランクトンがあるからでございます。では、そのプランクトンがなぜふえるのかと、えさが豊富にあるのか。これは、通常イワシやそういった小魚ですね、どっちかというと、それが捕食するから当然バランスがとれるわけでございますけれども、このイワシ等をとり過ぎたために食物連鎖が崩れているということもあるのではないのかなと私は予測しているわげでございます。

確かに、近年いろいろ、サバがとれた時期、イワシがとれた時期、とれない時期あるわけでございますけれども、当然大体が潮の影響だということで流しております。そうではなく、この辺の徹底した究明が必要なのではないのかなと。そうすることによって、その事実関係をもっと調査する必要があり、その原因の一つに仮にこの巻き網漁法があるとするならば、当然世界じゅうで環境保全が叫ばれている中、このようなことが事実だとして、海の生態系を乱しているとすれば、当然その水産行政の見直しをしていかなければならないということだと思います。

町長の答弁にもありました。かの船主組合連合協議会からつい最近、静岡県知事並びに静岡県海区漁業調整委員会の方にその要望書が出されております。それは、先ほど町長が述べました1つとして、違反操業に対する取り締まりとその罰則の強化、次に沿岸一本釣り漁業に配慮した操業方法、禁止区域の設定等操業制限の見直し、次に漁業資源保護と資源の永続的利用を図るため漁業許可の制限条件及び漁業調整規則の水中集魚灯の電気容量の見直し、最後に駿河湾東部、伊豆半島西海岸から10マイルの海域での水中集魚灯の使用操業の禁止を求めているものでございます。

現実、この違反操業に対する罰則はどのようなものか。これ、当局の方ではご存じありま しょうか、いかがですか。これ担当課長で結構でございます。

- 〇議長(藤田喜代治君) 産業観光課長。
- **○産業観光課長(鈴木博志君)** 漁業法139条にございます。「違反した者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。」とございます。
- 〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

[1番 保坂好明君登壇]

○1番(保坂好明君) 私もそのように理解しておるわけでございます。漁業法の第10章罰則というところに第139条「1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。」とございます。しかし、巻き網漁法というのは先ほどもご説明しました、まことに効率的な漁法でございます。そのために、1網操業をすれば、その水揚高というのは何百万、何千万、下手をするとマグロでも巻いてしまえば億単位でございます。その罰則が、今述べましたような加重がない、まずですね。加重がないことから、違反操業を繰り返すことにつながっているのではないかと私は判断をするわけでございます。

また同時に、その罰則も軽いということが言えるとは思うのでございますが、重ねて現行 の漁業法の罰則規定にはない許可の取り上げをも視野に入れた再犯加重ができるような見直 しを訴えるものでございます。

これらの要望活動と罰則規定の強化、見直しに対して、先ほど町長からもご答弁ございましたが、まず漁業者とともに当局の積極的な支援姿勢を求めたいと思いますが、町長、もう 一度その辺の力強いご答弁をお願いいたします。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** 船主組合等関係の皆さんと一緒になって、県なり国なりへ今後働き

かけてまいりたいというふうに思っております。以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番(保坂好明君) 今、お答えいただきましたように、これは本当に難しい問題だと思います。ただ、私は巻き網漁船団を排除すると、そういう発想ではございません。当然ルールの中で私は操業すればいいのではないかという感がしております。ただ、それをですね、やっぱり沿岸漁民の目が届かないところでそういった暗黙的に違反を繰り返すようであれば、当然法の整備含めて、また県や国並びに県会議員、国会議員含めて訴える必要があろうと思います。ぜひともその辺の強い後押し、また時と場合には主導に立って、その辺を訴えていただきたいということをお願い申し上げておきます。

時間もちょっとございませんので、1番目の平成16年度決算から今後の行財政運営や事業 等の執行に関して、これは1つだけだと思いますけれども、質問をさせていただきます。

平成16年度の決算については、監査意見として大変厳しい内容が指摘されております。その内容を受けて、今後の町政運営のかじ取り役としてどのようにされるのか。また、新年度 予算編成方針を含めて、町長にその決意を述べていただきたいと思います。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 今回の決算監査意見につきましては、既にもう庁内で職員にそれなりの指示はしております。したがいまして、今回の予算編成もそうですけれども、今後の行政、この役場の事務を進めるに当たって、やはり監査意見は尊重しなければなりませんし、そして改めるべきは改め、すべての意見について我々はやはり真摯に受けとめながら、今後の業務に生かし対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。

[1番 保坂好明君登壇]

- **〇1番(保坂好明君)** ぜひ、今のご決意を今後に生かしていただきたいことを述べまして、 私の一般質問を終わります。ありがとうございます。
- ○議長(藤田喜代治君) 保坂好明君の質問を終わります。

ここで3時15分まで休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時16分

○議長(藤田喜代治君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇横嶋隆二君

○議長(藤田喜代治君) 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

[12番 横嶋隆二君登壇]

**〇12番(横嶋隆二君)** それでは私、通告に従って、南伊豆町民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず初めに、今日の情勢ですが、また議論されているように新法に基づく市町村合併、国 全体では財政が大変だと、こういうことが繰り返し繰り返し言われて、自治体運営が非常に 大変な状況にあるという報道もされており、現実もそうであります。

こうした中で、もう少し視野をひいて国全体を見てみると、どういう状況が起きているか。 つい9月特別国会では郵政民営化法案が可決されましたが、アメリカが事細かな要求を日本 に突きつけていると。また、最近は沖縄の米軍基地の移転の問題で、グァムへの移転に、こ れだけ財政が厳しいときに思いやり負担以外に基地移転の費用1兆円をすべて負担しようと いう政府の考え方が表明されました。

日本国民の税金をどのように使うか。こういう点で、やはり本当に国民のため、国民の生活向上、これが政治にはかられなければいけない。私はそういう視点も政府に対して求め、 自治体のあり方、こうしたものを考える視点が必要ではないかというふうに思います。

さて、質問の第1番は、先ごろ制度改正が行われた介護保険の課題についてであります。

これを調べれば調べるほど、また現状の実態でも本当に切実な声が寄せられて来始めております。介護保険法の改定が行われ、10月から一部食費、居住費の負担増が実施をされ、来年の4月からはこれが全面的に実施されようとしておりますが、まずその制度改正の特徴点について簡潔に答えていただければというふうに思います。お願いいたします。これは町長

ですか。

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** それではまず、ただいまの介護保険の制度改正の特徴と町の対応ということであります。お答えします。

平成12年度にスタートしました介護保険制度は、大きな見直しが行われております。改正の概要は、軽度者を対象とする新予防給付の創設及び要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を制度に位置づける地域支援事業の創設等、介護予防のため効果的な支援を社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを配置した地域包括支援センターを設置いたしまして、サービスの提供や総合相談等の支援をすることになるわけであります。また、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、介護保険3施設の居住費、食費を保険外対象とする施設給付の見直しや、地域に密着したサービスを提供するなどの内容となっております。

当町の対応につきましては、健康福祉課長より答弁させますので、よろしくお願いを申し 上げます。

〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番(横嶋隆二君) 今、概要について述べてもらいましたが、この制度改正によって予測される事態、これは要介護度1の人など利用料が払えなくなって、受けられなくなる可能性が出てくるのではないか。

この問題では、平成16年度、また平成17年度の税制改正の影響で、住民税の非課税の限度額の上限が引き下げられると。実に単身者ではこれまで266万円から155万円まで引き下げる。夫婦世帯では266万円、これは年金生活ですね、212万円に引き下げる。住民税の年間負担額は、現在年金260万円の場合に単身者が5万円、夫婦世帯3万円ですが、こういう税制改正の影響がこの新介護保険法でどのように予測されるか。その点を把握されているかどうか、その点担当の方に答えてもらえますか。

- 〇議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(高野 馨君) まず、低所得者に対する負担軽減の話になると思いますが、 先ほど町長が概要を述べたとおり、在宅者が居住費──家賃ですね、光熱水費や食費等を自 己負担している一方では、施設入所者は保険給付の対象になっておりました。これが今回の

改正では、負担の公平性ということから入所者に対しても負担が出てきますということであ ります。

ただし、低所得者に対しましては、所得の第1段階、これは生活保護受給者ですね。それから、第2段階が年金の80万円以下、第3段階が年金80万円から266万円以下の方には、これらの費用を基準額とそれから負担限度額を設けまして、その差額につきましては保険給付、補足給付になりますけれども、これにつきましては既に9月定例会の議会の議案にのせまして、補正予算に計上してございます。ただ、今言われる税法改正につきまして若干また見直しが出てきますので、それらはその都度対応したいというふうに考えております。以上です。

〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

- ○12番(横嶋隆二君) 現在言われた9月補正で対応しても、施設入所の場合、年金が80万円あれば――先ほど年金の非課税の限度額が引き下げられた話をしましたけれども、それ以上に低い80万円以上あれば、特養の多床室、ベッドの多い部屋で1万5,000円、またユニット型の個室、この場合はもう1万5,000円から2万5,00円の値上げがあると。そういう点で、補足給付以外の対策が必要だということでありますが、これは実際の対象になる数をまず把握されているのか。そうしたところから実態の概要をつかんで新年度対応になっていくのか、その点はいかがですか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(高野 馨君)** これは当然申告制になりますので、ケアマネジャーさん等に お願いをしまして現在調査をしております。既に申請された方もございますし、それを今後 18年度の予算編成に生かしていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

- ○12番(横嶋隆二君) この点で、ケアマネジャーからの対応があると思うんですが、全体に制度の告知や、あるいは周知ですね、これはどういう形でされているか。個々にやられているのか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(高野 馨君)** ケアマネさん等の調整会議においてお願いをしてございます。 個々にはしてございません。

[「個々の被保険者にはされていない」と言う人あり]

- **〇健康福祉課長(高野 馨君)** はい。該当者がわかっておりますので、ケアマネさんにお願いをしてございます。
- 〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

- ○12番(横嶋隆二君) 補足給付以外の対策に関して幾つか、これは高齢者介護サービス費の見直し、段階の内容にもよるんでしょうけれども、あるいは法人減免制度、夫婦世帯等の居住費・食費軽減制度等々のですね、あるいは特養ホーム措置入所者の負担軽減、生活保護適用の人の負担軽減、こうしたことはやっぱり考えなければならないと思いますが、その他の対策ではこうしたものを考えるというふうに認識してよろしいかどうか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- O健康福祉課長(高野 馨君) 法律に基づきまして、社会福祉法人が減免した低所得者に対します町からの給付等は当然法律に定められておりますので、その辺は今回の18年度予算にも取り組むつもりでいます。
- 〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番(横嶋隆二君) 先ほど町長が概要を答えられたこの制度改正の特徴の一つである地域包括支援センター、これはかつて考えられていた保健福祉センターの一部の施設、あるいは事業対応がその予定であったかと思います。来年の4月が原則でありますけれども、法では最大2年間施行をおくらせることができると。

この間もいろいろ議論がありましたけれども、今日の財政状況から、薬用の跡地の施設の 対応の問題なんかが出ましたけれども、地域包括支援センターの考え方はどのように担当の ところで考えられているのか、その点をお答えしていただければと思います。

- 〇議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(高野 馨君) センターの運営につきましては、改正案では社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師の3名を配置することになっております。これは、高齢者人口の割合によって若干違うわけですけれども、うちの町はこの3名配備の基準に該当いたします。しかしながら、なかなか今言った専門職を確保することが非常に厳しいところがありまして、現在のところでは今、保健師でケアマネを持っている職員が2名おりますので、ケアマネの主任研修に行っております。それから、1名は保健師を採用することで、2名の体制で臨み

たいというふうに考えておりますが、これもあくまでも暫定的なことであります。

郡内の市町村もほとんどのところが2名体制、下田市が3名体制ですね。それ以外は2名体制で臨んでいくということで、県のヒアリングも終わっておりますけれども、将来的にはやはり社会福祉士を配置した3名体制で臨むというふうに考えております。現在は2名で対応する予定です。

〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

- **〇12番(横嶋隆二君)** そうすると、体制の問題が言われましたけれども、現状は設置部署、 そういうところはどこに置くか。今の担当課内でやるのか、そういう点はどのような考えで しょうか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(高野 馨君)** これは役所の中に設置して構わないということになっておりますので、現在、私たちがいます健康福祉課内に地域包括支援センターを設ける予定で考えております。
- 〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番(横嶋隆二君) そういう状態で進むというか、業務が達成されるということであれば、その点は非常に重要ではないかというふうに思うんですが、これまでの事の経過からいってですね。同時に、必要なですね、町長のこの間の選挙の表明でも、交流も含めた事業で薬用の跡地の問題もありました。これは別にここでできるものを無理やりどうのこうのということではありませんが、そうした対応ができるというその努力は見ながらも、さらに全体のサービスが本当に滞りなくできる、そういうところに力を振り向けていただきたいと。

もちろん、箱物対応がそういう状態で吸収できるのであれば、いわゆる低所得、すべての 人が介護からあぶれない。そういうところに――事業ですね、予算を振り向けていく、そう いうことが可能であるということが言えると思います。

〔「ちょっと今ので、議長」と言う人あり〕

〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** 先ほど担当課長から答弁しましたけれども、今度の包括支援センターが来年度からスタートすることにつきまして、実は今言われた薬用試験場の跡地の利活用

を私も考えました。そして、庁内プロジェクトに命じまして、助役がチームリーダーですけれども、何回となく担当課長からも聞き、検討を加えてまいりました。しかし、あそこの施設が、今残っているあの建物が余りにも使い勝手が、正直言ってよくないです。ですから、私はせっかく残っている施設ですから、何としてもあれを利用したいということでいろんなことで今考えておりますけれども。

ですから、今回の包括支援センターもできればあそこへという考えでいましたけれども、 今、課長から申し上げましたように、この庁内でもって設置するということに結果的にはなったわけです。一応そういうことであります。

### 〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

# [12番 横嶋隆二君登壇]

○12番(横嶋隆二君) いろいろ試行錯誤がありながらも、今の財政難の状況の中で、どういう現実的な対応とサービスを劣らせない体制を築いていくかという点での考え方が必要かというふうに思います。

その点で、この質問の最後は、地域密着型サービスに対してはどのように考えているのかと。地域密着型サービスの概要は、要介護者を24時間体制で支えるということであります。 うたい文句は、小中学校区ごとの範囲で見るということであるんですが、その点はどのような展望されているのか、その点を。現状でよろしいです。

- 〇議長(藤田喜代治君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(高野 馨君)** 今、議員から小学校単位とかという圏域の話が出ましたけれ ども、この圏域につきましては、私どもは包括支援センターと絡みがあるものですから、南 伊豆町内は1カ所と考えております。学区ごとの設定はしてございません。これは郡下も同 じでございます。

それから、今の密着型のサービスということですが、現在、下田とかほかのところで何カ 所か設置されている部分があるわけですけれども、小規模特養とか、今言った24時間の通所、 それから訪問介護、あるいは夜間介護というような小規模多機能型の施設整備をということ ですが、業者からの申し入れが今のところ1件もございません。今、介護保険事業計画と高 齢者保健福祉計画をあわせてつくるということで事務を進めているわけですけれども、その 中に盛り込まないと国からの交付金等が適用にならないということなものですから、どの程 度申すのか。ただし、これを申すこと、設置することは一応計画には入れても、交付金にな るのが国から2分の1仮にもらえるとしますと、2分の1は町が負担しないと、町が必要で ないものは国は出しませんので、非常に頭の痛いところですけれども。

ただ、最近の認知症とかいろんなあれが多くなってきておりますので、そこら辺を加味しながら、今回の事業計画の中で検討してまいりたいと思います。

### 〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

#### [12番 横嶋隆二君登壇]

○12番(横嶋隆二君) いずれにしても、介護保険の改正の問題は、いわゆる皆保険制度の 国民健康保険でさえ大変なんですが、介護保険が低所得者が排除されるのではないかという 不安があります。こうした点をですね、答弁がありましたけれども、対策を事前に講じて、 そうならない。また、要介護になった場合はもちろんその対応でありますけれども、予防も 含めて、元気な高齢者をつくる、その取り組みを一層期待をしたいというふうに思います。 次の質問は、来年度予算の取り組みの姿勢についてであります。

平成18年度予算編成方針の町長の考え方、この冊子があって、もう庁内にこの方針を伝えて進めているようであります。この中で、重点施策として、総合計画や過疎自立促進計画に基づいて次の重点施策を図るとして5点、「自律のまちづくりの推進と快適で安心して住めるまちづくり」、「農林漁業の新しい展開」、「交流を支えるネットワークづくり」、「地域資源を生かした観光の振興」という、こういう希望あるまちづくりですね。これの視点が、重点施策がうたわれております。

もちろん、こうした施策を進める上で、今日の国、あるいは国の地方自治体に対する三位 一体の改革のもとで、行財政改革の視点がどうしても必要になるし、その行革委員会もやら れています。この行財政改革に対する町長の視点、この考え方を答弁していただきたいと思 います。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

## 〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

本町では昭和60年12月に第1次南伊豆町行政改革大綱を策定をいたしまして、その後、平成8年3月には全面的見直しによる第2次行政改革大綱を策定をいたしました。この大綱に基づきまして、平成11年12月には同年から5年間を計画期間とした南伊豆町行政改革推進実施計画を策定をいたしまして、さらなる改革に努めてまいった次第であります。

そして、平成16年度には南伊豆町行財政改革推進実施計画の実施期間満了を受け、行政改革推進本部を立ち上げ、その下部組織であるプロジェクトチームとともに約40に及ぶ改革実

施項目を平成17年度予算に反映することができました。

しかしながら、第2次行政改革大綱策定から既に9年が経過し、また本年3月に示されました新地方行革指針、いわゆる集中改革プランでありますけれども、この通知を受けて、そして新たな行革大綱及び実施計画を策定し、より一層の行財政改革を推進すべく9月8日、行政改革推進委員会委員8名を選任をいたしまして、諮問書により意見を求めるとともに、既に活動している町行革推進本部やプロジェクトチーム、専門的事項を推進する7検討部会等と一丸となった活動をお願いしたところであります。

行革につきましては、この春以降、政府が矢継ぎ早に指針等を通知しておりますが、いずれも従前の「国が何とかするだろう」と地方が考えていた時代の終えんを告げ、三位一体の改革の確実な実現とともに、徹底した地方行革の実施が打ち出されております。国にはもはや地方全体を支えるような財力はなく、将来増税が必要だとしても、その前に住民が納得できるよう徹底した歳出削減が必要であり、行革のあり方についても、我々地方公共団体は自分の言葉で考えることを求められております。

我が国の行政は、長い間ほとんどの分野で中央省庁が法律、政令等で政策の基本目標や施 策の基準を定め、その実行を担保する手段として補助金や地方交付税による財源保障を張り めぐらしてきました。しかし、介護や子育て支援、教育やまちづくりなど住民の身近な生活 を支える分野では、全国画一の施策がむしろむだを生む原因と指摘され、大きな目標は政府 が掲げても、具体的政策や実行は現場の地方に必要な財源と自由を保障して、責任を持たせ ることが最も効率的と考えられるようになってきております。

国に要請されたからではなく、自治体独自の政策をさまざまに組み込みながら、自立する 強い自治体をつくるために行革を行うという意思が必要ではなかろうかと思います。

税源移譲とは申しましても、元来財政基盤の脆弱な本町では非常に厳しい現実を突きつけられたわけでありますが、危機意識の醸成による職員の気づき意識づけを促し、資質を高めるとともに、事務事業評価等により時代の要請にこたえる事業の重点化を図るなど、新たな公共サービスを設計するとともに、納税者である町民の皆様と情報の共有化による協働社会を構築する。このようにして実現する自治体こそが行財政改革の本質ではなかろうかというふうに認識をしております。

以上です。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番(横嶋隆二君) 今、答弁をされましたが、行政改革というと、もちろんさまざまなむだなコストを切る、そういう点は大事であります。同時に、この間町長が言っていた今日の社会問題、地域問題のみならず、国全体の問題になっている少子化対策の問題、それと自治体が切ってはならないもの、自治体のそもそもの存在が住民の福祉の向上を第一の目的に掲げていると。そういう点でどのように考えておられるのか、この行財政改革との観点ですね。

というのは、今議会にも継続になってきた指定管理者制度手続の導入があります。これは、はっきり言って、行政の事業を民間に委託するという事業であります。これは議会が議決をしてからゴーサインが出るということでありますけれども、もちろん首長の考え方、これが本当にその地域の住民の福祉、住民の生活の基盤を守れるかどうかにかかっております。こうした点で行政改革とどのような整合性を持たせるのか、町長の考え方を聞かせていただきたい。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

#### 〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

私は、町長に就任する前から、今言われた子育て支援のことにつきましては主張してまいりました。今、いろいろ医療であるとか、あるいは年金であるとか福祉であるとか、日本の国で言われておりますけれども、やはり私はその根源は少子化にある。ですから今、日本の国が考えないと、もう将来行き詰まるであろうということを私は前々から考え、そして必要な場では主張してまいりました。

今度のいわゆる小泉内閣のもとで、新たに少子化大臣が任命されスタートしました。こういったことも国も考え出したのかなという思いがしておりますけれども、私はやはりすべてのことが少子化にあるというふうに考えられます。ですから、このことについては、私も地方自治体である我々の町ができることからやっていきたいということで、今度の予算にも、小さいことではありますけれどもいろいろ今考えている段階であります。

そして、申されました指定管理者制度でありますけれども、私はこの指定管理者制度は既にもう町としては今までやってきたこともあるわけでして、ただ、そこで文言が変わるということもあります。しかし、やはりこの制度のもとで、より的確な経費の削減であるとか、この法律に基づくところの目的とするところがあるならば、それを見きわめながら指定管理者制度を運用して、そして管理をお願いしたいというふうに思っております。

これにつきましては、また後ほど、今まで述べてきております条例等の関係もございます ので、またその節、場合によってはご説明を申し上げたいと思いますけれども、そういう考 えでおります。

\_\_\_\_\_

### ◎会議時間の延長

○議長(藤田喜代治君) 間もなく会議時間の閉議の時間となりますが、南伊豆町議会会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は一般質問の都合によって、一般質問が終了するまであらかじめ延長します。

\_\_\_\_\_

〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

- ○12番(横嶋隆二君) 町長、今の質問でわかりにくかったかと思いますが、いわゆる少子 化対策ではいろいろな分野がありますが、今現時点での児童福祉やそういう分野で、そうい う町民の基幹にかかわる分野、これは行政が責任を持っていかなければならないという点で の指定管理者の問題とのかかわりはどのように考えるかと。私は、こうした点はそういう対 応ではなく、あくまでも行政が責任を持っていくという観点が必要だと思いますが、その点。
- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

指定管理者制度に基づくいわゆる管理委託ですけれども、これには対象としてはいろんな施設が考えられます。しかし、やはり現在我々が行っている施設で、精査しながら、特にこの法律に基づいて管理委託制度のもとで委託した方がいいだろうということにならなければ、私はやはり現状のままでいきたいと基本的には考えておりますので、個々についてはまた後ほど、あるいは皆様にご相談なりご協議を申し上げる機会もあると思いますので、基本的にはそういう考えでおります。

〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

## [12番 横嶋隆二君登壇]

○12番(横嶋隆二君) この質問の中で町財政の見通し、これは今日の議会でも随分議論されましたけれども、住民懇談会で、いわゆる県が出したシミュレーション2種類あります。2つの方式ですね、それが新聞でも報道されると。これに基づいて、町民の中でいろいろさまざまな議論が起こっている。町政懇談会では担当の総務課長の方から、今の町の取り組みとは違うということが言われて、私も2回ほどそれを聞いています。その点の違いを改めて、これは総務課長、この点をですね。県の見通しが赤字になるとか、何年か後に赤字になるとか、今の町の取り組みの状況、これとはちょっと違うということを懇談会でされていますが、この点改めて確認の意味で答弁していただきたいと思いますが、いかがですか。

### 〇議長(藤田喜代治君) 総務課長。

## 〇総務課長(小島徳三君) お答えします。

県の行政改革推進の研究会のシミュレーションにつきましては普通会計でありまして、それを平成17年から27年まで10年間という中で、15市町村を同じ条件で、例えば国・県費については同額であったり3%削減したりとか、同じ条件で15市町村を比較した中で、交付税いろいろバックなどしますけれども、交付税については国の内閣府の試算である20%を年間で削減であるとか、普通建設事業についてはこれも大きなものになりますが、16年度の決算額から推計してくれといったことで、標準的な形での試算で南伊豆町の場合は21年度に基金を使い尽くして、これは10億2,900万円ですが、21年度から収支赤になるよといった考え方でございます。

町の実態と違いますのは、普通建設事業、町で試算しているのは一般財源で試算しております。県の方は、特定財源を含めた普通会計で試算しております。町の試算の場合ですと、普通建設事業が16年度で県の特定財源を含めた試算ですと 5 億4,000万円程度になっておりますものですから、それの推計でいきますから、実態はそんな大きな金額ではいかないと。要するに、過疎計画であるとか総合計画、これに基づいた事業で南伊豆町の場合は推計していかなければならないと思います。

15市町村の推計では、それを16年度の普通建設事業で推計しているということでございまして、南伊豆町の推計、これもまだ本当の概算しかやっていない、税法等の改正等もまだ織り込んでいないものですからあれなんですが、南伊豆町の場合は4億2,500万円程度の財調基金、これが19年度かあるいは20年度に消化して赤になるよと。ただ、そのほかに目的基金があるのが現実なんですが、そういった推計、あくまでもこの辺の――町長が言いましたよ

うに、うちの方は68%が国等の依存財源に頼っておりますから、国の地方財政対策によって この辺ががらりと変われば、当然シミュレーションの結果も変わってきます。その辺で、あ くまでも見通し、シミュレーションという形では利用範囲もいろいろあるのではなかろうか なと思っておりますが。

以上でございます。

〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

- 〇12番(横嶋隆二君) そうすると、県が親切かどうか出してくれたシミュレーションは、南伊豆の今のいわゆる自立というか、16年度の途中からも行革の方向を進めてきて、議会もその意思で予算にも言及してきたと、そういう意思とは違うという、その結果のあらわれと違うと、予測値では違うという認識でよろしいわけですね。
- 〇議長(藤田喜代治君) 総務課長。
- ○総務課長(小島徳三君) 先ほど申し上げましたとおり、国の施策がどういうふうになるか、 それら地方交付税等の三位一体の改革もまだ方向づけがされていません中での話なものです から。ただ、15市町村で比べた場合には一定のルールが必要になりますから、ああいった数 値になってくるのではなかろうかと思います。
- 〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番(横嶋隆二君) なかなか答えにくいかとは思うんですが、県も責任を持った資料かと思いますので、やっぱり自立のまちづくりの自立のゆえんが、議会でも去年から随分議論してきましたけれども、やはり現状を見て、この間町長、「入るをはかって出るを制す」というあれがありましたけれども、私も去年シミュレーションを議員の皆さんとやりましたけれども、条件設定によって本当に違うと。

その条件というのは、我々の意思、現状を見てどう対処するか。それが本当に入ったときに生きたシミュレーションになるし、町の財政の見通しにもなっていくという点では、これも生き物であるし、これを制御して生かしていくのが我々議会人としての役割だというふうに思います。県のやってくれたことは参考にはしながらも、ある意味ではこれを、こういう道に行かない、そういう点としても必要かなと思います。

もう一つ、合併新法への対応なんですが、これ町長に質問いたします。

合併新法で県知事の権限が強化されると、合併勧告がされるということなんですが、この

勧告はどこまで権限があるのか。法定協議会を設置しろ、すべきだという、そこまでが勧告であるのか、あるいは合併をどうしてもしなければならない、しろと。これは、私はそこまでいくと自治権の侵害になるのではないかと思うんですが、その違いというか、どこまでその勧告の権限があるのか、その点を答えていただきたい。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

#### 〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

今度の新法による合併ですけれども、私も、知事の勧告についてどこまでの権限ということは、正直言ってまだ的確な把握はしておりません。ただ、今までのいろんな文面等では、いわゆる法定協議会を設置するための勧告というふうな解釈でおります。ですから、言われたその先の、何が何でも合併しろという勧告ではないではないかなと。

それもう一つは、今まで私も県の方へ出向いて、町村会であるとかいろいろ会議へ出ていまして、その席で県の方で言うには、やはり我々は無理には合併は勧めませんよと。それぞれの町・自治体がそれぞれの立場で、議会もそうですし、考えて、合併が必要であれば合併を勧めていきます。強制するものではありませんということは言われています。ですから、私はそれらを考え合わせますと、今後の勧告というのは、いわゆる法定協議会を設置することへの勧告ではないかなというふうに解釈しています。

以上です。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番(横嶋隆二君) 私も、住民の皆さんが本当に心配されているのは、やはり自治権を 侵害してまで強制的にやられてしまうのではないか。現時点では憲法上もそういうことはあ り得ないはずでして、今の見解は非常に大事だなというふうに思います。

また、県の議長会、副議長も参加した議長会では、長野県の泰阜村という村長さんが講演されたと。最後の最後は煮るなり焼くなりしてほしいというような話も、これはあっちこっちでその支所もですね。結局、長野県の最南端、山がちのところで非常に大変なところで奮闘している自治体なんです。私たちの南伊豆町は首都圏に近いとはいえ、半島の先端で1万人が生活する地域、この実情を本当につぶさに精査をして、さまざまな検討をされていく、そういうことが必要だと思います。

新法への対応は以上でよろしいかと思います。

次に、共立湊病院と医療の問題です。

この問題も、町政懇談会はもとより、11月1日に検討委員会の報道がされて以来、私のと ころにもいろんな問い合わせや、あるいは意見が寄せられています。

まず、質問に入れてあります共立湊病院を取り巻く医療課題についてですね。医療課題というと非常に漠然でありますが、どのようにとらえているのかお聞きしたいと思います。この点では、検討委員会あるいは首長会議の中でこの医療課題がどのように議論されているのか、その点もあわせて答弁をお願いしたいと思います。

### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

#### 〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

共立湊病院は平成9年10月1日の開設以来、婦人科、小児科を増科及び感染症病床4床を確保するなど、伊豆医療圏唯一の公的病院として多様化する医療ニーズに対応してまいりました。しかしながら、一部の診療科につきましては週3回の診療となっており、これはご承知のとおり耳鼻科であります。医師を初めとした医療従事者の確保が急務となっており、委託先である地域医療振興協会にも申し入れをしたところであります。

また、病院群輪番体制による第二次救急医療を担うなど、圏域の中核病院としての使命を 果たしておるところであります。

この病院問題と医療課題との関係でありますけれども、現在の病院は築35年が経過しまして、患者の療養環境や耐震性等、時代のニーズに合わない状況も出てきております。病院の建設基本構想を練るために建設検討委員会が発足したわけであります。

この中で、伊豆圏域での救急医療は、在宅当番医制による初期救急医療体制及び病院群輪番制による第二次救急医療体制により診療を行っております。しかしながら、圏域の二次救急病院は3病院、共立湊病院、伊豆下田病院、西伊豆病院で、療養病院への転換等により輪番から脱退する病院もありまして、輪番体制の確保が難しくなってきております。また、圏域には脳血管疾患や心疾患などの循環器疾患救急患者についての専門病院がなく、その受け入れ体制の構築も求められております。

共立湊病院は、伊豆医療圏唯一の公的病院として、不足している診療科の検討、そして医療従事者の確保など、圏域住民の医療水準の向上に努めてまいりたいと思います。

こういったことが今までも協議会の中でも、それからいろんな会議等では提案されたり、 議論をされてきております。 以上です。

## 〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番(横嶋隆二君) こうした中で、伊豆医療圏域の中での一般病床の受療の動向、この 自圏域の割合は賀茂郡内は、湊病院の新病院の基本構想報告書、ことしの3月に出たもので すが、これは自圏域、郡内での圏域は受療は64.3%ですが、駿東、田方にはどのぐらい行っ ておられるのか。

それと、病床があるベッド、二次救急の課題として共立、それと伊豆下田、西伊豆と答弁 されましたが、病院の病床がある地域、ベッドを持っている病院の確認、一般病床。

これは、なぜそれを言うかというと、南伊豆にある150床の病床を移転してしまうという 構想があるわけですね。今、賀茂圏域の中ではこの構想の、いわゆる現状の中ではベッドが ある病院は共立が150、伊豆下田が59、伊豆東部総合が94で西伊豆が60、清和が55と、これ 全部一般病床なんですね。

河津町には病床の病院はありませんが、一般病床が、救急告知の問題は二次救急の問題ではありませんが、いわゆる東賀地域、西豆、それと南賀ですね。いわゆる賀茂郡、コンサルタントの報告書にも伊豆圏域の特徴というのが地理的に非常に不利な状況、いわゆる峠越えをしなければいけない、そういう地域にあるという点で、かつての郡を分けた、4地域に分けた、東賀、下田、南賀、そして西豆ですね。そういう分け方の中で、仮に共立湊病院がここからなくなると、一般病床は下田に集中して、南賀にはゼロとなる。ただでさえ南伊豆町の半数、半分から西は医療過疎、山村振興の対象になっている。もちろん半島振興の対象ですけれども、そういう状況があります。

この点で、管理者に移転の問題と絡めて伺いますが、今、全体の医療の課題を言われましたが、移転によって新たな一万人近い人口を持つ、これは南伊豆町長としての立場はもちろんですが、いわゆる管理者としてそういう状況が生まれかねないことに対する見解。これは、私も病院組合の議長として、南伊豆の住民の立場の代表であると同時に、全体を見通したときにこうしたことが起こりかねない状況に対してどのように見られるか、お答えしていただきたい。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

私は、今の共立湊病院は、いわゆる伊豆南部地域の中核病院としての位置づけもあると同時に、やはり僻地医療対策での位置づけもあると思います。したがって、我が南伊豆町からこの病院がなくなるということは、今、議員が申されたように、当町のベッド数の問題であり、そしてまた医療不足、需要が満たされなくなるということで、やはりただ賀茂地域だけでなくて、今言われた西豆あるいは東賀、そして伊豆の南部、こういった地域の総合的なバランスを見ながら、医療はやはり地域の住民のためになければならないという思いがしておりますので、ただ地域エゴとか、ことだからということではなくて、そういったことを管理者としても考えながら、我が町の今あるこの病院は残していきたい。

ですから、私はあえていつも言っておりますけれども、決して地元だからとか地域エゴではありませんよと。管理者という立場もですけれども、そういうことを申し上げながら、私は現在地の存続ということは訴え続けております。

以上です。

### 〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

# [12番 横嶋隆二君登壇]

○12番(横嶋隆二君) 医療の質の問題で、いわゆる病院ができる、新しい病院をつくるというと、何かしら――これは日本人的な感覚なのかもしれないけれども、中身までよくなるような錯覚に陥ると思うんですね。いわゆる質的な面と箱物の面と全体の関連でいいますと、1つは移転の構想に上がっている下田南高校の跡地の面積は何平米であるのか、その点とですね。これは担当のところでもいいし、新病院の構想と首長会議でこれは精査されているのかと。ちょっと開きが随分あるのではないかと。

それと、検討委員会の構想では、新病院は良質で安全な医療の提供、これが求められるというふうに言われております。これは、新病院はそれを求められるのだが、現状の病院でも質の問題が、これが新しくならなければ質が向上できない。この点はやはりおかしいのではないか。南伊豆町の住民の中の意見でも、今の病院の医療の実態、残念ながらこれは、先ほど受療動向で言いましたけれども、賀茂、田方に現状で27%の住民が流出しているんですね。順天堂なり、あるいは今、東部総合医療センターとなった旧東静病院に行っていると。新病院の移転構想がこういうことを訴える、その前に現状の病院の中身。これは、町長も管理者として病院に対して注文をつけているようですが、こうした点が求められなければならないのではないか、その点はどのように。

これは結局、新しい病院になれば医療の中身がよくなるというのはまさに幻想であって、

私、医療過誤で苦しんでいる住民、医療過誤に近い状態ですね。これが結局東京のですね、 ぼろは着ていても医者は立派だと、患者の声を聞いて、本当に治してあげるよというところ で、命を落とすところだった患者が、普通だったら死んでいる状況がよみがえってくるとい う実体験を身にしみて思っています。そういう点で、医療の質と病院の移転、こうしたもの をはっきりと分けて考える必要があると思いますが、その点、管理者はどのように。

#### 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

現在、共立湊病院は地域医療振興協会に委託しております。そして、そこの先生、また任意な診療をしていただいているところです。ですから、私は、委託先である振興協会のそういった先生を初めスタッフには信頼し、皆さんの需要にこたえられるだけの診療をしてくれているというふうに信じています。

しかし、今、横嶋議員が言われるように、いろいろ私の耳にも入ってきますし、私はその 都度院長とも会い、話をしてきております。申し入れもしております。そういった中で、私 は少しでもあの病院が皆様から信頼を得るような、そして安心して診療ができるような、そ んな病院にしてほしいという思いから、病院へも何回となく申し入れはしてきております。

これは、前にもテレビである番組で放映されておりましたけれども、やはり今、医者は技術は当たり前であって、あとはいかに患者に接するか。思いやりであり、親切さである。それによって患者がふえたり減ったりもするという番組を私も見ました。ですから、そのこともやはり私は頭に入れながら、病院の院長ほか皆さんともそういう話し合いをしてきておりますし、そういうことで今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

### 〇議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番(横嶋隆二君) まさにそのとおりであると思います。これは信頼関係で、まさに医は仁術で、本当に人間に接する仕事であって、信頼関係が極めて求められる部類であります。それで、住民や、あるいは患者さんが病院に対する苦情、あるいは極めて強い要求を言うのもそうした期待の裏返しであり、現状ではそういう一方で現実的な対処ですね、田方の方に約30%近く、負担をかけてでも行っていると。これが本当にもっと質的な向上がなれば、むしろ病院はアクセスの問題ではないというふうな点が1つ。

それと、先ほどの計画は、南高の跡地の面積は6,000坪、約2万平米と聞いています。これは、新病院の建設構想では3万6,000平米でコンサルタントはやっているんですね。その計画よりもずっと狭いんです。その点は後回しにして、首長会議もかなり強引なやり方が進められているような気もですね、検討委員会に出ていても感じられますし、やはり町長が答弁されているように中身の精査、これが本当に求められると。

もう一つ、災害医療の観点、これは一般医療でも、病床が移転した場合、南伊豆町からベッドがなくなるということがあります。新病院の構想では、災害医療対策が盛られています。現在位置案でも、これは現在地案での病院の救急告知、町の老健併設がありますけれども、災害救援病院という位置づけをされている。移転新築案には救急告知病院だけで、災害対応はないですね。これは面積的な問題もあるかと思います。

災害対応の問題で言えば、これはこういう引用はあれかもしれないですけれども、病院がいわゆる海軍病院として発足した。戦争は災害ではないんですが、人災でありますけれども、 究極のそのときに海軍がこの地に求めてきた。適地であれば、もう下田に持っていったであるだろう。それが、環境、療養に適したところ、環境をあそこに選んだと。もちろん、その 病院がずっと国立としてそのままあったからこそ、南伊豆町内には民間の病院が進出することはできなかったし、そういう必要もなかった。

東海地震が叫ばれている折に、こういう災害に対応する病院、患者輸送、あるいは療養に 適したところで、下田南高校の跡地というのは、これは第三次被害想定の点でも課題がある 土地だというふうに聞いています。町長、その点の見解はどのように見られるか。

O議長(藤田喜代治君) 時間ですので、最後の答弁していただきます。 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** ただいまのご質問は敷地の関係ですか。

〔「それと災害医療の関係」と言う人あり〕

○町長(鈴木史鶴哉君) 防災ということでありますので、私は、やはりあの病院がこの地域のいわゆるそういった面での貢献度ももちろんあるわけでありまして、これがいつどういった災害が起こるかわかりませんし、そういった面からももちろん主張してまいりたいというふうに思っております。存在価値はもちろんあるわけであります。

以上です。

[「以上で一般質問を終わります」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君の質問を終わります。

\_\_\_\_\_\_

# ◎散会宣告

○議長(藤田喜代治君) 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜代治

署 名 議 員 石 井 福 光

署名議員 横鳴隆二

# 平成17年12月南伊豆町議会定例会

### 議 事 日 程(第2号)

# 平成17年12月13日(火)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 73号 南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 制定について
- 日程第 3 議第 96号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議第 97号 南伊豆町生活改善センター等設置・管理条例の一部を改正する条 例制定について
- 日程第 5 議第 98号 上小野農産物集荷所設置・管理条例の一部を改正する条例制定に ついて
- 日程第 6 議第 99号 南伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第100号 南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例の一部を改正する 条例制定について
- 日程第 8 議第101号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団 体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 9 議第102号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増 減及び同組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第10 議第103号 南伊豆町海岸占用料等徴収条例の制定について
- 日程第11 議第104号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第12 議第105号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議第106号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議第107号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予 算(第1号)
- 日程第15 まちづくり特別委員会中間報告
- 日程第16 閉会中の継続調査申出書について

\_\_\_\_\_\_

# 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第11号 農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化に関する意見書

追加日程第2 緊急質問

## 出席議員(10名)

1番 保 坂 好 明 君 2番 清 水 清 一 君

4番 谷川次重君 6番 梅本和熙君

7番 藤田喜代治君 8番 漆田 修君

9番 齋藤 要君 10番 渡邉嘉郎君

11番 石井福光君 12番 横嶋隆二君

### 欠席議員(なし)

# 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

松本恒明君

町 長 鈴 木 史鶴哉 君 教 育 長 渡邊 浩 君 総務課長 小 島 徳 三 君 正君 企画調整課長 谷 建設課長 高 橋 一 成 君 産業観光課長 鈴 木 博 志 君 外 岡 茂 徳 君 健康福祉課長 高 野 馨 君 窓口税務課長 生活環境課長 石 井 司 君 会 計 室 長 山本正久君 教育委員会事 務 局 長 鈴木 勇 君 水 道 課 長 小 坂 孝 味 君

#### 職務のため出席した者の職氏名

総務係長

議会事務局長 佐藤 博 主 幹 栗田忠蔵

### 開議 午前 9時30分

### ◎開議宣告

〇議長(藤田喜代治君) 定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより12月定例会本会議第2日目の会議を開きます。

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(藤田喜代治君) 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

11番議員 石井福光君

12番議員 横鳴隆二君

\_\_\_\_\_

#### ◎議第73号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長(藤田喜代治君) これより議案審議に入ります。

日程第2、議第73号 南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制 定についてを議題といたします。

委員長報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 保坂好明君登壇〕

**〇第1常任委員長(保坂好明君)** それでは、第1常任委員会報告を申し上げます。

報告は、朗読をもってかえさせていただきます。

開催月日及び会場。平成17年9月16日(第1回)南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会、午前9時30分。閉会、午後3時47分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりです。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目。付託件目、議第73号 南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制定について。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第73号 南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制 定について。

意見または要望。

- 1 公の施設を指定管理者に任せることについて、自治体の責任とねらいをどのように考えているのか、見解を求められ、答弁がなされた。
  - 2 公の施設の概念はどのように考えているのか、質疑があり、答弁がなされた。
  - 3 危惧すべき点は、課長退職者の天下り先とならないよう検討すべきとの要望があった。
- 4 条例の範囲では指定管理者の歯どめについての条文が見当たらないが、条文のどこで 解釈したらいいのか質疑があり、答弁がなされた。
- 5 選定方法及び選定基準が緩いため、指定に当たり町長の裁量、権限が強くなると思われることについて、質疑があり、答弁がなされた。
- 6 指定管理者が公共料金の値上げをすることに対し、議会で審議できない、また、利用 者の声が反映されないなど問題点の指摘があり、答弁がなされた。
- 7 選定内容等は、いかようにも運用できる危険性があり、利用者の声を反映できなくなり完全民営化に近い状態になるので、全般的に検討する必要があり継続審査と決定した。

開催月日及び会場。平成17年11月4日(第2回)南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会、午前9時30分。閉会、午前10時52分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりです。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

議事件目。付託件目、議第73号 南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制定について。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第73号 南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制 定について。 意見または要望。

- 1 本条例は包括条例であるので、指定に係る問題を対処するための兼業禁止、再委託の問題であるとか、指定管理者の資格上の問題を盛り込むべきで、取り消しについても議会が関与する表現を入れるべきとの質疑があり、答弁がなされた。
  - 2 除外規定の選定あるいは指定の段階で記述すべきとの質疑があり、答弁がなされた。
- 3 選定委員会については、規則の方に記述されているが、条例に盛り込むべきとの質疑があり、答弁がなされた。
- 4 事業報告書の作成及び提出について、毎年度終了後90日以内となっており、他の自治体と比べると遅いとの質疑があり、答弁がなされた。
- 5 給食、図書館について、指定する施設の候補に上げたが、職場でも官で管理するのか、 民で管理した方がいいのか、行政改革の面で討議が必要との質疑があり、答弁がなされた。
- 6 銀の湯会館を指定管理者にお願いする場合には、町が管理すれば非課税で済む土地、 建物の固定資産税等を含め管理費をどのように設定するのか質疑があり、答弁がなされた。 開催月日及び会場。平成17年12月5日(第3回)南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会、午前11時。閉会、午前11時7分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりです。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、記載のとおりです。

議事件目。付託件目、議第73号 南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制定について。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第73号 南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制 定について。

意見または要望。

1 特に意見または要望はなかった。

次のページをお願いします。

修正案第1号。

議第73号 南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に対する修正 案。

第1条中「単に」を削る。

第3条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、町長、助役、教育長もしくは議員またはその配偶者もしくは3親等以内の親族が代表者その他の役員である団体にあっては指定管理者の指定の申請を行うことができない。

第4条中「単に」を削り、同条の次に次の1条を加える。

指定管理者選定委員会の設置。

第4条の2 前条の規定による指定管理者の候補者の選定を行うため、南伊豆町公の施設 指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織及び会議等に関し必要な事項は別に定める。

第7条第2項第7号中「あたって」を「当たって」に改める。

第9条第1項を次のとおり改める。

指定の取り消し。

第9条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに 帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、 その指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることが できる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、町長等はその賠償の責めを負わ ない。

第10条中「90日以内」を「60日以内」に改め、「当該日から起算して60日以内」を「速やか」に改める。

次のページの南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例修正案・原 案対照表は記載のとおりでありますございますので、ご参照をいただきたいと思います。

以上でご説明を終わります。

恐れ入ります。

平成17年12月5日 (第3回)委員会決定がございます。

別紙のとおり修正決議するものと決定いたしました。

補足説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長(藤田喜代治君) 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

6番議員、梅本和熙君。

○6番(梅本和熙君) まず、第3条に2項を加えた、これは結構なことだとは思うんですけれども、例えば代表者その他の役員である団体、3親等以内の親族が代表者その他の役員である団体に当たっては、指定管理者の指定の申請を行うことができない。

例えば商工会とか観光協会というのは役員が相当多いと思います。そういう人たちが例えば町長や助役や収入役に絡んだ人たちが出てくるのではないか、こういうことまで検討されましたか。

〇議長(藤田喜代治君) 第1委員長。

〔第1常任委員長 保坂好明君登壇〕

- ○第1常任委員長(保坂好明君) ここの議論されたのは、一応1民間、それも特定の個人を 指していると思います。ですから、今、梅本議員がご指摘されたような商工会またはそうい う観光協会等の役員ということについての議論はございませんでした。
- 〇議長(藤田喜代治君) 6番議員、梅本和熙君。
- ○6番(梅本和熙君) ただ、団体ということは、少なくともそういう団体も含むんじゃないかと思います。

例えば個人の法人が、例えば個人企業が受けるとかそういう話であるならば、また、これはこれでいいんでしょうけれども、団体という場合はもう相当広いから、多分そういうところに抵触が出てくるのではないかなと、いずれ、そういう心配があります。その点はそれでいいです。

ほかに、議長よろしいですか。

- 〇議長(藤田喜代治君) はい。
- ○6番(梅本和熙君) 9条の「この場合において、指定管理者に損害が生じても、町長等は その賠償の責めを負わない。」これはどういう意味でしょうか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 委員長。

〔第1常任委員長 保坂好明君登壇〕

- ○第1常任委員長(保坂好明君) いろいろな条件が考えられると思うんですけれども、その場合において、例えば管理者がその条件に合わないでその指定を取り消したような状況において、そこに例えば今まで携わってきた業者ないしその方々がいろいろな状況においてかけているものがあると思うんです。そういったものを、例えばお金をかけたからといってその損害を町長が受けることはないということだと思います。
- 〇議長(藤田喜代治君) 6番議員、梅本和熙君。

○6番(梅本和熙君) その点は、もう既に前文で想定されているのではないですか。「その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき」、その指定管理者に責めがあるのに、町長に対して損害賠償ということは、これはあり得ないのではないかと思います。これはよろしいです。

それともう1点、7条のこれ、「あたって」という字を何で漢字にしたのかという問題と、 もう1点、10条の「当該日から起算して60日以内」にというのをなぜ「速やか」にしたのか。 この速やかというのは何日を想定しているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(藤田喜代治君) 委員長。

〔第1常任委員長 保坂好明君登壇〕

**〇第1常任委員長(保坂好明君)** 「当たって」は、特に他意はございません。

それから、「60日」から、またその後のものについては、いろいろやはり民間に委託した場合は、決算またその他いろいろあろうと思います。ですから、それを記述する場合に、基本的には日程で定めたいという状況もあったわけですけれども、なるべく早目にということで「速やか」という表現を使っております。

以上です。

○議長(藤田喜代治君) ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

6番議員、梅本和熙君。

**○6番(梅本和熙君)** まず、私は原案どおりでいいのではないかと思います。それはそういうことで、まずこの検討された3条の特に2項、これに関しては本当にこれでいいのか。

この団体という問題に対して、例えばそういう事態が発生するということが非常に考えられると。例えば商工会、受けるのは大体商工会とか観光協会がそういう指定管理者になってくるのではないかと思います。そういう中には相当大勢の役員がいるし、そういう人たちが例えば町長や教育長や助役やそういう三役と絡んでくるということは当然あり得ます。そういうときには、当然指定管理者としての申し出もできないし、また発生した場合に、これは当然指定管理者としての資格はなくなると、こういうことではないかと思いますもので、私はこの辺の検討が甘いと、そういう意味で修正案には反対であり、原案に賛成いたします。

○議長(藤田喜代治君) ほかに討論する者ありませんか。

[発言する人なし]

**〇議長(藤田喜代治君)** ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

委員長報告は修正です。

委員会の修正に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(藤田喜代治君) 賛成多数です。

したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(藤田喜代治君) 異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

# ◎議第96号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

O議長(藤田喜代治君) 議第96号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを 議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** 本会議2日目の審議、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第96号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

地方税法第423条の規定によりまして、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服 を審査決定するために固定資産評価審査委員会が設置されております。 現委員3名中、湊541番地、西脇徳保の任期が本年12月31日で満了となります。後任といたしまして、固定資産の評価に精通しております湊894番地の18、鈴木肇氏を選任いたしたく提案した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第96号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり賛成の諸 君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第96号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第97号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長(藤田喜代治君) 議第97号 南伊豆町生活改善センター等設置・管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第97号の提案理由を申し上げます。

平成15年6月の地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理を管理委託制度から指定管理者制度が導入されることとなりました。この改正に伴いまして、さきにご提案しました町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等につきまして必要な事項を定める包括的な条例、すなわち南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例につきましては、ご承認いただきましてまことにありがとうございました。

本条例は、具体的に町が設置する公の施設のうち、その管理を委託している生活改善センター等——入間生活改善センター、中木生活改善センター、西子浦生活改善センター、加納生活振興センター、下小野高齢者センター、一条多目的センター、石廊崎コミュニティセンター、伊浜山村活性化支援センター、市之瀬高齢者活動促進センターであります——の管理を指定管理者制度に移行しようとするものであります。

内容につきましては、産業観光課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを 申し上げます。

○議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長(鈴木博志君) それでは内容説明を申し上げます。

本条例案は、町が設置する、今、町長が申し上げましたとおり9施設の生活改善センター 等の管理を指定管理者に移行するための個別条例でございます。

皆様にはお手元の参考資料の新旧対照表をごらんください。

朗読説明をさせていただきます。

まず、第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中第1項の「地域新興」を「地域振興」に改める。字句の訂正、新しく興すという部分を振興、盛んにするという字句に改めます。

第4条から第6条までを次のように改める。

利用の許可。

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならな

い。センターの利用の許可を受けた者(以下、利用者という。)が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2項です。町長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団その 他集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められ るとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。 利用の制限です。

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認した事項を変更し、または 承認を取り消し、もしくは利用の中止を命ずることができる。

- (1)前条第1項の規定により利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が承認を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例またはこれに基づく規則もしくは町長の指示した事項に違反したとき。
- (3)利用者が承認の申請に偽りの記載をし、または不正の手段によって承認を受けたとき。
  - (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められたとき。
  - (5) 公益上必要があると認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要と認められるとき。

2項です。前項の規定により承認した事項を変更し、または承認を取り消し、もしくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

指定管理者。

第6条 町長は、センターの設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセ ンターの管理を行わせることができる。

7条中「使用者」を「利用者」に改める。

第8条を第11条とし、第7条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

3条、7、8、9条でございます。

指定管理者が行う業務の範囲。

第7条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者 が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 利用料の徴収に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2項です。前項の場合における第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

4条、5条の町長の部分を指定管理者と読みかえるものでございます。

目的外の利用。

第8条 センターを設置の目的外に利用する者または利用を許可する指定管理者は、事前に町長の承認を受けなければならない。

利用料金。

第9条 第6条の規定による指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得た上で、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を定め、 当該指定管理者の収入として利用者から徴収することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は別に定める基準により、利用料金を減額し、または免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表で第9条で、利用料金が1時間当たり2,500円、利用料金の納付期日、利用の許可を 受けたときということでございます。

これ、各センターの管理をしている各区長さんには調査を行いまして、その上限としてこの 1 時間当たり 2,500円という料金をお願いしております。

附則。

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(藤田喜代治君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第97号 南伊豆町生活改善センター等設置・管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第97号議案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

# ◎議第98号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長(藤田喜代治君) 議第98号 上小野農産物集荷所設置・管理条例の一部を改正する条 例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 議第98号の提案理由を申し上げます。

本条例につきましても、前号議案同様に町が設置する公の施設のうち、その管理を委託している上小野農産物集荷所の管理を指定管理者制度に移行しようとするものであります。

内容につきましては、産業観光課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを 申し上げます。

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

**○産業観光課長(鈴木博志君)** それでは内容説明を申し上げます。

本条例案も町が設置する上小野農産物集荷所の管理を指定管理者に移行するための個別条例でございます。

皆様には新旧対照表をごらんになってください。

この条例案、前号議案の生活改善センター等設置・管理条例とほぼ同じ内容であります。 かいつまんで要旨のみ説明をさせていただきます。

第3条の見出しの「使用」を「利用」に改め、第4条から第6条を次のように改めます。

第4条では、利用の許可の条件、第5条は利用の制限、第6条では、集荷所の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に集荷所の管理を行わせることができる。

第7条中の「使用者」を「利用者」に改め、第8条を第11条に、第7条を第10条とし、第6条の次に第7条、8条、9条の3条を加えるものです。

第7条は、指定管理者が行う業務の範囲で利用の許可、利用料の徴収、維持管理等で、前 第4条の利用の許可、第5条の利用の制限の規定の適用について、「町長」とあるものを 「指定管理者」と読みかえるものでございます。

第8条につきましては、目的外の利用は町長の許可を得ること、第9条につきましては、 利用料金で、別表に掲げる範囲内において、あらかじめ町長の承認を得た上で集荷所の利用 料金を定め、指定管理者の収入として利用者から徴収することができるということでござい ます。

その利用料金の減額、免除をすることができる。

本条例も平成18年4月1日より施行するというものでございます。

利用料金につきましても、先ほどの生活改善センターの利用料金と同じ1時間当たり 2,500円とする。

以上で内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(藤田喜代治君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第98号 上小野農産物集荷所設置・管理条例の一部を改正する条例制定については、原 案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第98号議案は原案のとおり可決されました。

# ◎議第99号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長(藤田喜代治君) 議第99号 南伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長(藤田喜代治君) 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

# 〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第99号の提案理由を申し上げます。

本条例につきましても、前号議案同様に、町が設置する公の施設のうち、その管理を委託 している漁港区域内における船舶の停係泊に係る甲種漁港施設、小稲漁港、下流漁港、大瀬 漁港、石廊崎漁港、三坂漁港、伊浜漁港の管理を指定管理者制度に移行しようとするもので あります。

内容につきましては、産業観光課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを 申し上げます。

## ○議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

# **○産業観光課長(鈴木博志君)** それでは、議第99号の内容説明を申し上げます。

本条例案も、町が設置する南伊豆町漁港の管理を指定管理者に移行するための個別条例でございます。

皆様には新旧対照表をごらんください。

まず、第19条の2の管理の委託から指定管理者とします。地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に漁港区域内における船舶の停係泊に係る甲種漁港施設の管理を行わせることができる。第2項では、指定管理者が行う業務を第19条の3第1項では利用料金で指定管理者に、第14条利用料金の規定に係る第10条第1項第1号によって、これは甲種漁港施設の停係泊及び陸置きの許可に係る料金を指定管理者の収入とすることができる。第2項では、この場合の利用料金は、既に定めてある利用料を超えない範囲で指定管理者が定める町長の承認を得ること。第3項では、指定管理者は利用料金等を公表をすること。第4項では、許可者は指定管理者に納付すること。第5項は、利用料金の減免または分納することができる。第6項は、指定管理者が収入として収受した料金は還付をしない。ただし、指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認めたときは、その全部または一部を還付することができるということでございます。

第19条第3項以降の改正につきましては、管理委託者を指定管理者というものに改正する ものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

## ○議長(藤田喜代治君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第99号 南伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第99号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第100号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長(藤田喜代治君) 議第100号 南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例の一部 を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** 議第100号の提案理由について申し上げます。

本条例につきましても、前号議案同様に、町が設置する公の施設のうち、その管理を委託

している子浦集落排水施設、中木集落排水施設、入間集落排水施設の管理を指定管理者制度 に移行しようとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し 上げます。

○議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

**○建設課長(高橋一成君)** それではご説明をさせていただきます。

現在管理を委託している子浦集落排水施設、中木集落排水施設、入間集落排水施設の管理 を指定管理者制度に移行しようとするものでございます。

皆様方に新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

それでは朗読説明をさせていただきます。

南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例の一部を次のように改正する。

第4条から第7条までを次のように改める。

指定管理者。

第4条 町長は、施設の管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき 指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

指定管理者が行う業務の範囲。

第5条 前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 使用許可に関する業務
- (2) 使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

使用料の徴収。

第6条 町長は、施設を使用する者から毎月使用料として、別表に定める基本使用料及び使用の程度に応じた使用料を徴収する。これは新旧対照の次ページに別表として記載してあります。

目的外使用の承認。

第7条 施設を設置の目的外に使用する者または使用を許可する指定管理者は、事前に町

長の承認を受けなければならない。

次のページに移ります。

別表がございまして、それぞれ子浦集落排水施設、中木集落排水施設、入間集落排水施設 の基本使用料、使用の程度に応じた使用料等が記載されております。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(藤田喜代治君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第100号 南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第100号議案は原案のとおり可決されました。

# ◎議第101号及び議第102号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長(藤田喜代治君) 議第101号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する 地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定について、議第102号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を 変更する規約制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** 議第101号と議第102号議案は、加入団体の町村合併により、組合を 組織する地方公共団体及び組合議員定数の変更を行いたいものでありますので、一括して提 案理由を申し上げます。

町村合併により中川根町と本川根町が平成17年9月20日から川根本町、相良町と榛原町が 平成17年10月11日から牧之原市として、それぞれ誕生することに伴いまして、両組合規約の 組合を組織する地方公共団体名の一部変更を行いたいものであります。

あわせて組合議員定数につきましても、非常勤職員公務災害補償組合が18名を19名に、また職員退職手当組合が16名を17名に変更し、牧之原市長を両組合議員に追加したいものであります。

どうかご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第101号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増

減及び同組合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を 求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第101号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第102号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第102号議案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎議第103号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長(藤田喜代治君) 議第103号 南伊豆町海岸占用料等徴収条例の制定についてを議題 といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長(藤田喜代治君) 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** 議第103号の提案理由を申し上げます。

平成12年の海岸法の改正に伴いまして、それまで国有財産法に基づく財産管理の観点から管理されていた海岸の土地を海岸法で管理すること、また公衆の自由使用に供される海岸を公共海岸として、公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域を一般公共海岸区域として法律上義務づけられました。

原則として一般公共海岸区域の管理は都道府県知事が行っておりますが、特定区域、海岸 保全区域、漁港区域等に接する一般公共海岸について、特定区域の管理者が管理することが 適当であると認められ、かつ都道府県知事と特定区域の管理者とが協議して定める区域については、特定区域の管理者、漁港区域の管理者がその管理を行うこととされました。

このたび静岡県知事と権限委譲の協議が調い、小稲漁港区域、石廊崎漁港区域、三坂漁港区域に接する一般公共海岸については町が管理することとなりました。

本条例は、海岸法第37条の4及び37条の5により町が管理する一般公共海岸区域内において、施設または工作物を設けて占用する者の占用料、土石採取料を徴収するためのものであります。

内容につきましては、産業観光課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを 申し上げます。

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

**○産業観光課長(鈴木博志君)** 内容説明をさせていただきます。

初めに、皆様にはお手元の参考資料のA3の地図をごらんください。

今、町長が説明申し上げました町が管理する特定区域につきましては、それぞれ示した漁港区域、東側から小稲漁港、下流、大瀬、石廊崎、三坂、伊浜等の特定漁港区域がございます。これらに接する一般公共海岸で黄色く色塗りされた一般公共海岸区域となっております。なお、町が管理する一般公共海岸は、その黄色く塗られた小稲漁港地区、これ延長が470メートル、面積が6,770平米、石廊崎漁港地区、延長が3,850メートル、面積が4万3,161平米でございます。三坂漁港地区、延長が5,300メートル、面積が21万8,600平米であります。

なお、いずれの地区におきましても、自然公園法の国立公園の第1種特別地域及び文化財 保護法名勝西南海岸特別地区Aに指定されている区域でございます。

現在まで県に許可を得ているものは、石廊崎漁港地区の1カ所でございます。

それでは、本条例の内容につきまして説明をさせていただきます。

第1条でございます。趣旨、この条例は、海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法という。)第37条の4及び第37条の5第1号の規定による許可に係る占用料及び土石採取料(以下「占用料等」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

占用料の徴収。

第2条です。法第37条の4または第37条の5第1号の規定による許可を受けた者から占用料等を徴収する。

2項です。前項の占用料等の額は、占用料にあっては別表第1の規定により算定した額 (占用の期間が1月に満たない場合は、同条の規定により算定した額に100分の105を乗じて 得た額)とし、土石採取料にあっては別表第2の規定により算定した額に100分の105を乗じ て得た額とする。

これにつきましては、土地の賃借につきましては、消費税の場合非課税でございますけれ ども、短期の場合は課税だということで、この括弧の規定がございます。土石採取料につき ましても消費税が課税されるということでございます。

3項です。前項の規定による占用料等の額が500円未満であるときは、500円とする。最低額は500円ということでございます。

4項です。占用料等は、町長の発行する納入通知書により納期限までに収めなければならない。

5項。占用料等は、許可の日または年度当初の日から60日以内に徴収する。

- 6 許可期間が許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占 用料等は、毎年度当該年度分を徴収する。年度分を徴収するということですね。
- 7 町長は、占用料等が特に多額であるときその他の理由により、一時に全額を徴収する ことが困難であると認める場合は、前2項の規定にかかわらず、分割して徴収することがで きる。

占用料の減免です。

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を減免することができる。

- (1) 国または地方公共団体(港湾法に規定する港湾局を含む。)が直接公共の用に供するとき。
  - (2) その他町長が特別の理由があると認めるとき。

占用料等の還付。

第4条 町長は、法第37条の4及び第37条の5第1号の規定による許可について、当該許可を受けた者の申請に基づき、または法第12条第2項の規定による処分により、占用することができる期間その他占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があったときは、その額を変更するものとし、既納の占用料等の額が当該変更の額を超えるときは、その超える額の占用料等は返還する。

委任。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(藤田喜代治君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

2番議員、清水清一君。

**〇2番**(清水清一君) 2番、清水。

港湾につきましては、ほかに3漁港あるわけでございますけれども、そちらの方にはこういう一般公共海岸区域というのはないわけなんでしょうか。それともあるんでしょうか。

- 〇議長(藤田喜代治君) 産業観光課長。
- **○産業観光課長(鈴木博志君)** この3漁港以外は、ほかにはございません。
- ○議長(藤田喜代治君) ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第103号 南伊豆町海岸占用料等徴収条例の制定については、原案のとおり賛成の諸君 の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第103号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長(藤田喜代治君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

## ◎議第104号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長(藤田喜代治君) 議第104号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第104号の提案理由について申し上げます。

本案は、平成17年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)であります。

補正予算額2,355万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,472 万円とするものであります。

今回の補正は、事務事業進捗に伴う更正増減でありまして、歳出の主なものは、入院医療費の増高見込みに伴います老人保健特別会計への繰出金1,195万5,000円の増額及び本年10月からの法改正により介護保険施設が低所得入居者の個室居住費を減免する額に対しての特例補助金385万円増額等の経費を計上いたしました。

また、これら歳出に対応する歳入を計上いたしました。

内容につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し 上げます。

○議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(小島徳三君) それでは内容説明をさせていただきます。

19ページをお開きください。

歳出でございます。

2款の総務費でございまして、1項1目の一般管理事務でございます。117万5,000円を増額したものでございます。

報償費につきましては、退職者の増分でございます。需用費70万円につきましては、消耗品、コピー用紙等でございます。燃料費につきましては、庁用車等のガソリン代でございます。委託料の40万円につきましては、自主運行バス補助金に関する今訴訟が起こされております。それの代理人の着手金、福地弁護士に対する支払いに対するものでございます。負担金、補助及び交付金が2万7,000円でございます。

財産管理費、庁舎管理事務でございますが、57万1,000円の増でございまして、庁舎補修等の工事につきましては、情報管理係が現在、大会議室でTKCへの移行作業を進めておりますが、その後の情報管理室、サーバー室の横になりますが、ここを改修したいものでございます。18年度からのものでございます。

自治振興事務につきましては、3万6,000円の増でございます。

秘書事務につきましては、20万円の増でございます。

企画費につきましては5万3,000円の増でございます。

基幹業務電算事務につきましては29万4,000円の増でございまして、役務費につきましては情報管理室が新たにできることに伴いますLAN回線の設定料でございます。13万円でございます。

地域づくり推進事業につきましては、4万8,000円の増でございます。

賦課徴収事務につきましては、47万8,000円の増でございまして、滞納整理等の旅費等でございます。それから、償還金、利子及び割引料30万円につきましては、法人の予定納税分の還付金を充てるため計上しました。

4項選挙費につきましてですが、143万2,000円の減額したものでございまして、町長選挙事務が101万円を精算による更正減でございます。

次のページをお願いします。

県知事選挙事務につきましても精算によるものでございまして、8万7,000円の減額でご ざいます。

衆議院議員選挙事務につきましては33万5,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

3款民生費でございます。

社会福祉総務事務でございますが、16万9,000円の増でございます。これについては、行 旅死亡人等の関係でございます。

社会福祉事業につきましては522万2,000円の増額でございます。この中で負担金、補助及び交付金378万5,000円でございますが、47の社会福祉法人ユニット型個室に係る特例措置交付金でございます。介護保険施設が行う所得減免措置、これは本年10月からの改正によります個室居住費の減免を施設で行っております。それに対するものでございます。23人ほどおりまして、6カ月分でございます。それが385万円でございます。これにつきましては4分の3補助がございます。扶助費が39万5,000円、これにつきましては更生寮に入っていた措置者が生活寮に移ったということでございます。償還金、利子及び割引料104万2,000円については、16年度の施設訪問介護利用者減免事業の精算でございます。

老人福祉事業37万4,000円でございまして、16年度精算による返還金と、旅費につきましては地域包括支援センターの関係の研修費、研修旅費でございます。

子育て支援事務につきましては94万円でございまして、被用者児童手当費と母子家庭等医療扶助費でございます。これは更正増でございます。

4款の衛生費でございます。

伝染病予防事務でございますが30万円、これにつきましてはインフルエンザの予防接種委託料、65歳以上の老人に対するものでございますが、1,700人見ていたのを2,000人見込み300人増を見込んだものでございます。

母子衛生事業、扶助費が90万円でございまして、乳幼児医療扶助費でございます。入院が 6歳、通院も4歳から6歳にアップしたことによる更正増でございます。償還金、利子及び 割引料につきましては精算でございます。

老人保健特別会計繰出金につきましては1,195万5,000円でございまして、老人保健への繰出金でございます。

農業委員会事務でございます。4万円の更正増でございます。

農業振興事業についても22万円の増でございまして、これはイノシシの賞賜金を見ております。

中山間地域等制度事業でございます。91万9,000円でございまして、負担金、補助及び交付金で中山間地域等制度交付金でございまして、平成17年4月1日から5年間ございますが、市之瀬に加えまして川合野、伊浜5.55ヘクタールが新規採択になったということでございます。

次に、農業用施設維持事業でございます。需用費30万円、施設修繕料でございますが、11 月6日の大雨洪水災害によりまして二・八反田のファブリダムのブロアが故障してしまった ことによる交換でございます。

次のページをお願いします。

農山村総合施設管理事務でございますが、1万1,000円でございます。これは電話料でご ざいます。差田グランドなどの電話の部分でございます。

漁業集落環境整備事業特別会計繰出金27万円でございます。これは、妻良漁業集落環境整備事業特別会計繰出金でございまして、30万円の増に対して分担金の3万円を引いた27万円でございます。

次に、商工費でございますが、観光振興事業でございまして224万3,000円の増でございます。需用費につきましては54万3,000円、光熱水費は46万5,000円となっております。これは、足湯の電気水道料を見込んだものでございます。委託料170万円につきましては、ダム湖の完成により18年度施行を予定しております青野地区の観光施設設計監理委託料でございます。公衆便所、休憩施設の設計でございます。

銀の湯会館運営事業につきましては、211万5,000円でございまして、臨時事務員の賃金、 当初9人見込んでおりましたが10人、1人増の賃金でございます。また、夏、休館もなく営 業したという関係でございます。

次、7款土木費でございます。

道路維持事業につきましては、未登記道路に対する用地の寄附が2件ありました関係上、75万4,000円でございます。

急傾斜地崩壊防止事業、これにつきましては急傾斜地の指定促進事業でございまして、測量調査委託料430万円の減でございます。これは加納の森山の指定促進事業が採択されなかったためでございます。

9款教育費でございます。

事務局事務が4万5,000円の増でございます。

小学校管理事務につきましては、59万8,000円増でございまして、この工事請負費につきましては南上小学校の防火水槽の撤去工事でございます。

竹麻小学校管理事務につきましては、148万1,000円でございまして備品購入費でございま す。これにつきましてはアスベスト使用の給食用食器消毒保管庫、これがアスベストが使用 してあるために新たに購入したいものでございます。 小学校教育振興事業につきまして320万5,000円の減でございますが、使用料及び賃借料で334万円の減でございます。これはパソコンリースの入札差金でございます。

それから、扶助費につきましては、準要保護就学援助費、これが9人から12人と3児童の増となったためでございます。

次のページをお願いします。

中学校管理事務が13万9,000円の増でございます。

幼稚園事務、4万2,000円の増でございます。

次に、11款公債費でございます。

元金68万7,000円の増でございます。これにつきましては、減税補てん債の借りかえ分1 億5,290万円の利率が確定したため、均等償還のための元金の決定によるものでございます。 11ページをお願いします。

歳入でございまして、地方交付税でございます。285万1,000円の減でございます。これに つきましては、減税補てん債を少な目に見ておったんですが、減税補てん債の可能額が確定 したため、地方交付税の減額するものでございます。これの補てんによりまして、現在 4,600万円からの地方交付税としての留保財源がございます。

13款の分担金及び負担金でございまして、農林水産業分担金9万円でございます。これは二・のファブリダムの30%分の地元の分担金でございます。

15款の国庫支出金、民生費の国庫負担金でございますが、これは被用者の児童手当交付金30万6,000円でございます。 9割分でございます。

16款県支出金でございます。民生費県負担金が1万7,000円、これは児童手当の関係でございます。

総務費県補助金2万5,000円の増でございます。

民生費県補助金、これが332万1,000円の増額でございます。先ほど申し上げました低所得利用者対策事業費補助金、先ほどの特別養護老人ホームの減免の関係の補助金でございます。 4分の3でございます。

それから、次に衛生費県補助金でございます。30万円の増でございます。

商工費県補助金が50万円の増でございまして、これにつきましては足湯の関係でございま して、事業量の増に伴い50万円の増でございます。 2分の1補助でございます。

農林水産業費の県補助金68万8,000円の増でございますが、これにつきましては中山間地域等の直接支払事業の補助金でございまして、国県が4分の3補助するものでございます。

土木費県補助金302万円の減でございますが、急傾斜地指定促進事業採択がなかったため でございます。

県営事業軽減交付金41万2,000円の増でございまして、これにつきましては額確定による ものでございます。

総務費委託金でございますが41万7,000円の減額でございまして、県知事選挙、衆議院選挙の額決定によるものでございます。

次のページ、16ページ、17款財産収入でございますが、これにつきましては20万8,000円の増でございまして、旧厚生省薬用試験場跡地駐車場用地貸付料でございます。これにつきましては、みなみの桜と菜の花祭りの期間、貸し付けるということでの計上でございます。

それから、21款諸収入、雑入でございますが22万円の増でございます。この雑入の中で、水源の森林づくり事業助成金につきまして20万円でございますが、静岡県緑化推進協議会からボランティア、100人以上でございまして、環境美化に対応したボランティアに対しまして県の文化協会の方からの交付でございます。これは、具体的には長者ケ原山ツツジの草刈り等のものでございます。

過年度収入でございますが、125万7,000円でございまして、16年度精算によるものでございます。

次のページをお開きください。

町債でございます。減税補てん債が2,250万円の増。当初は800万円見ておりましたが、先行減税分が当初見込んでおらなかったのを2,100万円、額が内定しております。それから、恒久減税分800万円見込んでおったのですが、950万円可能だということで2,250万円の増としております。

9ページをお願いいたします。

今回補正額は2,355万6,000円の増額でございまして、その補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が172万円、その他で51万8,000円、一般財源を2,131万8,000円としたいものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

〇議長(藤田喜代治君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番議員、石井福光君。

**〇11番(石井福光君)** 3点ばかりちょっとお聞きいたします。

歳出の19ページの訴訟代理人委託料が出ておるんですが、これの代理人と内容について1 点お聞きしたいと思います。

それと29ページの青野地区観光施設管理委託料の委託先、トイレ等いろいろな委託だと思 うんですが、委託先をお願いしたいと思います。

第3点、31ページの電算機器賃借料が300万減額されていることについての理由をお聞き したいと思います。

以上です。

- 〇議長(藤田喜代治君) 企画調整課長。
- ○企画調整課長(谷 正君) 一般管理事務の19節の委託料でございますけれども、賀茂郡の各市町、下田市を含む市町が南伊豆東海バス、西伊豆東海バスにいわゆる自主運行バスを運行させて補助をしています。それに対して、いわゆる下田市、南伊豆の住民からの訴訟の提起がございました。これについては、今のところ全部ではないのですが、現在提起されているのは下田市、南伊豆町です。これは訴訟内容、提起の内容は同じです。それに対してのいわゆる訴訟代理人に対しての委託料ということでして、本町としましては南伊豆町の顧問弁護士であります福地先生にお願いして、それの先ほど総務課長が申し上げました着手金という形です。

訴訟内容等につきましては、現時点では係争中なものですから、答弁はちょっと控えさせていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(藤田喜代治君) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(鈴木博志君) お答えします。

29ページの委託料、青野地区観光施設設計監理委託料、これについてはというご質問です。町内の1級建築士を予定してございます。

- 〇議長(藤田喜代治君) 教育委員会局長。
- ○教育委員会事務局長(鈴木 勇君) 本年度、小学校3校、南中小と南上小、三浜小の教育 用パソコンの入れかえ等の新規の導入をいたしました。それで指名願が出ている4社による 競争入札をしまして、競争原理が働いて大幅な経費削減が図られたということであります。
- 〇議長(藤田喜代治君) 11番議員、石井福光君。
- ○11番(石井福光君) 最後の電算機器賃借料ということで入札を減額なんですが、新町長の努力の結果こういう結果になったんですが、余りにも300万というのは、額がもとの額が

幾らかちょっとわかりませんが、相当の300万の減額されたということは、入札の結果がそういうご努力の中でやったということで、過去、ではずさんだったのではないかなというような感じがするんですが、町長、その辺について、その辺の努力をあれするんですが、町長の方から内容について、どういう状態の中でこれだけになったのかちょっとお聞きしたいんですが。

- 〇議長(藤田喜代治君) 町長。
- ○町長(鈴木史鶴哉君) この件につきましては、ただいま事務局長が申し上げましたけれども、具体的ないわゆる入札執行等、契約については担当課長から説明させます。
- 〇議長(藤田喜代治君) 教育委員会局長。
- ○教育委員会事務局長(鈴木 勇君) 教育委員会からは、特に機種を指定しないで発注仕様を与え、ある特定のモデルの機種はあるんですけれども、それ以上の上回る性能のものであれば何でもいいということで仕様を示して競争させた結果であります。
- 〇議長(藤田喜代治君) 石井福光君。
- ○11番(石井福光君) 要するに今までの機種よりも下がっているのでは、要するに今の問題になっている、安ければよしということではなくて、機種は、では変わらないわけですね。要するに機種を下げたために単価が下がるということは当然あるわけですよね。今の建築問題と一緒で。そういうあれはない。以前のものと同じだ、それ以上のものだということの理解でいいんですね。
- 〇議長(藤田喜代治君) 教育委員会局長。
- ○教育委員会事務局長(鈴木 勇君) 具体的には、発注仕様に示したのはNECの機種でありました。落札した業者は富士通の方ので応札をして一番最低価であったということであります。
- 〇議長(藤田喜代治君) 1番議員、保坂好明君。
- ○1番(保坂好明君) 今の電算機器のことでお伺いいたしますけれども、石井議員からご質問があったので大体わかりますけれども、これ確認なんですが、入れかえしたのはこれ初めてですかね。違いますか。
- 〇議長(藤田喜代治君) 教育委員会局長。
- ○教育委員会事務局長(鈴木 勇君) 文部科学省の通達で生徒1人1台のパソコンを配備するということでありますが、今まで小学校には台数が充足しておりませんでした。それで機種も、例えばOSがウィンドウズの95であったりして大分老朽化しているものですから、そ

のグレードを上げて、さらに各学校の最大のクラスの人数を賄うだけのパソコンを今回初め て入れかえをしたものであります。

- 〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。
- ○1番(保坂好明君) では、全面的に入れかえたということではないんですね。
- 〇議長(藤田喜代治君) 教育委員会局長。
- 〇教育委員会事務局長(鈴木 勇君) 全面的な入れかえであります。
- 〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。
- ○1番(保坂好明君) では、その過去入れた経緯というのは当然同じように競争入札でやったわけですよね。ちょっと私はわからないものですから、その辺お伺いしたいんですけれども。
- 〇議長(藤田喜代治君) 教育委員会局長。
- ○教育委員会事務局長(鈴木 勇君) 詳しくは承知しておりませんが、恐らく見積もり合わせか何かやったと思うんですけれども。
- 〇議長(藤田喜代治君) 保坂好明君。
- ○1番(保坂好明君) というと、やはり随意契約か何かでやったんでしょうかね。

というのは、これ今回私が言いたいのは、入札にかけて300万からの経費削減になったという当然努力でございますね。ですから過去はどうだったのかということを私は伺いたいと思います。

- 〇議長(藤田喜代治君) 教育委員会局長。
- ○教育委員会事務局長(鈴木 勇君) 重要なことでありますから、調べまして正確なご回答をしたいというふうに思います。
- ○議長(藤田喜代治君) ほかに質疑はありませんか。2番議員、清水清一君。
- ○2番(清水清一君) この21ページにあります税金関係でございます。

町税等還付金でございますけれども、これは町長判断あるいは取り過ぎたと思うんですけれども、どういう内容でありますか、30万還付という形になったのかをお伺いします。

- 〇議長(藤田喜代治君) 窓口税務課長。
- ○窓口税務課長(外岡茂徳君) この町税還付金につきましては、これ会社名、法人申告して ございますからあれしてもいいと思うんですけれども、永谷南伊豆生コンが発生したんです けれども、いわゆる当初の予定納税よりも相当な還付金がふえたと。したがって当初の見込

みよりも上回ったわけですね。現在、これ補正通っていませんから、他の還付につきまして は予備費を充当しながらやっています。したがって、今回見込みといたしまして当初よりも プラス30万ということで見込んで補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長(藤田喜代治君) ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第104号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第104号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第105号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

〇議長(藤田喜代治君) 議第105号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を求めます。

町長。

## 〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** 議第105号の提案理由を申し上げます。

本案は、総務費のうち、需用費、物品購入費及び退職被保険者の増加に伴い退職被保険者等療養費を増額するものであります。また、それに伴う歳入といたしまして、国民健康保険税により補正し、歳入歳出予算の総額にそれぞれ126万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額13億728万8,000円とするものであります。

詳細につきましては窓口税務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを 申し上げます。

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

**〇窓口税務課長(外岡茂徳君)** それでは、内容を説明させていただきます。

まず、8ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、補正前の額が524万円、補正額58万8,000円、合計といたしまして582万8,000円。補正額の財源内訳は一般財源で58万8,000円。

その内訳といたしまして、需用費26万2,000円、この需用費につきましては保険証切りかえに伴う封筒代、それから法規集追録代で14万4,000円見ていますけれども、いわゆる国保の実務提要等を追加したものでございます。18といたしまして備品購入費32万6,000円、これにつきましては医療費の事務軽減のための調査のシステムバージョンアップということで増額させていただきたいものでございます。

次のページで、第2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額が7億9,316万4,000円、補 正額は68万円、合計として7億9,384万4,000円。補正額の財源内訳といたしまして一般財源 が68万円。

その内訳といたしましては、負担金、補助及び交付金が68万円、これは先ほど町長からご 説明がありましたように一般から退職への切りかえが多いためこういうことにさせていただ きたいものでございます。

それでは、7ページをお開きください。

歳出に伴う歳入といたしまして、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、補正前の額

が 3 億6, 195万2, 000円、補正額が126万8, 000円、合計といたしまして 3 億6, 322万円。その 内訳といたしましては、医療給付分滞納繰越分で126万8, 000円とさせていただきたいもので ございます。

それでは、前のページの6ページをごらんください。

歳出合計、補正前の額が13億602万円、補正額が126万8,000円、計13億728万8,000円。補 正額の財源内訳といたしまして、一般財源が126万8,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(藤田喜代治君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

**〇議長(藤田喜代治君)** 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第105号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) は原案のとおり 賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第105号議案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

# ◎議第106号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長(藤田喜代治君) 議第106号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 議第106号の提案理由を申し上げます。

本案は、医療費の実績から入院医療費等の増高を考慮した上で再精査した結果、医療給付費を1億6,307万6,000円増額するものであります。また、それに伴う歳入といたしまして、医療費交付金を9,066万4,000円、国庫負担金を4,781万5,000円、県負担金を1,195万5,000円、一般会計繰入金を1,195万5,000円、第三者納付金を68万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,307万6,000円を追加して、歳入歳出予算額を15億2,857万5,000円とするものであります。

詳細につきましては窓口税務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを 申し上げます。

○議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

**〇窓口税務課長(外岡茂徳君)** それでは、内容についてご説明させていただきます。

12ページをお開きください。

歳出の部でございます。

第1款医療諸費、1項1目医療給付費でございます。補正で1億6,307万6,000円追加させていただきまして合計で14億9,035万2,000円としたいものでございます。その内訳といたしましては、負担金、補助及び交付金といたしまして1億6,307万6,000円としたいものでございます。

まず、1の社保分医療給費でございますが、これに関しましては1人当たりの平均給付費を4万7,372円で見込みまして、補正係数といたしまして3月から8月の診療実績、それから9月から2月までの診療推計を推計いたしまして2,344万7,000円を補正させていただきたいものでございます。

それから、2の国保分医療給付費でございますけれども、伸び率、それから1人当たりの

平均給付額につきましては 5 万4,078円を推計させていただきました。それで 3 月から 8 月の実績が 6 億3,040万9,000円、 9 月から 2 月までの医療費推計で 6 億6,256万8,000円で今回 1 億3,962万9,000円補正させていただきたいものでございます。 2 項の医療支給費につきましては、これは財源区分の変更でございます。

それでは、7ページをお開きください。

歳出に見合う歳入といたしまして、1款支払基金交付金でございます。1項支払基金交付金、補正前の額が7億7,817万2,000円、補正額が9,066万4,000円、計といたしまして8億6,883万6,000円。その内訳といたしまして、現年度分ということで9,066万4,000円、これは医療費交付金でございまして、それぞれの補助率により算出してございます。

次のページをお開きください。

2款の国庫支出金でございます。1項国庫負担金、補正前の額が3億9,454万9,000円、補 正額が4,781万5,000円、計といたしまして4億4,236万4,000円。その内訳といたしまして、 現年度分として4,781万5,000円、これは医療費の国庫負担金でございます。やはりこれもそ れぞれの補助率により算出しております年間推計額でございます。

次のページの3款県支出金でございます。1項県負担金、補正前の額が9,706万8,000円、補正額が1,195万5,000円。合計といたしまして1億902万3,000円。その内訳といたしまして1,195万5,000円、医療費の県負担金でございます。これも補助率により算出してあります。次のページをお開きください。

4款の繰入金でございます。1項一般会計繰入金、補正前の額が9,570万4,000円、補正額が1,195万5,000円、合計として1億765万9,000円。内訳といたしまして、一般会計の繰入金で1,195万5,000円でございます。

次のページの6款諸収入でございます。3項雑入、補正前の額2,000円、補正額が68万7,000円、合計として68万9,000円。内訳といたしまして、第三者納付金68万7,000円。これは交通事故等の賠償金でございます。確定数字ということで今回上げさせていただきました。それでは、6ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額13億6,549万9,000円、補正額1億6,307万6,000円、計といたしまして15億2,857万5,000円。補正額の財源内訳といたしまして、特定財源、国県支出金が5,977万円、その他といたしまして9,135万1,000円、一般財源1,195万5,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長(藤田喜代治君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第106号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第106号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第107号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

〇議長(藤田喜代治君) 議第107号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会 計補正予算(第1号)を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

**○町長(鈴木史鶴哉君)** 議第107号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ30万円を増額し、歳入歳出予算総額9,244万2,000円とするもの

であります。

歳出の主な内容といたしましては、集落環境整備工事に伴い現場を精査したところ、事業費の増額が見込まれるため20万円、物件費の見直しによる10万円をそれぞれ増額するものであります。歳入につきましては、受益者負担金3万円、一般会計繰入金を27万円増額するものであります。

詳細につきましては建設課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し 上げます。

○議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

**〇建設課長(高橋一成君)** それでは、ご説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

歳出、1款漁業集落環境整備費、1項妻良漁業集落環境整備費、補正前の額9,113万1,000円、補正額30万円、計9,143万1,000円。補正額の財源内訳、特定財源3万円、一般財源27万円。その内訳としましては、9節旅費6万円の減、11節需用費18万4,000円の増、14節使用料及び賃借料2万4,000円の減、15節工事請負費20万円の増でございます。

それでは、7ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、補正前の額885万、補正額3万、計888万。その内訳としましては、1節漁業集落環境整備費分担金3万円でございます。

次のページをごらんください。

3 款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額339万、補正額27万、計366万。一般会計の 繰入金でございます。

それでは6ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額9,214万2,000円、補正額30万円、計9,244万2,000円。補正額の財源 内訳、特定財源その他3万円、一般財源27万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(藤田喜代治君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 質疑をする者もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

**〇議長(藤田喜代治君)** 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第107号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算(第1号) は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第107号議案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

## ◎まちづくり特別委員会中間報告について

○議長(藤田喜代治君) 日程第15、まちづくり特別委員会中間報告についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

〇議長(藤田喜代治君) 委員会報告を求めます。

まちづくり特別委員会委員長、清水清一君。

〔まちづくり特別委員会委員長 清水清一君登壇〕

**○まちづくり特別委員会委員長(清水清一君)** まちづくり特別委員会中間報告。

ここに文書がございますので、これをもって朗読させていただきます。

中間報告。「希望の持てる南伊豆町」まちづくりの提言。

基本的考え。

南伊豆町民は、2004年(平成16)年10月17日の住民投票で合併によらないまちづくりを選

択しました。この過程の中で、私たち町民は「情報の共有」こそがまちづくりの原動力であることに気がつきました。

まちづくりは、町民一人ひとりがみずから考え、行動することが出発点であり、このことが自治の基本です。

まちづくり特別委員会は、こうした観点を踏まえ、「希望の持てる南伊豆町」まちづくり の検討に当たり、以下の2点を柱に据えました。

- 1、情報共有や住民参加などの仕組みを検討する、2、焦眉の課題である地域産業振興について検討する、3、その他でございます。
  - 1、情報共有や住民参加などの仕組みについて。

まちづくり条例について。

考え方、まちづくりにおける情報共有と住民参加のあるべき姿を位置づける。

条例案、別紙でございます。

情報媒体。

CATVネットワークの構築。高齢者などだれもが身近に気軽に情報を得ることができる。 各地のCATV組合を連結させる町内情報の一元化、広域化を図る。

南伊豆放送協会を設立し発信ポイントとする。

地上波デジタル化と物理的整合を図る。

インターネット配信。必要に応じて情報を得ることができるよう町ホームページを充実整備。

2、焦眉の課題である地域産業振興について。

観光振興。

観光。

石廊崎ジャングルパーク。石廊崎は黒潮文化がはぐくんだ南伊豆町の観光原点であると同時に、伊豆半島全体のシンボルだとの視野での構想が必要です。

現在、各界各層の関係者にご相談を図りつつ検討を重ねておりますが、行政の果たす役割 とその責務は大きいと考えます。

町有財産の活用。遊休町有地の売却・賃借も含め、観光スポット等として活用。

バイクステーション。町有財産の有効活用の検討が必要という中で、「オートバイなどの ツーリングにおける BIKE STATION」目的の土地紹介依頼があった。現在現地 物件調査の日程を検討しております。 下賀茂温泉観望の丘。青野川沿いに線上に散在する温泉の湯煙は、季節条件により青野川 の流水と外気のかかわりで濃霧が発生し段山から望む雲海は見事なものである。

この町有財産を展望化開発し温泉の湯煙と雲海の見える場所として観光化することを提案します。

商工につきましては、リフォーム助成制度その他。

農林、湯の花広場の活性化。遊休農地の定年帰農、Iターン農業への提供と貸し農園。その他。

水産。水産資源の温床・保護の推進。トラフグの種苗生産と稚魚放流による一貫した水産 資源の育成と管理で南伊豆ブランドの確立を進める。

まき網漁船による違法操業をやめさせ水産資源管理で漁業者の経営を守ることは至上課題。 違反操業に対する取り締まりと罰則の強化、禁止区域の設定等操業制限の見直しを国会議 員と通して求めています。

3、その他。

行政事務及び政策選択の有効性。

行財政特別委員会最終提言の示す行政評価システムの一層の推進を望む。

導入検討委員会の早期立ち上げと決断が望まれる。

評価の視点として、①変化の対応、②総合性の確保、③簡素化・効率化、④信頼性の確保。 医療・福祉・環境衛生・教育。

温泉の利活用、地場農林水産物を活用したスローフード、アンチエイジング(抗加齢)の 視点を医療と連携し、予防医療の啓発。

旧薬用施設を活用した介護センター。

各団体の意見聴取。9月29日、観光協会、9月29日、農業振興会、10月14日、漁協と遊漁 船組合、10月26日、商工会等と行いました。

中間報告につきましては、賛成していただくようお願いいたします。

報告、以上でございます。

〇議長(藤田喜代治君) 委員会報告を終わります。

## ◎閉会中の継続調査申出書について

○議長(藤田喜代治君) 日程第16、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、行財政改革特別 委員会委員長及びまちづくり特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元 に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関す る事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎日程の追加

〇議長(藤田喜代治君) お諮りいたします。

本日、2番議員、清水清一君ほか9名より発議第11号 農業試験場南伊豆分場の存続及び 試験研究の充実強化に関する意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第17として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、発議第11号 農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化に関する意見書を日程に追加し、追加日程第17として議題とすることに決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎発議第11号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長(藤田喜代治君) 日程第17、発議第11号 農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究 の充実強化に関する意見書を議題といたします。

本案は、清水清一君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を求めます。

清水清一君。

[2番 清水清一君登壇]

**〇2番(清水清一君)** 提案説明は、この意見書朗読をもってかえさせていただきます。

農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化に関する意見書。

伊豆南部地域は、その地理的条件から第2次産業の展開する基盤はほとんどなく、第1次 産業と観光を主体とする第3次産業に依存しており、東海道沿線に見られるような華々しい 発展は望みにくくなっています。

南伊豆分場は昭和62年4月開設以来、花卉・蔬菜を中心に試験研究を行い、地域生産者の 技術のよりどころとなっています。

特に隣接している県立下田南高南伊分校園芸科生徒の実習体験施設として活用されるとと もに、温暖な地域特有の花卉類、マーガレット、カーネーション、キンギョソウ等の品種改 良等、開発された技術は伊豆地域農業振興の重要な役割を担っております。

さらに、伊豆南部地域に自生しているカワヅザクラ、ユウスゲ、ヤマツヅジ、スイセン等の植物研究、特に今では伊豆地区最大の観光イベント「早春の河津桜まつり」や「みなみの桜と菜の花まつり」でのカワヅザクラ開花予想の研究など、観光地として貢献度も大きく、欠くことのできない施設であります。

以上、南伊豆分場の担っている職務の重要性を考慮し、地域の要望にこたえた技術開発や 安全・安心な農産物の確保に向けた取り組み等が確実に実施できるように、南伊豆分場の存 続と体制強化・充実について特段のご配慮をお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書提出先。静岡県知事、石川嘉延、静岡県農業水産部長、北村正平、静岡県議会議長、大橋正己。

以上でございます。

〇議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第11号は原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

## ◎日程の追加

○議長(藤田喜代治君) 子供たちの通学に対する防犯対策について、渡邉嘉郎君から緊急質問の申し出があります。

渡邉嘉郎君の緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

渡邉嘉郎君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第18として発言を許すことに 賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(藤田喜代治君) 全員起立であります。

よって、子供たちの通学に対する防犯対策についてを日程に追加し、追加日程第18として 議題とすることに決定いたしました。

# ◎緊急質問

- O議長(藤田喜代治君) 10番議員、渡邉嘉郎君の緊急質問を許可いたします。 席でお願いいたします。
- **〇10番(渡邉嘉郎君)** それでは、ただいま許可をいただきましたので、緊急質問をさせていただきたいと思います。

なぜ私が子供たちの通学に対する防犯対策について緊急質問をさせていただいたかというと、昨日の町長報告の中にこういう大事なことが1つなかったということと、もう一つは、教育委員長から私は報告なりこういう対策をしているんだよという私たちに報告があればこの質問をしなかったわけでございますけれども、次世代を担う大事な子供たちが今、マスコミあるいはメディアの中であたかのように殺され、本当に悲惨な事故が相次いでおるわけでございます。そういう子供たちをこの南伊豆町でも、ほかの地域だからということでなく身近な問題として、私は、教育委員会を中心に学校側あるいはPTA側とお話はしていることと確信をしておるわけですけれども、しかし、そのことがこの議会の中に報告がなかったから、あえて質問をさせていただきました。

昨年、奈良の事件から始まりまして昨日まで、昨日も中学生が体育の部室の中でライターをいたずらしたというような放送があって、それでもやっぱり悲惨なことで1人の子供が亡くなっておるわけです。世の中が狂っているというのか、あるいは大人の人たちが子供たちをどう思っているのかわかりませんけれども、そういったようなことが身近に起こっている。そういうものを教育委員会として、あるいは行政側としてどういうふうな対処をして、どういうお話し合いを今はされているのかを私はお聞きをしたいなというふうに思います。

## 〇議長(藤田喜代治君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

**〇町長(鈴木史鶴哉君)** ただいまの緊急質問に対しましてお答えします。

この連日報道されておりますいわゆる児童の事件、いたたまれない気持ちでおります。このことが日本のほかの市や町等の事件としてでなくて、やはり我が町に置きかえて考えていかなければならないというふうな今気持ちでおります。

実は、先般もPTAの全町のいわゆる役員さんの集まりがありまして、私もそこへ出席をさせていただきました。そして、その中でも私は申し上げましたけれども、今、やはり少子化が進む中で、子育て支援は町の重要な課題の1つである。我々もできることからこの問題には取り組んでいきたいというお話をさせていただきました。

そして、今回、私もあえて行政報告等にはもちろんいたしませんでしたけれども、この思いは今ももちろん変わりませんし、考えていきたい重要な課題の1つであります。

そして、その中で私は、今、予算編成をしておりますけれども、いわゆる少子化が進む中で子育て支援を何とかしてできることからやっていきたいということの中で、小さなことではありますけれども防犯ブザーの携帯、支給を考えております。

そして、やはり何といっても学校とそして家庭、すなわちPTA、それから地域と町、それぞれが一体となって、これからこの子供のことを考え取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、関係団体等にも呼びかけをいたしまして今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

なお、細かい部分につきましては教育長の方から答弁させますので、よろしくお願いを申 し上げます。

## 〇議長(藤田喜代治君) 教育長。

○教育長(渡邊 浩君) 今ご指摘のとおり、最近の奈良、栃木、小学校1年生の女児が帰りがけに連れ去られたというふうな大変痛ましい、その年齢の親御さんは震撼とするような非常に痛ましい事件が起こっているということで、教育委員会、私たちの教育委員会としても、栃木というのは余り都会ではないですから、田舎であっても起こり得るような時代が来たというふうな把握をしておりまして、やはり現下の小学生、特に小学生ですが、何とか守らなければいけないというふうなことで考えております。

先日の朝日新聞によりますと、県内で小学生に対する声かけとかつきまとい、ストーカーといいますかそういう例が230件ほどあったとこう書いてあったのですけれども、その6割方が下校のときに起こっていると、1人のときが多いと、こういう記事がございまして、まずやるべきことは集団下校かなと、当面、そんなふうに考えました。

中学生であっても複数下校といいますか単独で帰らないというのが防御のための第一ではないかと、こんなふうに考えております。

したがって、町内の小学校に集団下校ということを指示するべく状況を聞いたわけですね。 そうしたらば、既に小学校各校は全部対応を考えていまして、集団下校ということを実施し ておりました。1校がまだ、これは来週やるというようなことで、今週はもう実施されてい るはずです。そんなような状況でありがたいなと実は思っております。

上級生と一緒に通うとかいろいろ防御策はあると思いますけれども、時間差がありますのでなかなかすべて大きい子と一緒に帰るなんていうことはなかなか難しいと。現実は1・2

年生という小さい子供、ここが一番危険なわけですけれども、この子供たちが歩いて帰っている例もあります。バス通で帰っている例もあります。

例えば、これは南崎の小学校の例ですけれども、学校の先生がすべて子供たちの通学地区を回ったと。そして、その中で子供さんのお宅は家が集落から離れていて危険であるという子が1人だけいたと。この子については学校を出かける前に電話で連絡をすると、お宅へね。そしてバス停にいますと、こういう大変きめの細かい策を講じているということがわかりました。

中には、テレビもやっていましたが、この間、スクールガイドなんていうのをこの間テレビでやっていましたけれども、ワンワンガードといいますかワンワンボランティアといいますか、犬を連れて歩く、散歩するご老人が多いですよね。若い人もありますね。こういう方、定時に歩きますので、大体の方は。その方々のボランティアとして子供たちをガードしていただく、そういうようなことも考え始めている学校があります。それらを今週の16日ですが、校長会がありますので、全部集めた上で相談させたい、こんなふうに考えております。対応についてさらに深く考えたい、こういうものでございます。

時間も限られていますので、それだけの答えにさせていただきます。 以上です。

- 〇議長(藤田喜代治君) 渡邉嘉郎君。
- ○10番(渡邉嘉郎君) ただいま町長と教育長から大変心強い対策の方向に進んでいるんだよという答弁がございました。本当にまさにそのとおりでありまして、我々大人が、自分の子供でなくても、あるいは孫でなくても、大人が守らなければ子供たちは守れないと思います。ですから、地域ぐるみでこういう運動を行政が中心となり、輪を広げていき、私からそういうことをお願いをしてこの質問を終わりたいと思います。よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。
- 〇議長(藤田喜代治君) 渡邉嘉郎君の質問を終わります。

#### ◎閉議及び閉会宣告

○議長(藤田喜代治君) 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。 12月定例会の全部の議事件目が終了しました。 よって、平成17年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会いたします。 ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜代治

署名議員 石 井 福 光

署名議員 横嶋隆二